

平成28年3月定例会会議録（第1号）

平成28年3月3日 木曜日 午前10時00分開会  
 議長 清水清秋 副議長 石川正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	荒川正一	都市計画室長	奥山茂樹
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	高橋弘
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	監査委員	高山孝治
監査委員 兼監査主査	高山学	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会  
事務局長

小松 孝

農業委員会  
事務局長

眞見 治之

## 事務局出席者職氏名

局長 東海林 智  
主査 沼澤 和也  
総務主査 三原 恵  
主査 早坂 和弥

## 議事日程（第1号）

平成28年3月3日 木曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第2号新庄市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 6 議案第1号新庄市教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
- 日程第 8 平成28年度施政方針の説明

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 9 議案第2号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第3号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第4号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第12 議案第5号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第13 議案第6号新庄市行政不服審査会条例の設定について
- 日程第14 議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第15 議案第8号新庄市まちづくり応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第9号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第17 議案第10号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第18 議案第11号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第19 議案第12号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第20 議案第13号新庄市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第14号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を

定める条例等の一部を改正する条例の設定について

- 日程第22 議案第24号平成28年度新庄市一般会計予算
- 日程第23 議案第25号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第26号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第25 議案第27号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第28号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第27 議案第29号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第28 議案第30号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第31号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第30 議案第32号平成28年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第31 予算特別委員会の設置
- 日程第32 議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第33 議案第15号平成27年度新庄市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第34 議案第16号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第35 議案第17号平成27年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第36 議案第18号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第37 議案第19号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第38 議案第20号平成27年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第39 議案第21号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第40 議案第22号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第41 議案第23号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)

## 本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じ

## 開 会

**清水清秋議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、監査委員事務局長佐藤正寿君が本日より3月17日まで欠席のため監査主査高山 学君が出席します。

また、都市整備課長土田政治君が本日とあす3月4日欠席のため、都市整備室長奥山茂樹君が出席しますので御了承願います。

これより平成28年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

### 日程第1会議録署名議員指名

**清水清秋議長** 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山科正仁君、新田道尋君の兩名を指名いたします。

### 日程第2会 期 決 定

**清水清秋議長** 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長森 儀一君。

（森 儀一議会運営委員長登壇）

**森 儀一議会運営委員長** おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る2月25日午前10時から、議員協議会室におきまして議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成28年3月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め、提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付してあります平成28年3月定例会日程表のとおり、本日から3月17日までの15日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

このたび提出されます案件は、報告2件、議案14件、平成27年度補正予算9件、平成28年度予算9件、請願2件の計36件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告2件の後、議案第1号につきましては提案説明をいただき委員会の付託を省略して本日の本会議において審議をお願いします。また、選挙管理委員会の委任及び補助員の選挙につきましても本日の本会議において選挙をお願いします。議案第2号から議案第14号までの議案13件につきましては、本日の本会議において一括上程、提案説明のその後に総括質疑を行い、各常任委員会に付託し、審査をしていただきます。

議案第24号から議案第32号までの平成28年度予算9件につきましても、本日の本会議において一括上程をし、提案説明をいただいた後に、全員で構成する予算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審議をしていただきます。

議案第15号から議案第23号までの平成27年度補正予算9件につきましては、本日の本会議に

において一括上程をし、提案説明をしていただいた後、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略して、直ちに審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は8名であります。よって、1日目4名、2日目4名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と

結果について御報告いたします。

よろしく申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月17日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会期は3月3日から3月17日までの15日間と決しました。

### 平成28年3月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	3月3日	木	本会議	議場	午前10時	開会。行政報告。報告(2件)の説明。人事案件(1件)の上程、提案説明、採決。選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙。平成28年度施政方針の説明。議案(13件)、予算(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。予算特別委員会の設置。議案、請願の予算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(9件)の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予算特別委員会	議場	本会議終了後	正副委員長の互選
第2日	3月4日	金	本会議	議場	午前10時	一般質問 小関 淳、石川正志、佐藤卓也、山科正仁の各議員
第3日	3月5日	土	休 会			
第4日	3月6日	日				
第5日	3月7日	月	本会議	議場	午前10時	一般質問 高橋文子、叶内恵子、小野周一、小嶋富弥の各議員

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 6 日	3 月 8 日	火	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託議案、請願の審査
第 7 日	3 月 9 日	水	常任委員会	総 務 文 教 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託議案、請願の審査
第 8 日	3 月 10 日	木	予 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成 2 8 年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第 9 日	3 月 11 日	金	予 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成 2 8 年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第 10 日	3 月 12 日	土	休 会			
第 11 日	3 月 13 日	日				
第 12 日	3 月 14 日	月	予 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成 2 8 年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第 13 日	3 月 15 日	火	休 会			本会議準備のため
第 14 日	3 月 16 日	水				本会議準備及び中学校卒業式のため
第 15 日	3 月 17 日	木	本 会 議	議 場	午 前 10 時	予算特別委員長報告、討論、採決。 各常任委員長報告、質疑、討論、採 決。

### 日程第 3 市長の行政報告

清水清秋議長 日程第 3 市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

3 月定例会、よろしく申し上げます。

それでは、私から行政報告をさせていただきます。

SNS を活用しました子育て支援のための情報発信事業の開始とわらすこ広場への新たな運動遊具の設置について御報告いたします。

初めに、SNS を活用した子育て支援のため

の情報発信事業についてでございますが、子育て世代の利用率が最も高い SNS である LINE を利用し子育て関連情報の発信はもちろんのこと 1 対 1 トーク機能による子育て相談も実施することとして、2 月 9 日からその運用を開始しました。

運用開始に先立ち 2 月 4 日にプレスリリースを行いました。LINE を活用した本事業は日本で初めての導入であったため、マスコミ各社に取り上げられるなどその反響は大きく実際の利用者登録も 2 月末現在で 143 名となっております。

具体的な運用に関しましては、市地域子育て支援センターに専用端末を設置し、支援センター職員がその対応に当たっております。また、インターネットを利用した事業となることから

市個人情報保護条例に基づく本事業の実施、市情報セキュリティポリシーの技術的要件を満たすためのセキュリティ対策、さらに市ソーシャルメディアガイドラインに基づくLINE運用ポリシーの策定など利用者の個人情報保護、セキュリティ対策には十分に配慮して事業実施してまいります。

続きまして、わらすこ広場への新たな遊具の設置についてでございます。

わらすこ広場への利用者の増加を目指し親子で楽しめる2つの遊具を1月21日に設置いたしました。2つの遊具とも子供たちが安全に利用できるような空気によって膨らむ構造の遊具を採用しております。また、新規遊具導入後の利用者数の状況については導入前の週末の利用者数は150人程度でございましたが、導入後の週末利用者数は約200人程度となり、2月21日には1日の利用者数が300人を超えるなど順調に推移をしております。なお、両事業とも平成26年度国補正予算の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金を財源とした事業でございます。

以上、SNSを活用した子育て支援のための情報発信事業の開始とわらすこ広場への新たな運動遊具の設置についての行政報告とさせていただきます。

次に、続きまして公共下水道使用料の見直し方針について御説明申し上げます。

下水道使用料については、定期的に見直しを行い、これまで5回の料金改定を実施してまいりました。このたび、平成28年度以降の使用料について見直しの検討を行いました結果、平成28年度は料金改定を行わず現行料金の適用期間を平成30年度まで延長し、それ以降については改めて検討することといたしました。

理由といたしましては本市では定住促進や子育て支援の施策に力を入れ、各種事業に力を入れており、料金を値上げする時期として適切でないこと。また、県内13市の上下水道料金の比

較で高い料金にあり、さらに平成29年4月から消費税率の再引き上げが予定されており、負担感が増すことにより市民生活に与える影響が大きいことなどを考慮した結果でございます。このことを踏まえ、下水道事業運営審議会に説明を行い、承認をいただいております。

今後の経営に当たりましては、経営状況の悪化やサービスの低下を来すことがないように経費削減徹底した効率化普及拡大など一層の努力をしながら健全経営に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

#### 日程第4報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

清水清秋議長 日程第4報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出することになっております。

毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類のうち、平成28年度の事業計画についてでございます。お手元の平成28年度予算書につきましては、去る2月5日に開催されました平成28年第1回土地開発公社理事会におきまして可決されたものでございます。

平成28年度の事業計画のうち、泉田宅地分譲用地についてであります、萩野地区における

子育て世代を対象とした低廉な宅地分譲事業を計画し、そのための調査委託費250万円を計上しております。

次に、畑地区宅地分譲用地についてですが、国土交通省が実施する治水対策事業により家屋移転が必要となり、そのための集団移転の受け皿として宅地分譲事業を計画し調査委託費230万円を計上しております。

また、土地の処分につきましては平成24年度より販売を開始しました小桧室2期宅地分譲事業の5区画のうち、残り1区画について平成28年度は価格を下げ販売促進に努めていく予定でございます。

次に、平成28年度の損益につきましては、小桧室2期地区宅地分譲用地1区画の売却を予定し61万8,000円の当期純利益を見込んでおります。

なお、予算書の1ページから5ページまで、新庄市土地開発公社の事業計画並びに予算の内容を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で平成28年度新庄市土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

**清水清秋議長** 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

### 日程第5報告第2号新庄市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

**清水清秋議長** 日程第5報告第2号新庄市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、報告第2号新庄市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する専決処分の承認について御説明申し上げます。

平成27年12月定例会において、地方税法の一部改正に伴う新庄市市税条例の一部改正を議決いただきました。その中で、番号法の施行に伴い税務関係の各種申請書類に法人番号個人番号を明記するための必要な改正を行いました。12月18日の国からの通知により一部手続において個人番号の利用を見直すことになりました。その施行日は平成28年1月1日となっておりますので、必要な改正について12月28日に専決処分いたしましたので、これを報告し専決処分の承認をお願いするものであります。

改正の内容についてであります。本人確認手続における納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減するため、個人市民税及び特別土地保有税の減免申請において個人番号の記載に関する規定を削除するものであります。

ただいま御説明申し上げました件につきましては地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので御承認賜りますようお願い申し上げます。

**清水清秋議長** ただいま説明のありました報告第2号についてこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第2号新庄市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、報告第2号についてはこれを承認することに決しました。

## 日程第6議案第1号新庄市教育委員会委員の任命について

**清水清秋議長** 日程第6議案第1号新庄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第1号新庄市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会委員のうち1名の方が平成28年3月31日をもって任期満了となりますことから新たに教育委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により御提案申し上げるものであります。

任命しようとする方は阿部仁美氏であります。参考といたしまして、経歴を添付しておりますが、本市の教育行政を推進していただく上でまことにふさわしい方であると存じます。

なお、任期につきましては平成28年4月1日から平成31年9月30日までとしております。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

本件は人事案件でありますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第1号新庄市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号についてはこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時23分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第7選挙管理委員会の委員及び補助員の選挙について

**清水清秋議長** 日程第7選挙管理委員会の委員及び補助員の選挙を行います。

ここで選挙管理委員長矢作勝彦君の退席を求めます。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

選挙の方法につきましては地方自治法第118条2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、市長において指名することに決しました。

最初に選挙管理委員の方々を指名申し上げます。

伊藤妙子さん、矢作勝彦さん、間 洋子さん、佐藤利美さんの4名を委員に指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、補助員の方々を指名申し上げます。

補助員1番目に柳橋 弘さん、2番目に海藤靖彦さん、3番目に遠田美代子さん、4番目に渡部佐喜子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を補助員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が補助員に当選されました。

それでは、ここで選挙管理委員に当選された方々から御挨拶をいただきたいと思います。暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時29分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第8平成28年度施政方針の説明

**清水清秋議長** 日程第8平成28年度施政方針の説明をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、平成28年度の市政運営に臨むに当たり、私の所信を申し上げ、議員各位を初め広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1、初めに、中東シリアの内戦の長期化はヨーロッパへの大量難民の発生やテロの世界的拡散という形であらわれ、安寧な市民生活が不安にさらされる状況となっています。

中東国間での武力紛争が勃発するなど中東情勢は一層不安定化しつつあります。一方、核開発を推進しているとされる北朝鮮の弾道ミサイルの発射は、周辺諸国のみならず相互依存関係が深まっている国際社会において不安定要因となるものです。

世界経済については中国の景気減速による各国経済への影響があらわれてきています。昨年未、米国は国内の景気回復によりおよそ10年間

続けてきた金融政策を転換し政策金利の引き上げを実施しました。これまで新興国などに流れていた資金の米国への還流によって生じる世界経済への影響が懸念されています。また、原油価格が大幅に下落し、中東やロシアなどの産油国経済に影響が出始めています。

国内では、日本銀行による物価安定を図るための質的量的緩和策に加えてマイナス金利が導入され、一層の金融緩和策がとられています。年初めから株価の不安定化や急速な円高が進行していますが、内閣府が公表した月例経済報告では、雇用情勢の改善や企業収益の改善などから国内経済は一部に弱さが見られるものの緩やかな回復基調が見られるものと続いていると判断しています。

地域の状況に目を向けますと、雇用情勢については雇用環境の改善により正社員の求人が伸びてきています。また、平成28年3月卒の最上地域新規高校卒業予定者の就職内定率は1月末現在で96.0%と高い内定率となっております。新庄中核工業団地では昨年3社と譲渡契約を締結し、中でも協和木材株式会社が大型集成材工場を11月に操業予定です。そのほか、空き工場を取得し業務を拡大する企業や新たな投資を計画する企業もあり、今後働く場の創出に大きく寄与するものと期待されます。

最上地域の経済力の強化のために、誘致企業の定着地場産業等の競争力強化に求められるものは、地元人材の育成を強化することであると考えます。最近雇用環境が安定してきたことから働く一人一人の人材育成と対策を展開していく必要があります。

一方、この地域にかかわりの深い農産物を含めたTPP交渉は3カ国の大筋合意を見ました。合意内容は農産物に限らず工業品や財産、投資、知的財産、労働など幅広い分野に及ぶもので、今後各国議会の手続が必要とされていますが、発効まではおよそ2年とされています。国で

はTPP対策として補正予算を編成し農業分野でのさまざまな施策が実施されることになっております。これらの予算を活用しながら農業基盤の強化を図る必要があります。

地域振興の基盤となる高速道路の整備については、「新庄金山道路」の事業着手や「新庄古口道路」の一部供用など整備が進捗しています。地域高規格道路石巻新庄道路に関しては、先般山形宮城両県選出の国会議員と、県沿線の市町村長、議員、商工団体による初めての懇談会を開催し、事業化へ向けて結束して取り組むことを確認しました。今後も高速道路ネットワークの未整備区間解消への運動を強化する必要があります。

また、県内で先駆的に取り組んできたインバウンド事業は台湾人観光客の本市への誘客や市内高校生が台湾への修学旅行で本市を紹介するなど徐々に成果を上げつつあります。国による外国人観光客受け入れ環境の整備により外国人観光客が大幅に増加しており、引き続き本市への受け入れの取り組み強化を図っていかねばなりません。

国勢調査の速報値によれば、県内で人口が増加したのは2市にとどまり、他の市町村においては人口減少が進んでおります。本市でも前回調査に比べて1,900人以上の減少、最上地域全体では6,400人を超える減少となっております。人口減少を抑制する取り組みの強化と人口減少に対応したまちづくりが求められます。

また、最上地域で本市の果たす役割も大きくなっております。本市では、昨年、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略となる「新庄市総合戦略」を策定しました。この戦略は、市が人口減少対策として取り組む施策について積極的に人口減少を抑制するための「ふるさと定住促進プラン」と、新庄で元気に暮らし続けるための「幸せと元気のまちづくり推進プラン」からなっております。新年度はこ

の戦略による本格的な施策実施の年に当たりますので、国の財源も活用しながら取り組んでまいります。

特に、若者の地元定着の実現と高齢化の一層の振興による医療福祉分野の人材確保については、最上地域への看護師養成機関設置に向けて県、最上7町村と連携しながら強力に推進してまいります。

また、昨年6月本市は最上7町村と定住自立圏の形成に関する協定を締結いたしました。定住自立圏構想は、近隣自治体と連携を図りながら圏域住民に必要な都市機能と生活機能を確保し、魅力あふれ安心して暮らせる地域を構築する制度であります。近隣の町村と連携した取り組みを、新年度より、「生活機能の強化」、「結びつきのネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の3つの分野で実施してまいります。さらに、連携事業の拡大を図るため近隣町村とその可能性について継続協議してまいります。

以上、本市を取り巻く情勢を踏まえ、地域の活力を支える土台となる産業を振興し、雇用創出と所得向上につなげ暮らしと定住の基盤を強固なものにしていかなければなりません。各分野の施策の強化充実を図り、市民の皆様とともに諸課題の解決に向け取り組んでまいります。

## 2、市政運営の基本的な考え方。

さきに述べた社会経済情勢を踏まえながら、平成28年度の市政運営の基本的な考え方について申し述べます。

私はこれまで「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」をまちづくりの基本理念として掲げてまいりました。それはまさに「地域基盤力」となるものであります。「経済力」、「地域力」、「教育力」を強化する施策を展開することにより、引き続き地域の魅力を最大限に引き出し「笑顔あふれる元気なまち新庄」の実現を目指して取り組んでまいります。

「人行きかうまち」を実現するために何よりも重要なことは働く場の創出です。特に、若者にとって魅力ある働く場の創出が人口減少の抑制につながります。市内企業や創業を目指す方への支援、企業誘致などによる産業振興に合わせて地域が求める人材を育成するため看護師養成機関の設置に向けた事業に着手し、定住への基礎固めと市民所得の向上を図るため、地域の経済力強化に向けた取り組みをより充実いたします。

「人ふれあうまち」の実現にはこの地域特有の課題である雪問題を克服していかなければなりません。雪に強いまちづくりや災害を想定した地域の防災体制づくりを推進する必要があります。除排雪体制の強化、高齢者世帯の雪対策の充実を図るとともに、防災対策を強化するための同報系防災行政無線の整備を推進してまいります。

地域のつながり、コミュニティの充実はまちの人口がふえる要因の一つとなっていると言われております。地域内における助け合い意識の醸成、人口減少、少子高齢化社会にあって、地域コミュニティを活性化することにより地域力を強化いたします。また、地域の悲願である県立新庄病院の改築に向け、県において本格的な動きが始まることから本市としても全面的に協力してまいります。

「人学びあえるまち」の実現に向けては、県内初の義務教育学校となる萩野学園を小中一貫教育のモデル校として発信し小中一貫教育のさらなる充実を図ります。また、学校教育及び社会教育の環境整備を図るとともに、特に歴史、伝統文化、自然、産業など地域の豊かな資源を活用したふるさと学習などを通し郷土に誇りと愛着を持つ子供を育ててまいります。

あわせて、キャリア教育に関する事業を実施し、地域を支える人材の地元定着の促進を図ってまいります。さらには、地域の産業や生活基

盤を支える担い手を育成し地域全体の教育力の向上につなげてまいります。

以上、3つの基本理念、いわゆる地域基盤力を土台として本市が直面する諸課題の解決に向けた施策を講じ、市民の皆様とともに笑顔あふれる元気な新庄の実現に向け全力で取り組んでまいります。

その達成に向けては柔軟な発想と弾力的な手法、情報の有効活用と発信、本市が持つ潜在力を最大限に引き出しながら推進してまいります。

3、市政運営の指針、次に市政運営の指針についてであります。新庄市民憲章に掲げている先人の築き上げた伝統を重んじ、新庄市民であることに誇りを持ち、愛する郷土を発展させることを目指し、新庄市まちづくり総合計画と行財政改革大綱を指針に据え市政運営に当たります。

初めに、市政運営の基本指針となる第4次新庄市振興計画、新庄市まちづくり総合計画ですが、「自然と共生 暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち 新庄」を目指すべき将来像とし、基本目標に産業の振興、健康と福祉の充実、教育の振興、社会生活基盤の整備、環境の保全の5つの分野を掲げ、企業や団体を含めた市民協働と、近隣近县市町村との連携を取り入れながら推進いたします。雇用の場づくり、新しい産業の創造に関してはあらゆる分野で取り組みます。

特に、「暮らし、定住、未来創造」に向けて「雇用・交流の拡大」「安全・安心の充実」「子育て・人づくり」の3プロジェクトを重点プロジェクトと位置づけ、限られた経営資源を集中的に投下しながら推進してまいります。

次に、行財政改革であります。第6次新庄市行財政改革大綱に基づき地域課題の解決を図る体制づくり、行政経営の効率化、行政課題の解決を図る組織体制づくり、持続可能な財政運営の4つを基本目標に定め、行政運営の効率化

と市民サービスの向上に取り組んでまいります。

中でも、行政課題の解決を図る組織体制づくりについては地域内外に対しこれまで以上に効果的な情報発信を行うための仕組みを整備し、市民が誇りや愛着を持てるような地域ブランドの確立を目指してまいります。また、新たに策定した新庄市人材育成推進後期プランにより、チャレンジする力、地域と共に考える力の2つを目標に掲げ、職員のさらなる能力開発と人材育成を行ってまいります。

財政運営面においては、これまでの厳しい財政状況を克服するために内部管理経費の削減や投資的経費の抑制などに取り組んでまいりました。その成果により市財政状況の改善が図られてきていますが、市有施設の長寿命化対策や社会保障費の著しい伸びなど新たな財源需要も多く生じており、財政の弾力性という面ではまだ課題を抱えていると言えます。

新年度は、市有施設の今後のあり方について検討を行い、公共施設等総合管理計画を策定いたします。計画的に市有施設の維持管理に取り組むとともに、平成27年3月に策定しました中期財政計画に沿い、財源確保対策はもちろん、事務事業の選択と集中、業務の効率化を図りながら持続可能な財政運営に努めてまいります。

4、重要課題に対応した平成28年度主要事業。次に、まちづくり総合計画の3つの重点プロジェクトに沿って平成28年度主要事業の概要を申し上げます。

前期5カ年の検証を踏まえ、新たな行政課題へ対応するため見直しを図ったまちづくり総合計画の「暮らし、定住、未来創造」の具現化に向け各種事業に取り組んでまいります。

初めに、雇用交流拡大プロジェクトですが、地域の基盤づくりの最も重要な施策として雇用対策が挙げられます。まちづくり総合計画においても全分野で取り組むこととしております。

特に、本市では企業誘致や市内企業へのさま

ざまな企業振興策などを通じて雇用の創出を図ってまいりました。近年、新庄中核工業団地の分譲も順調に進んでおり、今後本格操業により数十名の雇用創出が見込まれております。人材確保に向けては、大学等の高等教育機関に在学している学生を対象に職場体験、会社訪問、採用試験等に要する交通費の一部を助成する、UJIターン就職活動交通費助成事業を実施し、若者のふるさとへの回帰を図ってまいります。市内企業の経営力を強化する取り組みとしては、従来の金融対策や商談会等への出展補助に加えて、販路拡大や人材確保に向けた情報発信や新製品、技術開発に取り組む企業を支援する制度を新たに創設します。さらに、市内製造業の競争力強化のためアドバイザー派遣事業を継続実施いたします。

農業関連については、農業経営基盤の強化のため、集落等における農業の担い手を育成する担い手総合支援対策事業に継続して取り組むとともに、新規就農者向けの研修指導体制を充実させるため（仮称）担い手育成センター設立の準備を進めてまいります。また、農地や水資源の果たしている役割や機能を高める活動を行う地域共同体に対する支援としての多面的機能支払事業と生物多様性保全水質改善を図るための農業者で組織する団体を支援する環境保全型農業直接支援対策事業に継続して取り組み、農村環境の維持を図ってまいります。

また、複合経営の推進として、園芸作物の産出額のさらなる拡大と園芸産地化を牽引する競争力の高い経営体を育成するため、戦略的園芸産地拡大支援事業を継続実施いたします。さらに、畜産生産拡大支援事業においては、現行制度に市が上乘せ補助を新設し意欲ある担い手の生産基盤強化、規模拡大、生産性向上に向け支援してまいります。

6次産業化の推進については、あらゆる産業の連携体の力を結集し取り組む者の育成と販売

戦略等の支援を強化いたします。さらに、地域固有の農産物やその加工品による消費者のニーズにマッチした商品として磨き上げ、新庄ブランドとして認定しその魅力を内外に発信してまいります。

中心市街地の活性化と地域の魅力づくりを図るため、これまで商業地域空き店舗等出店支援事業費補助金により支援してきておりますが、飲食店街等への一層の出店を促すため、一部制度を拡大しにぎわいと魅力のある商店街形成を目指してまいります。さらに、市のイメージキャラクターであるかむてんを活用した「かむてんによるまちづくり事業」を推進いたします。

また、商店街振興については新庄味覚まつりを初めとする各種イベントなどを各商店街と連携しながら取り組み、にぎわいの創出を図ってまいります。

本年11月にユネスコ無形文化財登録が期待される新庄まつりの山車行事については、観光客との交流に力点を置き、観光客の祭りへの理解を深め愛着を持っていただきリピーターをふやすことによって、新庄まつり誘客100万人構想の実現に向かって取り組みます。また、東北で登録候補となっている祭りとの連携を図り誘客に努めてまいります。あわせて、まつりを保存、継承していくため各若連への交付金を増額し支援いたします。

エコロジーガーデンについては、キトキトマルシェなどさまざまな事業の実施などにより市内などから来場者が増加し、交流拡大の成果が年々上がってきております。国登録有形文化財としてのイメージをさらに高めるため、保存活用計画を作成してまいります。

さらに、地域おこし協力隊の活動として地域の商品やイベントなど情報発信と企業や地域振興を志す人たちが交流できる機能を備えた「GOSALON（ゴサロ）」の運営を継続してまいります。

まちづくり応援寄附金、いわゆるふるさと納税事業については、寄附者が手軽に申し込める仕組みや効果的な情報発信、返礼品の多様化などにより寄附額の向上を図るとともに、新庄市のファンをふやしてまいります。また、企業版ふるさと納税の導入に向け準備を進めてまいります。

次に、安心・安全充実プロジェクトですが、何よりも日常生活における大きな課題は雪対策です。これまでも雪対策については重点的に取り組んでまいりました。昨年設立された新庄市雪と暮らしを考える連絡協議会より、本市の雪対策のあり方について答申を受けました。いただいた答申内容に基づいた雪対策に取り組むとともに、その結果を検証し有効性の高いものにしてまいります。市道除雪に関しては機械による除雪を中心に実施いたしますが、小型除雪車を更新し体制強化を図ってまいります。消雪道路整備については沖・鉄砲町線並びに北本町南本町線の2路線の工事を施工し、克雪対策を推進いたします。流雪溝整備に関しては、金沢地区などへの揚水導入のための工事に新たに着手するとともに沖の町・中山町線などの流雪溝整備については継続して取り組みます。また、冬期間の交通の安全確保のために泉田二枚橋線の防雪柵整備を継続いたします。

町内会などの団体が実施する除排雪への支援としては「雪に強いまちづくり事業費補助金」、「生活道路の排雪事業費補助金」の支援制度を継続してまいります。さらに、住宅地内での最適な雪処理手法を研究するための克雪融雪備品モニター事業費補助金と、高齢者向けの雪処理対策として融雪装置支給事業を継続し雪に対する負担軽減を図ってまいります。

元気なまち新庄の実現には、市民が健康で居続けられることが何よりも必要です。ラジオ体操と輪投げプラス10事業に継続して取り組むとともに、新たに健康活動を行うことでポイン

トを付与するかむてん健康マイレージ事業を関係機関と連携しながら実施いたします。また、特定健診の負担額を軽減し市民の健康増進を図ってまいります。さらに、地域での健康教室を継続開催し健康に対する意識をより一層高めてまいります。

防災対策の強化に向けた取り組みについては、災害発生を迅速かつ的確に伝えるため同報系防災行政無線設備の設置工事を施工してまいります。非常備消防の機能強化については、「小型動力ポンプ積載車整備事業」、「小型動力ポンプ整備事業」を継続し消防団を健全に維持するため装備品の充実や手当改善を図ってまいります。年々組織率が向上している自主防災組織の立ち上げについては継続して支援してまいります。また、犯罪や事件を未然に防止し、安全・安心な地域社会に実現するため街頭防犯カメラを設置するとともに、各町内の防犯環境の向上を図るため新たに町内防犯灯LED化事業費補助金の制度を創設いたします。

生活環境の改善に向けた事業として、これまで市内公衆便所の洋式化等に取り組んできておりますが、市内中心部の曙町第2公衆便所の改修を行い利便性の向上を図ってまいります。

住宅施策としては、県の補助制度を活用した住宅リフォーム総合支援事業費補助金を継続し、既存住宅の機能向上につなげてまいります。一方、これまで危険空き家を中心としてきた空き家対策ですが、新たに利活用可能な空き家を含めた包括的な空き家対策に取り組んでまいります。

近年多発する風水害は地球温暖化に起因するものと言われております。このたび、第3次新庄市環境基本計画の見直しを図ったところであります。再生可能エネルギー設備導入事業費補助金を継続し、環境負荷の低い設備の普及を促進してまいります。さらに、新庄土地改良区の農業用水施設の未利用エネルギーを活用する小

水力発電施設整備への支援を行ってまいります。市民共有の財産である市有施設の耐震化対策については、市有施設耐震化実施計画に基づいて市庁舎並びに武道館の耐震補強工事に着手いたします。

また、全国的に課題となっております道路橋梁の管理については計画的に補修工事を施工しておりますが、新たに泉田橋の撤去に係る基礎調査を実施し、事業化へ向け関係機関との協議を行ってまいります。

3番目の子育て・人づくりプロジェクトですが、少子化を抑制するには結婚、妊娠、出産、育児、教育とそれぞれの段階で切れ目のない支援策を講じていくことが重要です。これまで本市では最上8町村で構成する実行委員会に参加し、婚活事業を実施してまいりました。新たに、市の独自強化策として独身者のスキルアップセミナーなどに取り組みます。

母子保健事業としては特定不妊治療費助成を継続実施するとともに、早産予防の新生児死亡を減少させるために妊婦に対する超音波検査への補助を新たに実施いたします。子育て家庭の負担軽減を図るために、子育て支援医療給付事業を継続実施いたします。さらに、市が独自に実施している第3子以降の児童保育料免除に関しては、免除の基準となる第1子を小学校3年生までから高校3年生までに拡大し、対象となる第3子を小学校就学前まで引き上げ、多子世帯の経済的負担軽減を図ってまいります。

また、子ども・子育て支援新制度により総合的な保育サービスを実施いたしますが、これに関連して教育保育施設が新制度対応型へ移行が完了するまで、認可外保育施設を運営する事業者へ補助金を交付する認可外保育施設乳幼児育成支援事業に継続して取り組みます。さらに、認可保育所及び小規模保育施設を利用できない児童を認可外保育施設が受け入れて保育した場合には待機児童対策事業費補助金を交付し、待

機児童の解消を図ってまいります。

市民アンケートによれば、子育てしながら働くことができる環境が求められております。新たな事業として緊急時の子供の預かり等を行う「病児・緊急対応強化事業型ファミリー・サポート・センター事業」を実施し、働きながら子育てする保護者のニーズに応じてまいります。また、子育て支援に熱心な市内事業所に対する奨励金の交付や、事業所のイメージアップのためPRを行う子育て応援企業支援事業を新たに実施いたします。

さらに小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付する「小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業」と、ひとり親家庭の経済的自立を支援するための「母子家庭等自立支援給付事業」を拡充実施いたします。

学校教育における取り組みとしては、スクールバスの運行や路線バス利用者の家庭を支援する通学手段確保対策事業を継続いたします。さらには、配備計画を前倒ししてスクールバスを購入し、通学手段の充実を図ってまいります。

現在、本市では2名のALTによる小中学校での外国語活動英語学習による国際理解教育を推進しております。新たに、ALTを1名増員し英語学力の向上を図ってまいります。

さらに、学習がおくれがちな児童生徒を支援するため児童生徒個別支援事業を継続して実施し、当該児童生徒を含む学習の充実と学級全体の学習活動の強化を図ってまいります。

学校施設の整備に関しては、日新中学校大規模改修工事实施設計に着手し、教育環境の向上を図ってまいります。体育施設については最上地区唯一の公認競技場となる陸上競技場改修工事を施工いたします。また、改修記念事業の事業内容の検討と関係機関との調整を図ってまいります。

人材育成事業としては、小中高校それぞれの段階に合わせた地元定着型キャリア教育推進事

業に新たに取り組み、地元就職に対する意識の醸成を図ってまいります。また、地元への人材定着を図るための市独自の奨学金制度であるふるさと創生奨学金制度事業については、保育士枠を新たに設定し人材の地元定着を目指してまいります。

これら3つの重点プロジェクトを推進するに当たり、引き続き協働によるまちづくりに取り組みます。新庄市協働推進計画に基づき協働手法を取り入れた従来の事業の実施を、今後、一層進めてまいります。協働主体となり得る市民、職員、団体等に対する知識を深め、地域で実践するための協働セミナーを平成27年度に引き続き開催し、協働の推進を図ります。あわせて、協働事業の検証を行い協働事業を効果的に実施するための方策を講じてまいります。

一方、地域においては人口減少、少子高齢化に伴い、つながりが希薄になり担い手不足が課題となっています。住民同士や地域間の連携を深め、住民主体の地域づくりを牽引するリーダーを育成するための地域リーダー講座を引き続き実施いたします。また、地域住民が互いに支え合い協力し合える地域コミュニティーを再構築し、まちづくりの基盤となる地域コミュニティーの活性化を図ることを目的に「地域づくり支援モデル事業」、「地域づくり支援推進交付金制度」を継続してまいります。さらに、地域づくりを推進するため、中学校区単位で地域課題に主体的に取り組む地域づくり協議会の発足を目指し、地域づくりセミナーや準備会議を開催してまいります。

5、終わりに新年度を迎えるに当たり、市政運営に関する基本的な考えと主な事業について概要を申し上げました。

今年度、地方創生に向けた取り組みとして新庄市総合戦略を策定しましたが、新年度は戦略に基づく本格的な事業の実施段階に入ります。本総合戦略に位置づけられた事業を的確に実施

することで、本市が直面する人口減少の克服とまちの活性化を目指してまいります。特に、最上地域特有の課題である雪問題、克雪なくして定住なしとの考えから、その解決に向け引き続き方策を追求してまいります。

さらには、定住自立圏構想における近隣町村との事業連携もスタートすることになります。これは中心市としての本市のリーダーシップが問われているということでもあります。最上8市町村の共存共栄を図るべく取り組んでまいります。

また、県立新庄病院の改築や看護師養成機関の設置準備など市民生活に深くかかわる分野の事業がスタートする非常に重要な1年となります。これらの実現に向けて一步一步着実に歩みを進めていく所存です。

最後に、市民第一主義を引き続き強く意識しながら、職員一丸となって市政運営に取り組んでいく決意を表明し、平成28年度の施政方針といたします。以上です。

**清水清秋議長** どうも、御苦労さまでした。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 議案22件一括上程

**清水清秋議長** 日程第9議案第2号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第30議案第32号平成28年度新庄市水道事業会計予算についてまでの議案22件を会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第32号平成28年度新庄市水道事業会計予算についてまでの議案22件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第2号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、議案末尾に記載のとおり平成28年度組織機構の見直しに伴い必要な改正を行うものであります。

改正の内容であります。総務課の分掌事務であります広報及び広聴に関することを総合政策課に移管し、従来の広報広聴機能の強化に加え、ふるさと納税や新庄まつりに係る情報発信力の強化、さらには移住者向けポータルサイトの構築など地域全体の競争力を向上させ、外に向けて戦略的に情報発信する機能を強化しようとするものであります。

次に、議案第3号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は平成28年1月22日に地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本市の議会議員やその他非常勤の職員の傷病補償年金及び休業補償を障害厚生年金と併給する際の調整率を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

内容といたしましては、本市の議員その他非常勤の職員が公務災害や通勤災害により負傷した場合や疾病にかかった場合の傷病補償等を支給する際に、同じ理由で支給される障害厚生年金との併給の調整率を0.86から0.88に改正するものであります。施行日につきましては平成28

年4月1日からするものであります。

次に、議案第4号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

本案は、山形県人事委員会勧告に鑑み職員及び特別職の給与に基づいて必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、給与月額につきましては若年層を中心に引き上げる一方、高年齢層につきましては引き上げ幅を抑制し、また期末勤勉手当につきまして0.15月引き上げることが主な内容となっております。

あわせて、本市一般職の職員の期末勤勉手当の改定に鑑み、議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当につきましても支給月数を0.1月引き上げるため関係条例の改正を行うものであります。

施行日につきましては公布の日から施行することとし、一部を平成28年4月1日から施行とします。また、給与表については平成27年4月1日から適用することとし、平成27年度の期末勤勉手当については平成27年12月1日から適用することとします。

次に、議案第5号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法一部改正に伴い平成28年度から新たに導入しようとしております人事評価制度について必要な条例の整備を行うものであります。

このたびの地方公務員法の改正の柱は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底及び退職管理の適正な確保の2つであります。このうち能力及び実績に基づく人事管理の徹底に関して本市条例の整備が必要となります。

内容といたしましては、人事評価制度の導入に係る給与条例への等級別基準職務表の設定、

その他必要な条項の整備等を行うものであります。

次に、議案第6号新庄市行政不服審査会条例の設定について及び議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

平成26年6月に改正行政不服審査法が公布され、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入や不服申し立ての手続を審査請求に一元化することなど、行政処分に関する不服申し立てについて審理における公正さや使いやすさの向上を図るため法律の全部が改正されました。

議案第6号新庄市行政不服審査会条例の設定についてにつきましては、審査長の判断の妥当性をチェックするための第三者機関への諮問手続が新設されることに伴い、第三者機関として新庄市行政不服審査会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。行政不服審査会は市長の諮問により調査、審議する機関として必要に応じて設置することとし、そのほかその他守秘義務。組織運営等について規定しております。

議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてにつきましては、法改正に伴い関係する6件の条例について必要な改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、不服申し立て構造見直しに伴う文言の整備、情報公開条例、個人情報保護条例への審理員制度除外規定の追加、審査請求に関する提出書類の写しの交付手数料の設定などであり、施行日は両議案とも平成28年4月1日であります。

次に、議案第8号新庄市まちづくり応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

新庄市まちづくり応援寄附金条例は、平成20

年度から始まったふるさと納税制度により全国から寄せられる寄附金を活用し寄附者の意向を反映したまちづくりを進めるため、その適正な管理運用を図るため制定されたものであります。

従来は、寄附金全額を基金に積み立て、指定する事業に要する経費に充てることとしておりましたが、本案は返礼品等の経費を差し引いた額を基金に積み立てるよう基金の管理運用について改正するものであります。

次に、議案第9号から議案第12号までは新庄最上定住自立圏形成協定の変更に関するもので一括して御説明申し上げます。

定住自立圏の取り組みにつきましては、昨年6月に各町村と定住自立圏形成協定を締結し、その後共生ビジョンの策定に向け共生ビジョン懇談会における圏域住民からの意見も参考に、具体的な取り組み内容について協議を続けてきたところであります。連携する取り組みにつきましては町村ごとに異なっておりましたが、新たに連携の必要性が確認されたものについて連携項目として協定に追加するものであります。

追加する連携項目については、6次産業化の推進、特産品を活用した地域活性化、コミュニティーバス等の運行、教育関係者の合同研修、斎場施設の相互利用、ごみ減量化の推進についてであります。中心市と近隣町村は1対1の関係での協定となることから、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村とそれぞれ協定の一部を変更することについて提案するものであります。

次に、議案第13号新庄市消防団条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布されたことから、消防団の強化及び処遇改善が必要とされてきたことであり、このうち消防団員の報酬につきましては平成27年度に改定しております。

このたびの改正といたしましては、消防団員の出場手当の年額を見直すとともに出場回数に

応じた手当を支給することとし、より多く活動した団員に報いるとともに消防団の組織強化及び消防団員の意欲向上につなげるための改正を行うものであります。

次に、議案第14号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本市における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準につきまして国の基準に基づき改正するものであります。

主な改正点は、居宅サービスである通所介護事業所のうち利用定員18名以下の小規模な通所介護について少人数で日常生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保がより求められる地域密着型サービスに移行することとなりました。このことに伴い、地域密着型通所介護に関する基準について国の定める基準に基づき追加するものです。

また、認知症対応型通所介護については、地域との連携や運営の透明性を確保するため運営推進会議の設置について規定するなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ地域との連携等に関する規定について改正を行うものであります。

議案第24号から議案第32号までの一般会計、特別会計及び水道事業会計の平成28年度当初予算について御説明申し上げます。

国内経済は足踏みの状況にあり、個人消費においても停滞感が見られますが、一方で各種政策の効果により雇用所得環境の改善傾向も続いており、今後の経済の回復が期待されます。

本市におきましては、市税の伸びも見られる

ものの地方財政計画で見込まれたほどの伸びとはなっておらず臨時財政対策債の削減も見込まれる状況での予算編成となりましたが、地方創生に向けて新庄市まちづくり総合計画と新庄市総合戦略に沿いながら、着実にかつ積極的に政策を推し進め、市民の暮らしに直結する課題、要望等に的確に対応し、平成28年度の当初予算を編成しました。

その結果、一般会計の予算総額は162億5,400万円となり、平成27年度と比較しますと7億6,000万円、率にして4.9%の増加となりました。主な事業の内容といたしましては、第3子以降の児童保育料免除事業における免除対象児の拡大、共働き世帯などでの緊急時の対応や病児の預かりに対応する病児・緊急対応強化事業型ファミリー・サポート・センター事業の実施、さらには子ども・子育て支援制度事業による子供の保育環境の拡充、沖の町中山町線ほか流雪溝整備、沖・鉄砲町線消雪整備事業などを初めとした雪総合対策事業の実施、市有施設耐震化事業、同報系防災行政無線整備事業、陸上競技場改修事業など安心して暮らせる住みよい地域社会をつくっていくことを基本としたものでございます。

以上、当初予算編成の概要について御説明申し上げますが、一般会計の詳細及び7特別会計については財政課長から、水道事業会計については上下水道課長から説明させますので、御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**清水清秋議長** 財政課長小野 享君。

(小野 享財政課長登壇)

**小野 享財政課長** それでは、議案第24号から議案第31号まで御説明いたします。

平成28年度一般会計及び特別会計予算書をお開きください。

予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計の予算総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ162億5,400万円でございます。前年度に比べ7億6,600万円、4.9%の増加となっております。

第3条借入金、第4条流用につきましては、昨年と同様の内容としております。

第2条に関連しまして、7ページをお開きください。

7ページから8ページにかけまして、第2表地方債として掲載しております。平成28年度は17件予定しております、最後の臨時財政対策債の4億9,000万を含めまして総額15億5,940万円となりまして、前年度に比べ1億5,770万円の増加としております。

11ページからの歳入について御説明申し上げます。

11ページの1款市税でございますが、款の合計が43億5,253万8,000円となりまして、前年度比3,628万5,000円の増加を見込んでおります。

個人市民税が約1,000万円の増額、法人市民税につきましては4,200万円の減額となりますが、12ページになりますが、固定資産税が家屋及び償却資産の伸びによりまして6,200万円の増額、軽自動車税につきましては税率改正によりまして1,900万円の増額となっております。

14ページ、2款地方譲与税から16ページ、9款地方特例交付金まで平成27年度の決算見込み及び28年度の国の地方財政計画伸び率を勘案して計上したところでございます。

16ページをお開きください。

10款地方交付税でございますが、42億6,000万円の計上でございます。普通交付税を昨年と同額と見込みまして、特別交付税については定住自立圏関連事業の交付額を見込みまして5,000万円の増額としたところでございます。

下段、12款分担金及び負担金でございますが、前年度比約1,000万円の増額としております。

2目民生費負担金、保育所入所者負担金1億

500万円ございますが、第3子以降児童の保育料免除制度対象者拡大によりまして1,400万円程度の減収が見込まれるところでございますが、民間立の保育所が新たに3所増加することによりまして負担金全体としましては700万円の増加を見込んでおります。

19ページからの14款国庫支出金でございますが、前年度に比べまして2億2,800万円増額しております。特に、1項1目民生費国庫負担金におきまして障害者自立支援給付費負担金が3億9,300万円と前年に比べまして5,600万円増加しております、続く20ページ、児童福祉費負担金の施設型給付費負担金が1億9,700万円ということで昨年から1億4,700万円増加しております、これらが増加の主な要因となっております。

22ページからの15款県支出金につきましても前年度比8,400万円ほどの増額となっておりますが、国庫支出金と同様に民生費関連の負担金の増加によるものが大きいことになっております。

26ページになりますが、17款寄附金でございます。ふるさと納税の伸びを見込みまして1億円を計上しております。

18款繰入金につきましては前年度比1億2,000万円の減額としておりますが、財政調整基金より4億円の繰り入れを計上しまして大規模事業等の財源としております。

28ページに移りますが、下段20款諸収入の4項雑入におきまして陸上競技場改修に伴うスポーツ振興くじ助成金1億3,000万円を計上しております。

29ページからの21款市債につきましては、第2表地方債の内容に基づく予算計上としております。

続きまして、30ページからの歳出を御説明申し上げます。

1款議会費は1億9,462万4,000円となりまし

て、前年度比1,400万円の減額となりますが、議員共済費負担金の減額によるものでございます。

31ページからの2款総務費のうち、1項1目総務一般管理費のうち職員給与費に関連しまして、一般会計全体における人件費は前年度比1億2,000万円の減額となっております。

35ページをお開きください。

6目財産管理費におきまして工事請負費3億400万円を計上しておりますが、本庁舎耐震化補強工事費として計上しているところでございます。

36ページ、7目企画費でございますが、下段にふるさと納税事業約1億円を計上しております。そのすぐ上になりますが、総合戦略事業関連新規事業としましてUJIターン就職活動交通費助成金100万円、子育て応援企業支援奨励金100万円を計上しております。

39ページをお開きください。

11目市民生活対策費では、市民生活の安全安心を守るために街頭防犯カメラ整備業務委託料310万円、下段に町内防犯灯LED化事業費補助金経費400万円を新たに盛り込んでおります。

44ページをお開きください。

4項選挙費でございますが、参議院議員通常選挙費1,800万円と続く山形県知事選挙費1,600万円を新たに計上しております。

3款民生費につきましては、50ページをお開きいただきたいと思っております。

下段、4目障害者自立支援費でございますが、同給付事業費のうち51ページ、介護給付・訓練等給付費、ございますが、7億7,700万円と前年度比1億900万円の大幅な伸びを示しております。

53ページには7目介護保険費がございますが、介護保険事業特別会計の繰出金5億800万円を計上したところでございます。

これらによりまして、1項社会福祉費全体で

1億5,900万円の大幅な増額となっております。

2項児童福祉費でございますが、子育て支援策の拡充によりまして昨年度比全体で2億7,000万円と大幅に増加しているところでございますが、主な事業として54ページをお開きいただきたいと思っておりますが、中段の認可外保育施設乳幼児育成支援事業費補助金2,700万円の中に、新制度移行に伴う待機児童解消に向けた補助金300万円を新たに計上しております。

その4行下になりますが、第3子以降児童の保育料免除事業1,700万円を計上しておりますが、保育料免除額と合わせますと3,100万円規模の事業に拡大しております。

子ども・子育て支援新制度事業費でございますが、55ページ、一番下段に記載しております。7億400万円を計上しております。この内訳として続く56ページ以下に記載しておりますが、特に民間立保育所委託料3億9,100万円。これにつきましては民間立保育所が南部保育所を含めまして新たに3所設立されたことによるものでございます。

さらに、地域型保育給付費1億4,100万円でございますが、これも新たに開設されます小規模保育施設5施設の負担金として計上しております。

そのほか、57ページ中段になりますが、ファミリー・サポート・センター業務委託料390万円を新たに計上しまして、病児・緊急対策強化を図るなど子育て支援の新たな施策展開に向けた予算を編成しております。

60ページになりますが、4款衛生費の中でも新たな少子化対策を盛り込んでおります。

下段、1項1目保育衛生総務費健康診査業務委託料2,200万円でございますが、この中に低体重児出生予防のための妊婦超音波健診への助成を新たに拡充しているところでございます。

62ページ、4目健康増進費でございます。この中では報償費等にかむてん健康マイレージ事

業に係る経費を盛り込んでおりまして、健康づくり意識向上を図ってまいります。

63ページ、下段からの6目環境衛生費公衆便所管理運営事業費でございますが、64ページに記載してございますが、工事請負費1,700万円として曙町第2公衆便所の改修に係る経費を盛り込んだところでございます。

65ページ、2項1目清掃総務費でございますが、今年度も合併処理浄化槽設置整備事業補助金1,900万円、浄化槽水環境保全推進事業補助金700万円を盛り込んだところでございます。

6款農林水産業費でございますが、69ページ、ごらんになっていただきたいと思えます。

中段からの1項3目農業振興費の中の担い手総合支援対策事業費1億1,900万円につきましては、農地集積、青年就農の拡充を図るものとして計上しておりまして70ページになりますが、6次産業化推進事業費840万円につきましては新たな農産加工人材の育成と販売強化を目指すものでございます。

このほか、全体的に補助事業を効果的に活用した予算編成としたところでございます。

71ページに移りますが、4目畜産業費でございます。畜産生産拡大支援事業費補助金1,200万円の中で、市のかさ上げ補助を新たに制度拡充したところでございます。

下段、5目農地費でございますが、新庄地区地域用水環境整備事業補助負担金270万円につきましては、県を事業主体としました水路幹線施設整備に係ります初年度の負担金ということで計上しております。

7款商工費でございますが、75ページをお開きください。

75ページから76ページにかけての1項2目商工振興費におきまして、総合戦略に基づく事業を展開しております。

まず、中小企業振興対策費では76ページに移りますが、新製品開発事業費補助金300万円を

新設しておりまして、企業力強化を支援するとともに商談会の出展支援、情報発信に対する支援も盛り込んだところでございます。

工業振興対策事業費の中では、基盤産業強化アドバイザー派遣事業委託料180万円と、地元定着を目指すための学生向け、子供向けのキャリア教育推進事業の負担金を盛り込んでおります。

77ページ、3目観光費でございますが、新庄まつり実行委員会負担金2,400万円を計上しております。ユネスコ無形文化遺産登録効果によります誘客拡大を視野に入れまして山車囃子若連に対する交付金を500万円増額しまして、あわせて飾り山車行事を拡充したいと考えております。

また、79ページに移りますが、中段の物産振興対策事業費におきまして物産振興会議負担金250万円がございまして、この中にふるさと応援隊による交流人口の拡大に要する経費150万円を含んでおります。

また、80ページになりますが、都市×田舎交流促進事業費885万円を計上しております。これは交流ビジネスを展開する経費を引き続き盛り込んだところでございます。

4目企業誘致費のうち下段公有財産購入費1億2,500万円がございまして、中核工業団地未分譲用地購入の際の借入金の残額を一括して返済するものでございまして、続く81ページには市民の雇用拡大に対する企業立地等雇用促進奨励金2,500万円を盛り込んでおります。

8款土木費でございますが、83ページでございます。

2項2目道路維持費道路長寿命化事業費の中に泉田橋撤去に係る協議資料作成経費100万円を新たに計上しております。

85ページをお開きください。

4項1目都市計画総務費の中には住宅リフォーム総合支援事業費補助金4,000万円を盛り込

んでおります。

86ページになりますが、4目公共下水道の特別会計への繰出金は4億500万円を計上しております。

88ページになりますが、除排雪費でございます。

6項1目除排雪費におきましては、除排雪業務委託料と車借上料を合わせまして3億円を計上しておりまして強化を図っておりまして、続く2目雪総合対策費の流雪溝整備事業、消雪整備事業2億6,000万円を計上して雪に強い安全で快適なまちづくりを推進してまいります。

9款消防費になりますが、89ページ下段からになりますが、1項1目常備消防費最上広域の分担金4億8,200万円とありますが、消防署西支署改築事業費によりまして昨年比8,500万円の増額となっております。

2目非常備消防費におきましては90ページ中段に備品購入費477万円ございますが、この中に防寒対策整備充実に向けまして300万円を盛り込んだところでございます。

91ページになりますが、防災対策推進事業費の工事請負費2億7,300万円につきましては同報系防災行政無線整備費として計上しております。

続く、山形県防災行政通信ネットワーク再整備工事負担金につきましては約2,000万円を計上しております。

下段、3目消防施設費になりますが、自動車購入費1,200万円によりまして、小型動力ポンプ積載車また、小型動力ポンプの更新費用として盛り込んだところでございます。

10款教育費に移りますが、全体的に萩野学園整備、市体育館の耐震改修の完了によりまして減額となっておりますが、93ページ中段に1項2目事務局費の中でふるさと創生奨学金制度負担金672万円を計上してございますが、これにつきましては募集枠に新たに保育士2名を加え

人材の地元定着を目指すための予算内容としております。

下に通学手段確保対策事業費の中で自動車購入費750万円を計上しておりますが、スクールバスの前倒し購入により対策を推進するものと考えております。

95ページをお開きください。

中段、3目教育指導費の国際理解教育推進事業費1,300万円におきまして、語学指導員を1名増員しまして3名体制によりまして国の小学校での英語教育の強化方針に対応してまいりたいと考えております。

99ページをお開きください。

3項1目中学校費でございますが、学校管理費中に測量設計業務委託料1,300万円計上いたしておりますが、これにつきましては日新中学校大規模に向けた経費として計上しております。

100ページになりますが、4項とした新たに義務教育学校費を新設しております。このたび制度化されました義務教育学校としての萩野学園に係る経費をまとめて計上したところであります。

5項社会教育費関連になりますが、109ページをお開きください。

12目体育施設費工事請負費につきまして武道館耐震経費として1,200万円及び陸上競技場の改修費4億9,300万円合わせて5億500万円を計上しております。

129ページをお開きください。

特別会計の説明に移らせていただきます。

議案第25号国民健康保険事業特別会計の予算案につきましては、43億4,142万4,000円、前年度対比で2億1,800万円、率にして4.8%の減額でございます。

第2条一時借入金、第3条流用につきましては昨年同様としております。

137ページからの歳入をごらんください。

被保険者の減少に伴います保険給付費の減額

に伴いまして、1 款国民健康保険税を初めとして多くの款項で減額計上となっております。

140ページになりますが、9 款繰入金でございますが、このうち一般会計繰入金が保険基盤安定のための法定内繰入の増額に伴いまして全体で2 億8,600万円、昨年比4,600万円の増額とされているところでございます。

歳出につきましては143ページをごらんください。

2 款保険給付費につきまして、前年度比1 億9,700万円と大幅な減額になっておりまして、あわせまして146ページ下段となりますが、7 款共同事業拠出金を除きますとおおむね減額の予算計上となったところでございます。

153ページをお開きください。

議案第26号交通災害共済事業特別会計予算総額でございますが、638万1,000円と定めるものでございます。

歳入歳出の明細につきましては155ページから記載してございますが、ほぼ前年度と同様の編成内容となっております。

159ページをお開きください。

議案第27号公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算案でございますが、13億4,171万2,000円と定めるものでございます。

162ページに債務負担行為及び地方債について掲載してございます。

歳入については164ページからになりますが、下段3 款国庫支出金をごらんいただきたいと思いますが、処理場の長寿命化事業終了に伴いまして昨年比1 億円の減額という状況になっておりまして、あわせて165ページ下段になりますが、7 款市債につきましても9,700万円の減額としております。

歳出につきましては168ページをごらんいただきたいと思いますが、2 款2 項2 目施設建設費が前年度に比べて1 億6,800万円の減額とされているところでございます。

179ページをお開きください。

議案第28号農業集落排水事業特別会計の予算総額につきましては歳入歳出それぞれ8,160万円と定めるものでございます。

歳入歳出編成内容につきましては、ほぼ前年と同様の内容となっておりますところでございます。

187ページ、議案第29号営農飲雑用水事業特別会計の予算総額でございますが、2,720万9,000円と定めるものでございます。

施設改修の完了によりまして修繕費が減額になっていまして、あわせて歳入における一般会計繰入金も減額になった予算計上となっております。

195ページをごらんください。

議案第30号介護保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出37億6,635万7,000円となりまして、前年度比1 億9,700万円、率にして5.5%の増加となっております。保険給付費の増加に対応しまして203ページをごらんいただきたいと思いますが、1 款保険料から多くの款項目で増額としているところでございます。

歳出につきましては209ページをごらんいただきたいと思いますが、下段2 款保険給付費の合計が36億5,600万円となりまして前年度比2 億2,500万円、6.6%の伸びを見せているというところでございます。

219ページをお開きください。

議案第31号後期高齢者医療事業特別会計予算総額でございますが、歳入歳出4 億30万4,000円と定めるものでございます。主な内容として227ページ、歳出になりますが、3 款後期高齢者医療広域連合納付金が38億7,700万円と前年に比べ1,200万円の増加を見込んだところでございます。

以上で、平成28年度の一般会計及び特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

清水清秋議長 上下水道課長松坂聡士君。

(松坂聡士上下水道課長登壇)

松坂聡士上下水道課長 それでは、議案第32号平成28年度新庄市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

それでは、予算書1ページをお開き願います。

第1条平成28年度新庄市水道事業会計の予算は次の定めるところによります。

第2条業務の予定量は次のとおりといたします。1、給水件数1万3,820件、2、年間総給水量376万850立方メートル、1日平均給水量1万304立方メートル。4、主な事業として建設改良事業費が4億7,770万2,000円であります。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入第1款水道事業収益は11億537万7,000円を見込んでおり、前年度より165万2,000円の減といたします。

次に、支出第1款水道事業費用は10億7,062万円を見込んでおり、前年度当初予算比482万8,000円の増といたしております。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入第1款資本的収入は1億7,121万3,000円を前年度比9,026万8,000円の減とします。

次に、支出第1款資本的支出は6億9,923万6,000円で、前年度比8,276万8,000円の減といたします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億2,802万3,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填しようとするものでございます。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を営業費用と営業外費用との間といたします。

第6条議会の議決を経なければ流用することができない経費として1、職員給与費5,841万2,000円、2、交際費1万円といたします。

第7条他会計からの補助金として、統合水道償還利子等のため一般会計から受ける水道事業会計へ補助を受ける金額は969万といたします。

第8条たな卸資産の購入限度額を300万円と定めようとするものでございます。

次に、予定実施計画に基づき御説明いたします。

3ページをお開き願いたいと思います。

初めに、収益的収入及び支出の関係でございますが、第1款第1項営業収益は9億5,572万9,000円で、内容としましては、給水収益その他の営業収益でございます。

第2項営業外収益は1億4,964万6,000円で内容としましては、他会計補助金、負担金雑収入収益等でございますが、法改正により会計基準の見直しにより減価償却費に伴う補助金等の収益化として新たに長期前受金戻入の項目が設けてございます。

続きまして、4ページから7ページでございますが、支出でございます。

第1款第1項営業費用は9億8,526万1,000円で、内容といたしまして原水及び浄水費、配水及び給水費、業務及び総係費等でございます。

7ページ、第2項営業外費用は8,108万4,000円で、内容としましては支払利息、繰延勘定償却等でございます。

8ページ、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入第1款第1項補助金は1億1,805万4,000円で、内容といたしましては生活基盤施設耐震化事業等で実施します指野配水池更新及び老朽管更新の国庫補助金でございます。

第2項出資金は5,315万8,000円を見込んでおります。これは統合水道償還金元金及び生活基盤施設耐震化等出資金でございます。

次に、8ページ、9ページの支出でございますが、第1款第1項建設改良費は4億7,770万2,000円で、内容といたしましては工事費等で

ございます。

第2項企業債償還金は2億2,153万3,000円でございます。

なお、10ページには法改正による会計基準の見直しに伴い、1会計期間のキャッシュイン、キャッシュアウトを把握するため平成28年度の会計予定のキャッシュ・フロー計算書を記載してございます。

続きまして、11ページから13ページまでは給与費明細書、14ページから15ページについては平成28年度の予定貸借対照表を記載してございます。

続きまして、16ページ、17ページには平成27年度予定貸借対照表、18ページには平成27年度予定損益計算書、19ページ、20ページには法改正による会計基準の見直しに伴う会計方針を記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、平成28年度新庄市水道事業会計予算案について御説明申し上げました。

御審議いただき、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

**清水清秋議長** これより、ただいま説明のありました議案22件のうち、平成28年度予算9件を除いた議案13件について一括して総括質疑を行います。質疑ありませんか。

**1番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

**1番(佐藤悦子議員)** 議案第4号についてですが、新庄市一般職職員の給与に関する条例に関してですが、職員1人当たりの年間1人当たりのどのぐらいの手当というか収入が上がるのかということ。それから、全体の経費がどのぐらいなのか。

特別職ということで市三役及び議員の引き上げもあるようなんですが、三役及び議員の引き上げ額は1人当たり年間どのぐらいで、全体では幾らぐらいなのかということをお願いしたい

と思います。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**清水清秋議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** まず、このたびの給与改定に伴いまして一般職の年額の上昇額ですが、あくまでも平均ですが、6万8,500円ほどを見込んでいるところでございます。

それから、特別職の手当の引き上げについての御質問ですが、市長、副市長、教育長につきましてもそれぞれ引き上げになるわけでございますが市長については約13万円弱、副市長については10万円弱、教育長については8万円強の年額の引き上げになります。議員の皆さんにつきましても議長につきましても6万3,000円弱、副議長につきましても5万5,000円程度、議員の皆さんにつきましても5万2,000円弱ほどの年額を引き上げになります。

年間の平成27年度人勤に伴います影響額でございますが、全体として2,550万1,000円を見込んでいるところでございます。

**1番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

**1番(佐藤悦子議員)** 一般職の年間1人当たり、平均6万8,500円。これについては、異議はありません。

特別職全体では引き上げが行われるわけですが、全体では2,550万1,000円ということでございます。そのうち特別職については全体で幾らなのかもう一度お願いします。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**清水清秋議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 特別職については期末手当のみの改定でございますが、市長、議員の皆さんも含めて125万7,000円の金額の見込みを立てているところでございます。以上でございます。

**1番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

**1番(佐藤悦子議員)** 特別職、市三役及び議

員ということですが、その全体は125万7,000円とお伺いしました。

先ほどの市長の施政方針を見ても、市全体のまだまだ財政は引き締めが必要なんだという方針が示されたように思います。市民の側から見ますと、財政難ということで新庄市が特に市民に対する福祉が非常に近隣の市町村から見たら低く抑えられており、市民はお金がないからといって我慢に我慢に我慢をさせられてきたという声がよく聞かせられております。財政がよくなったということはいいことなのですが、それがやはり市民に福祉の我慢をさせてきたということがいまだに続いている部分があるかと思います。

そういう意味で、貧困格差に苦しんでいる市民に対してやはり私たちは、特に三役については引き上げをしないで、そのお金があればおくられている福祉、タクシー券とかそういうところだと思いますが、市民の苦しいところに対して改善を図るお金に向けて市財政のよくなった点を市民に少しでも還元させていく姿勢が必要なのではないかと私は考えるわけですが、その点についてどう考えるかお願いします。

**清水清秋議長** ただいまから1時まで休憩します。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

なお、代表監査委員高山孝治君より本日午後から3月16日まで欠席届が出ております。

それでは、引き続き質問、答弁をお願いします。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**清水清秋議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 特別職の期末手当見直しの理由についてのお尋ねだと思います。

まず、このたび特別職の期末手当について引き上げの提案をさせていただいているわけですが、

従来新庄市においては人事委員会勧告などを契機に特別職の期末手当の見直しの契機にしてきた経過がございます。また、このたび県内13市の状況を見てもと特別な理由、特別な考え方がある2市を除いて13市中11市が特別職の期末手当等の見直しを行っているということもでございます。

そうしたこともありまして、均衡の原則でありますとかを考慮いたしまして総合的に判断し、このたびの提案とさせていただいたところであります。以上です。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

### 日程第31 予算特別委員会の設置

**清水清秋議長** 日程第31予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第24号平成28年度新庄市一般会計予算から議案第32号平成28年度新庄市水道事業会計予算までの平成28年度各予算を審査するため、委員会条例第16条第1項の規定により予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決しました。

### 予算特別委員会委員の選任

**清水清秋議長** これより、ただいま設置されまし

た予算特別委員会委員の選任を行います。

たします。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

### 日程第32議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

清水清秋議長 日程第32議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において予算特別委員会を開催し、委員長の互選を行っていただきますので、御参集方よろしくお願

いいたします。議案・請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願

## 平成28年3月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
予算特別委員会 議案(9件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第24号平成28年度新庄市一般会計予算</li> <li>○議案第25号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算</li> <li>○議案第26号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算</li> <li>○議案第27号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計予算</li> <li>○議案第28号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算</li> <li>○議案第29号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算</li> <li>○議案第30号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計予算</li> <li>○議案第31号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算</li> <li>○議案第32号平成28年度新庄市水道事業会計予算</li> </ul>
総務文教常任委員会 議案(11件) 請願(1件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第2号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>○議案第3号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>○議案第4号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について</li> <li>○議案第5号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について</li> <li>○議案第6号新庄市行政不服審査会条例の設定について</li> <li>○議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する</li> </ul>

付託委員会名	件名
	条例の設定について ○議案第8号新庄市まちづくり応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第9号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について ○議案第10号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について ○議案第11号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について ○議案第12号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について ○請願第2号「奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願」について
産業厚生常任委員会 議案（2件） 請願（1件）	○議案第13号新庄市消防団条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第14号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について ○請願第1号T P P協定を国会で批准しないことを求めることについて

## 議案9件一括上程

**清水清秋議長** 日程第33議案第15号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第5号）から日程第41議案第27号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算9件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第15号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第5号）から議案第23号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算

9件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、議案第15号から議案第23号までの平成27年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第15号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ5億720万5,000円を追加し、補正後の予算総額を167億1,567万7,000円とするものであります。

主な補正内容について御説明申し上げます。

歳入についてであります。市税は法人市民税や固定資産税の伸びなどがあり、市税全体で対当初予算比で約9,000万円の増額補正を計上

しており、地方消費税交付金では1億3,570万円の増額補正をしております。

また、14款国庫支出金及び15款県支出金におきましても国の補正予算に呼応した予算を盛り込んだほか、中核工業団地の用地売却に伴う土地売却収入を盛り込んでおります。

歳出につきましては、8款土木費に道路の除排雪経費1億円ほどの増額を盛り込んでおります。また、国の補正予算に呼応し、2款で情報セキュリティ強化対策費用、3款では年金生活者等支援臨時給付金給付事業費を、6款では担い手確保経営強化支援事業費を計上しております。

さらに、中核工業団地の用地売却に伴う土地売却収入をもとに、今後の産業振興用地購入費に資するための財政調整基金への積立金も盛り込んだほか、今後の市有施設改修費などの増加に対応するため市有施設整備基金への積立金も盛り込んでおります。

新年度の事業展開への円滑な移行のためにも適切な対応を要する補正内容を組み合わせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、37ページからの特別会計からありますが、議案第16号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第22号後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの7特別会計補正予算につきましても、今年度のおおのの事業の総括などを図るために必要な予算の補正を行うものであります。

議案第23号水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出をそれぞれ減額補正し事業収益を10億8,761万2,000円、事業費用を10億6,459万9,000円とするものです。また、資本的収入及び支出につきましてもそれぞれ減額補正し、資本的収入を2億943万5,000円、資本的支出を6億2,031万7,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、おおのの

事業の総括などを図るために必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長から説明させますので、御審議の上、御決定賜りますようよろしく願いいたします。

**清水清秋議長** 財政課長小野 享君。

(小野 享財政課長登壇)

**小野 享財政課長** それでは、議案第15号から議案第22号まで御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

初めに議案第15号一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億720万5,000円を追加しまして、補正後の総額を167億1,567万7,000円とするものでございます。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきまして、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

続きまして6ページ、第2表地方債補正でございますが、国の補正予算に基づく情報セキュリティ強化対策事業債を財源としまして680万円を追加しまして、続く事業費の確定により増減による9本の変更、市債発行総額抑制のために、地方税交付税措置の見込めない3本につきましては減額を行うものでございます。

10ページからの歳入について御説明いたします。

初めに、1款市税でございますが、1項市民税は法人分2,085万5,000円の増額、2項固定資産税は7,000万円の増額補正を組ませていただいております。市税全体におきましては当初予算から初めての補正となりますが、総額8,956万5,000円の増額となります。

11ページの6款地方消費税交付金は1億3,570万円の増額を計上しております。

12ページからの、14款国庫支出金並びに13ページからの県支出金におきましては事業費の確定や精査に伴います負担金や補助金などの増減を計上しております。このうち、国の補正予算に伴うものが3事業あります。

まず、国庫支出金として12ページ、2項1目総務費国庫補助金の中で地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金800万円を計上しております。次に、続く13ページ上段となりますが、2目民生費国庫補助金には年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金1億3,216万1,000円を計上しております。

また、県支出金になりますが、14ページをごらんください。

2項5目農林水産業費県補助金の中ほどに担い手確保・経営強化支援事業費補助金を補正しております。以上が国の補正に呼応した補正となります。

15ページ、16款2項1目不動産売払収入では、中核工業団地の用地売却費2億円を計上しております。

最後に16ページ、21款市債につきましては第2表地方債補正に対応した補正内容としております。

続きまして、17ページからの歳出について御説明させていただきます。

まず、共通している補正内容といたしまして、事業費の確定や精査に伴った補正をしているところでございます。

2款総務費でございますが、1項4目財産管理費におきまして、中核工業団地の用地売却収入2億円を財政調整基金積立、さらには今後の市有施設改修費などの増加に対応するために市有施設整備基金への積立金1億円を計上しております。歳入でも御説明申し上げましたが、国の補正に対応した事業としましてまず18ページをごらんください。

中段、9目電算管理費におきまして情報セキ

ュリティー強化対策経費1,791万1,000円を計上しております。22ページ、3款民生費になりますが、1項9目臨時福祉給付金給付費につきましては年金生活者等支援のための年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費1億3,216万1,000円を盛り込んでおります。

さらに、27ページに飛びますが、6款農林水産業費1項3目農業振興費におきまして担い手確保・経営強化支援事業費補助金8,016万6,000円を盛り込んでおります。これら、国の補正に呼応する事業につきましては、歳入歳出ともに次年度へ繰越明許費としてさらに予算化を予定しております。

28ページ最上段になりますが、5目農地費に平成27年度の少雨干ばつのために発足しました農業用水の確保に要した多大な経費の補助としまして高温少雨による農業用水確保対策費補助金765万4,000円を計上しております。

30ページ、下段からの8款土木費6項1目除排雪費の道路の除排雪業務費は約1億円増額しまして市民生活の安心安全を確保しております。

32ページをお開きください。

10款教育費におきましては全体的に学校及び社会教育施設におきまして新年度前に対応すべき修繕、各施設の利用者の利便性や安心した利用に配慮した修繕料を盛り込んだところでございます。

最後に、35ページ、12款公債費でございますが、市債利子におきます利率低下などによる減額補正としております。

以上で一般会計を終わります。特別会計の説明に入らせていただきます。

37ページをお開きください。

議案第16号国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、歳入歳出それぞれ6,064万7,000円を追加し、補正後の予算総額を46億8,710万3,000円とするものでございます。

42ページからの歳入をごらんいただきたいと

思いますが。被保険者の減少に伴って1款国民健康保険税を初めとしましておおむね減額補正となっております。

43ページの下段になりますが、健康基準の変更により第2号調整交付金の増額、44ページ中段の繰入金になりますが、一般会計からの保険基盤安定繰入金の増額を盛り込んだところでございます。

歳出におきましては特に47ページ、下段9款をごらんいただきたいと思っております。

1項財産費基金積立金でございますが、次年度以降の国民健康保険事業の安定した経営を図るために、基金への積立金5,000万円を増額補正しております。

49ページ、議案第17号交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ159万2,000円を追加し、補正後の予算総額を840万1,000円とするものでございます。見舞金支出の増加に対応した補正となっております。

53ページをお開きください。

議案第18号公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが歳入歳出それぞれ3,128万5,000円を追加し、補正後の予算総額を14億6,977万9,000円とするものでございます。

事業の確定及び精査に伴います事業費の補正、また市債利子を減額してございますが、58ページをごらんいただきたいと思っておりますが、下段2款1項下水道処理建設費のうち処理場建設事業費（補助）に係る4,322万7,000円でございますが、これは国の社会資本整備総合交付金の再配分に係る増額補正となりまして、これに関しても平成28年度への繰越明許として再度予算化を図る予定でございます。

61ページでございます。

議案第19号農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ104万円を追加し、補正後の予算総額を8,445

万3,000円とするものでございます。補正内容につきましては施設の除排雪業務委託料の増額に対応した補正となっております。

65ページをお開きください。

議案第20号営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ222万3,000円を追加し、補正後の予算総額を5,399万6,000円とするものでございます。

内容は、施設管理に係る経費の増額補正を行っております。

69ページをお開きください。

議案第21号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し補正後の予算総額を36億2,826万7,000円とするものでございます。

内容につきましては事業費確定や精査に伴った補正内容となっております。

77ページをお開きください。

議案第22号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ291万2,000円を減額しまして、補正後の予算総額を3億8,964万7,000円とするものでございます。

内容は後期高齢者医療広域連合への納付金の減額が主な補正内容となっております。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いたします。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算9件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第23号までの補正予算9件

については、委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました平成27年度補正予算計9件の審議に入ります。

### 日程第33議案第15号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第5号）

**清水清秋議長** まず初めに、日程第33議案第15号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第5号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第15号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

### 日程第34議案第16号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別

### 会計補正予算（第3号）

**清水清秋議長** 日程第34議案第16号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

1番（佐藤悦子議員）議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1番（佐藤悦子議員）44ページの9款繰入金に1一般会計繰入金ということで、その1に保険税軽減分ということで約1,900万円載っています。これは国からの国民健康保険の保険税が高いという国民全体の声を受けて国からほぼ自治体が一般会計から補填してきた平均的な金額を、国として県一本化するに当たって補填というか軽減のために保険税軽減を目指してお金を入れている内容と聞いております。

そうすると、被保険者1人当たりというか、国民1人当たり関係者の1人当たりで1世帯当たりの額5,000円ぐらい軽減になるようなあれが国から来ていると聞いています。各自治体でそれを生かして引き下げをしている自治体も出ていると聞いています。多く全国で出ております。

そういう意味で、新庄市としてはこれを見た場合5,000万円ほどの基金繰り入れということで国保税高くて本当に市民苦しんでいます、その会計としては黒字で上げ過ぎたんだという気がするし国からの補助も来ているわけですから、それでは市民の苦しみを少しでも軽減するために軽減に充てるべきだったのではないかと。保険税軽減分ということで来ておりますし、そういう意味では軽減という考えはなかったのかお聞かせいただきたいと思っております。

**荒澤宏二健康課長** 議長、荒澤宏二。

**清水清秋議長** 健康課長荒澤宏二君。

**荒澤宏二健康課長** ただいまの質問に答えるよう

な内容になろうかと思いますが、国民健康保険税、低所得者等の軽減を行っていた上でのその分を国とかで応援しましょうということが入ってくるお金であります。それで、国保運営をきちんと行ってくださいよということでの繰り入れでございますので、その目的にかなうようにということで今回3月補正で次年度以降の国保運営をきちんとやれるようにということで、基金の積み立てを予算化させてもらったところがあります。以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 国から全体で国としては3,400億円と聞いていますし、その半分の1,700億円を各市町村国保に今年度だと思えますが渡して国保税の軽減のためにと国は使っているよと言っているように思うんですけども、そういう目から見て新庄市として上げ過ぎたなと私は思っていますし、市民のために引き下げということは考えなかったのかお願いします。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

清水清秋議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 国から今回平成27年度約1,700億円の保険者への支援ということで各保険者にきちんと国保の経営をなさいと、どこでも国保の経営、ほとんどの保険者で大変だということで国でも平成30年度からの県単位化というところに向けて足腰をしっかりして県と今の保険者と共同して被保険者のための国保経営をしていけるように円滑に進むようにということで、国からの保険者の支援金です。そういったことも含めまして、先ほど言ったように来年度以降の国保の安定経営を目指して基金に積み立てさせていただいております。以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 県内の市町村でこのお金を利用して引き下げたところもあるかと聞いて

いるんですが、その情報についてはどうですか。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

清水清秋議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 申しわけありませんが、このお金を利用して引き下げたとか、そういうことについては聞いておりません。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第16号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

### 日程第35議案第17号平成27年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)

清水清秋議長 日程第35議案第17号平成27年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第17号平成27年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

### 日程第36議案第18号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

**清水清秋議長** 日程第36議案第18号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第18号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

### 日程第37議案第19号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

**清水清秋議長** 日程第37議案第19号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第19号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

### 日程第38議案第20号平成27年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）

清水清秋議長 日程第38議案第20号平成27年度新庄市営農飲雑用水事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第20号平成27年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

### 日程第39議案第21号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

清水清秋議長 日程第39議案第21号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第21号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

### 日程第40議案第22号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

**清水清秋議長** 日程第40議案第22号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第22号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第41議案第23号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）

**清水清秋議長** 日程第41議案第23号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第23号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

散 会

**清水清秋議長** 以上で本日の日程を全て終了いたしました。

明日3月4日金曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時36分 散会

平成28年3月定例会会議録（第2号）

平成28年3月4日 金曜日 午前10時00分開議  
 議長 清水清秋 副議長 石川正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	荒川正一	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	高橋弘
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	監査委員 監査主査	高山学

選挙管理委員会 会長 矢 作 勝 彦

選挙管理委員会 局長 小 松 孝

農業委員会 局長 眞 見 治 之

### 事務局出席者職氏名

局	長	東海林	智	総務	主査	三原	恵
主	査	沼澤	和也	主	査	早坂	和弥

### 議事日程（第2号）

平成28年3月4日 金曜日 午前10時00分開議

#### 日程第 1 一般質問

- 1 番 小 関 淳 議員
- 2 番 石 川 正 志 議員
- 3 番 佐 藤 卓 也 議員
- 4 番 山 科 正 仁 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成28年3月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 関 淳	1. ふるさと納税制度の充実について 2. 図書館の現状と、その改善策について	市 長 教育委員長
2	石 川 正 志	1. 農業後継者育成について 2. 森林資源の有効活用について 3. 国営土地改良事業費について 4. 指定管理者制度の充実について	市 長
3	佐 藤 卓 也	1. 子育てしやすい環境整備について 2. 新庄エコロジーガーデンの今後について 3. 寄附金について	市 長
4	山 科 正 仁	1. 市内児童生徒の安全について 2. 庁内ICT化の方向性について 3. 第4次新庄市振興計画（新庄市まちづくり総合計画） の前期実施計画検証について	市 長 教育委員長

## 開 議

清水清秋議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席、遅刻者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は8名であります。

質問の順序は、配付してあります一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

### 小関 淳議員の質問

清水清秋議長 それでは、最初に小関 淳君。

（4番小関 淳議員登壇）

4 番（小関 淳議員） おはようございます。

穆清会の小関でございます。早速、一問一答方式で質問に入りたいと思います。何度か今までに質問していることをきょうも確認の意味で質問させていただきます。

まず最初に、ふるさと納税制度の充実についての質問です。

全国各地でふるさと納税制度への関心がますます

高まっています。インターネットというツールを利用し、寄附をする側、受ける側、両方もさまざまな情報を集めながら、あるいは発信をしながらそれぞれの立場で少しでも納得のいくような成果につなげたいと頑張っているようでございます。

しかし、その一方で余りに返礼品の内容比較に偏り過ぎて、この制度が持つ地方の住民福祉向上のためのさまざまな事業に役立ててもらおうという本来の趣旨が希薄になっているのではという声もあります。そうはいいまして、我が市におけるふるさと納税制度への意気込みは、取り組みは、他の自治体と比較してみてもいささか消極的過ぎはしませんでしょうか。先日開催された議会報告会での意見交換でも、市の取り組みに対して複数の参加者から懸念を示す意見がございました。

県企画振興部市町村課の1月末現在の最新データによりますと、新庄市は約1億6,500万円です。寄附額が。郡内では、最上町が3億1,400万円、舟形町が約6億2,800万円と寄附額を伸ばしています。新庄市も前年の約2,500万円よりは伸びてはいますが、他の自治体と比較をするとどうしても積極性に欠けていると判断せざるを得ない状況ではないでしょうか。

県内13市の中では、新庄市は12番目。新庄市よりやや積極的ではないのではと思われるのが、あくまで寄附額の数字の話ですが、一番最後は山形市です。しかし、山形市は財政力指数という点では県内で一番いい状態でございます。ですから、さほどふるさと納税に積極性を見せないとしてもいたし方ないような気がします。

ちなみに、天童市は24億円、寒河江市は12億円、米沢市が約15億円となっています。

冒頭にも言いましたが、ふるさと納税制度は市民生活を向上させていくために、市民以外の皆様から御寄附という形で課題解決に向けた施策事業を支援していただくものです。加えて、

ここが大切だと思うんですが、地元産品を返礼品とすることで市内の農業、商業、工業にとって売り上げの増大や販路拡大などが大いに期待できる制度となっています。これは、皆さん御存じのことだと思います。

市長は、今でもなかなか景気の上向かない状況が続くこの地域経済にとって、ふるさと納税という制度を積極的に進めることは、無意味なことと考えているのでしょうか。この制度が、新庄地域にもたらすデメリットのようなものは、今の時点で私にはほとんど見当たらないのです。市長が想定しているデメリットとはどういうものなのかをぜひ聞かせてもらえればと思います。いかがでしょうか。

昨年、9月定例会でも同様の質問をしましたが、その後どのように検討し、どの部分を改善し、現在どのような成果を上げているのか。そして、今後どのような体制で取り組んでいくのかをぜひ聞かせてください。

まず、最初の質問はここまででございます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の充実ということでもあります。デメリットというふうなことを私は言ったつもりはないので、これの、ふるさと納税におけるデメリットは、地方にとってはないというふうに思っております。積極的でないというふうな判断をなされているような御意見ですが、消極的ではありません。

新庄市では、寄附額と件数を伸ばすためにお礼品のPR方法を検討し、お礼品の見せ方として写真などの改善を行いました。対策を講じた結果、寄附件数、寄附金額ともに大幅に伸び、12月末時点で寄附金額は1億6,000万円を超え、郡内では3位の状況になっております。

PR方法を改善した成果は大きく、新庄市で取り扱っているすき焼き用の山形牛がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」でお気に入りランキング全国4位にランクされるなど、大きな効果があらわれてもいます。

改善策を講じた後の4週間で約9,000万円の寄附を募った形となっております。申し込みの増加によって、お礼品の確保が課題となってきました。市では寄附の拡大と市内生産者、製造者の販売拡大を図るため、1月にお礼品の公募受け付けを行ったところであります。

ホームページ、市報による告知とあわせて山形新聞への掲載もあり、9つの業者から16件のお礼品の申請がありました。公募をしたことにより、各自治体や市外業者からも問い合わせをいただいたところであります。

公募したお礼品は、一部を除き平成28年4月1日からふるさと納税お礼品として追加する予定で、現在事務を進めております。

今後は、さらなる寄附増加を目指し、ふるさと納税大手サイトへ有料広告掲載などにより取り組みを強化してまいります。また、寄附者の目線でわかりやすい仕組みづくりを行い、本市に寄附をしてくださる方をふやしてまいりたいと考えています。

また、平成28年度より組織改編によって情報発信の強化をさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

**4 番(小関 淳議員)** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番(小関 淳議員)** デメリットはないと考えていると、消極的でもないという言葉をしていただいて、少し安心しております。

やはり先ほども申し上げましたように、13市の中で2番目という、あくまで数字の話なんですけれども、そういう状態というふうなところはどのようなふうに認識していますか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 小関議員おっしゃるとおり、順位については13市の中で12番目ということでございます。少ない資源の中でいろいろな商品を開拓していろいろPRしているところでございますけれども、やはりPR方法等については、今後も検討していかなければならないと思いますし、いわゆるお礼品についても拡充していきたいというふうに考えております。

その中で、なるべく多くの寄附額を、実績を上げまして、今後とも市内業者にお礼品の中でも当然利益というふうなことになりますので、また商品のPRというふうになりますので、その点については今後も積極的にPRしていきたいというふうに考えてございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） PRも今後大々的にやっていきたいということによろしいですね。

今の答弁の中で、一番最初におっしゃったところの「少ない資源」とおっしゃいましたけれども、もう少しその辺を詳しく聞かせてください。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 全国的に人気のところのものが、海産物であったり、それからフルーツ、そういったものがかなり人気なところがございます。そういったところで、今人気なものについては、うちのほうでないというふうなところはあるかと思えます。当然、お米等につきましてはかなりの人気があって、今回の成績に結びついているわけですが、ただ資源がないというふうなことではなくて、探せばある、あるいは気づかないというふうなこともあるかと思えます。

今回、1月に市民提案型という形で市内の業

者あるいは生産者、製造者、それから個人の生産者についても申請をいただきました。こういった形が広まって行って、いろいろな切り口をもって商品開発をしていながら、お礼品の開拓をしていきたいというふうに考えてございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） そうですね。少ない資源ということは、私はないと思います。資源がありながら、なかなか見つからないという表現のほうがいいと思います。ぜひ、とにかく市長も答弁であったように、デメリットはないと、消極的でもないとおっしゃっているので、ぜひ積極的にやっていただきたいと思えます。

あと、舟形町の状況などというのは把握していらっしゃるでしょうか。どういう体制でやっているか、どういう体制で6億円もの寄附金を処理、返礼品も含めて処理をしているか。舟形町の状況を御存じでしょうか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 舟形町では、いわゆる公社みたいなのを通じて、主に農協が窓口となってやっていると聞いてございます。具体的に、我々も一応6億円というふうな、現在実績を上げておりますし、昨年もかなりいい成績を上げてございますので、その辺のやり方についていろいろお聞きしたところでございますけれども、特に変わったことはやっていないというふうなことでございます。

それについては、真偽のほどは定かではございませんけれども、やはり舟形町についてもいろいろな都市交流なんかも盛んにやってきたところでございますので、そういった人脈を生かしてやってきているのかなというふうなところもでございます。

新庄市のほうでも、いろいろ東京のほうでの

ふるさと会等を通じて今後広くPRしていきたいというふうに考えてございます。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) もう少し、舟形町がどういう体制でやっているかというのを勉強というか、いい部分があれば、参考になるような部分があれば、ぜひ一応まっさらなところから勉強していただければと思います。

舟形町は、舟形町まちづくり公社というところで、それは商工会が組織したらしいんですけども、株式会社として12人体制でやっております。12人の雇用が生まれているんですね。それで、そこで返礼品の対応をしているとそういうことなんです。さっき課長もおっしゃったように、都市の交流はもう舟形町は前々から、世田谷区、港区、あと千葉県の何とか町だったかいろいろな都市交流が盛んなんですけれども、実際そこから寄附金をいただくという例は多くあるそうです。

返礼品の中身となると、マッシュルームでもなく、やはり米。お米が主流だそうでございます。何がそういうふうになっているかという、長沢にある、ある商店、米を扱う商店があるんですけれども、その米の品質が非常にいいと。精米の仕方か何か、ちょっと私も専門的ではないのでわかりませんが、精米の仕方で非常に良質の米を提供していると。そういうことで、それがリピーターとなってふえているということでした。その辺もいろいろ研究していただいて、お客様が、返礼品返礼品と私も申しあげましたけれども、そこに偏り過ぎるのはよくない。よくないんですけれども、そういうところで実際リピーターがふえて数字が上がっているということもありますので、その辺も研究していただければと思います。どうですか。

要するに、返礼品だけじゃなくて、私申しあげているように、それが、御寄附いただいたも

のが、いろんな施策に使えるわけですよ。市民がこうしてほしいんだけどいろいろ要望等々がある。予算がないからそれはできないんですと今まで言ってきたものもあるんじゃないかと。そこに回すことだってできるんじゃないかという意味で、私は頑張っていたいただければなと思っています。その辺、どうですか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 今回、9業者あるいは個人から申請をいただきました。その中では、お米について3件の申請がございました。それにつきましては、それぞれが個性を持ってやっていただきたいというふうなこともございました。一つについては、食味について重きを置いてPRしたいというふうなことでございます。もう一つは、いわゆる個人の方で、混じり気のない個人の生産だというふうなことを売りにしてやりたいというふうなことで申請があったということでございます。そのほか、いろいろ特典、戸澤神社のおはらいの米をちょっとつけるというふうなところでもPRしたいという方もいらっしゃいました。そういった声も生かしながら、差別化を図りながらやっていきたいというふうに考えてございます。

あと、事業の用途でございますけれども、ふるさと納税につきましては寄附者の方でどういう事業に使っていただきたいというふうなことで申し込みを受けることができることになってございます。これにつきましては、大きなくくりでやってございますけれども、福祉、健康のほうに使っていただきたいとか、社会資本整備に使っていただきたいとかという分類をしているわけなんですけれども、その大きな割合でもって一応毎年度事業に振り分けておりますというところでございまして、平成28年度予算のほうにもちょっとかかわってきますけれども、そういったお祭りの部分でありますとか、学校

の図書の購入でありますとか、それから公園、遊具の整備事業でありますとか、そういったところに振り分けているというふうなところでございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） いろいろ差別化を図りながら、商品の特性を引き出しながら頑張っていくということですが、やはり専門的なことは専門的な、その商品に関して専門的な知識を持っている方を交えて、どうすれば市場に納得していただくような商品として送ることができるのかとかというのをやっぱりプロジェクトチームみたいなものを設けて、ぜひやっていただきたいと思うんです。

あと、ふるさとチョイスのサイトをごらんになっていると思いますけれども、寄附いただいたものはこれにというメニューがありますよね。各自治体、ないところもあるんですけれども、それをごらんになって、どういうふうな、我が市のサイトの内容とそのメニューの内容とどこか違うところは感じませんか。言っている意味、わかりますか。施策事業のメニューが、よその自治体のとどこが違うかわかりますか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 最初に、いろいろな組織というふうな話がありました。新庄市では、今回ふるさと納税の推進会議というふうなことで庁内組織をつくって、今回の選定に合わせてやったところでございます。その中で、応募いただいたものについて面接してやってみましょうというふうなことで、いろいろな商品を持ってきていただきまして、PR方法について、それから商品の見せ方につきましても話をしたところでございます。

当然、生産者につきましては思い入れがあったりして、こういうふうにはPRしたいというこ

とがございますけれども、我々、今までどういうものが人気があって、人気がないものもあると、こういうふうな書き方ではなかなか受け入れられないんじゃないかという話し合いをしたりして、今回採用に至る筋道になってきているのかなと思います。

それから、ふるさとチョイスというインターネットサイトでのメニューということですが、各自治体においては体験型等においてPRしたり、真室川町においては一日町長というふうなメニューもございます。（「返礼品のメニューじゃないよ」の声あり）返礼品のメニューじゃないとすれば、例えばバナー広告等についてですか。（「教育に役立ってますとか」の声あり）ああ、そういうことですね。

例えば捨て犬の撲殺につきまして寄附を求めて、それに生かすとかというふうな、目的がはっきりしているものもございますけれども、新庄市ではまだそこまで行ってございません。

今後、そういったものも含めまして検討していきたいというふうに考えてございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） いずれにしてふるさと納税の返礼品にかかわる人たちがいろいろ議論をする場合は、必要だと思います。ぜひ庁内だけでなくむという話じゃなくて、いろんなかわる人たち、その生産者も含めて議論ができるような場でブラッシュアップして、良質のものを返礼品のメニューの中に盛り込んでいただければと思います。

あとは、よその自治体と、事業メニューですが、訴えかける中身の、何というかアピール度が違うと私は思います。何をしたいのかが明確なところとそうでないところがあります。ですから、そこを明確にして事業、施策のメニューを明確にして、私はそこに寄附を向けたいと。そこがしっかりできるように、ぜひ改善し

ていただければと思います。

それで、最後に、これも数字の話なんですけれども、来年度どれぐらいの寄附額を目標にして動こうと考えていますか。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** 具体的な数字については、今のところ持ってございません。ただ、現状以上のものというふうなことで考えてございます。

といいますのは、今年度につきましては、いわゆるワンストップ特例というふうなところで、かなりテレビでもPRがあったというところで、ふるさと納税の恩恵を受けない方も買い物感覚で来ている方もいらっしゃると思います。こういったことが、次年度はやはり少なくなってくるのかなというふうには思います。そういったところもありますけれども、まず現在以上に成績を伸ばしたいというふうにご考えてございます。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** 何か事業をするときには、きのうもまちづくり総合計画の説明がありましたけれども、目標というものを置きますよね。ぜひ、今答えられなくても、目標を設定して、そこに向けて頑張っていたいただければと思います。

では、次に、これも何度も質問をさせていただいていますが、私は非常に危険な状態を放っておくのは地域にとって非常まずいんじゃないかという思いがありまして、また3度目ですが質問をさせていただきます。

新庄市立図書館は、県内にある図書館の中でも専門的な知識を持ち、本の管理や資料情報の提供などの対応、広報、イベント企画運営などのプロフェッショナルな仕事をこなす司書の資格者を多くそろえ、利用者の立場に立ったサービスで多くの利用者から評価を得ています。

しかし、スタッフがどんなに懸命に利用者サービス向上に取り組んでも、改善できない課題も、ずっと申し上げていますように、少なからずあるように感じます。

私はそれほど読書好きではありませんのでたまにしか図書館を利用しませんが、時々ふと足の向くことはあります。そのようなときには、家から散歩がてらとなるところですけども、情けないことにどうしても車を利用してしまいます。図書館に着き、駐車をしようとする、大抵の場合満杯になっていて、そのままバックで図書館前の道路に戻るわけでございます。このとき、非常に緊張します。何が起きるかわからないので。もしかすると、図書館の玄関のほうから子供が走ってくるかもしれない。もしかすると、道路を自転車が走っているかもしれない。非常に、バックで道路に出るというのは、非常に緊張します。道路に出て、そこからまた近くの駐車場を探さなければならないわけですね。そうなる、ふらっと行っただけなのに、やっぱりじゃあ、また今度にするわということになってしまうわけですね。

根っからの本好きでしたら、それでも駐車場を探して利用するということになると思いますけれども、私は機会を逸してしまうと、よほどの調べ物がない限りなかなか足はもう向かなくなってしまうというのが気持ちでございます。

以前の答弁にあったように、図書館をあつ場所決定したころには、さまざまな事情があったのかもしれませんが、でも、皆さん御存じのように、もうそのころとは最上地域の状況もここで暮らす住民の生活スタイルも相当変化しているわけでございます。そろそろ教育委員会も周囲の変化に合わせて、柔軟な感覚で課題を解決していくべきではないでしょうか。

本当に最上地域の中の唯一の新庄市立図書館が、別の表現をすれば、定住自立圏構想の中心市である新庄市の教養と文化の核となる生涯学

習の施設が、このような状態で本当にいいんでしょうか。

図書館についての質問は、先ほども申し上げましたように3回目になります。しかし、教育委員会からの答弁を聞いても、狭い駐車場問題を少しでも改善できるような方向すら見えない。できない、仕方がない、そういう理由を並べて答えてもらっています。このような状況にしたままで、本当に駐車場の出入りの際、事故でも起きたらどうするつもりなんでしょうか。特に、親子連れの安全確保には、殊さら十分な配慮が必要なんではないでしょうか。

このことから、施設の周辺での事故を防止する安全対策はどのようにしているのか、はっきり聞かせてください。さらに、親子連れの利便性、安全性を考慮して、わらすこ広場に児童書、育児書などを移設する。例えば、子供図書館というふうな、子育て支援環境のそういうものを設置して、移設して、子育て支援環境のさらなる充実を目指してはどうでしょうか。そういうところの見解を聞かせてください。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**清水清秋議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** それでは、図書館についてお答え申し上げます。

図書館の現状とその改善策についてであります。現在、図書館近隣の駐車場スペースの確保は、今のところ困難な状況にあり、引き続き近隣の生涯学習施設を御利用いただきたいと考えております。

また、図書館周辺での事故防止策についてですが、駐車場入り口付近にミラーや告知看板、停止線を黄色でマーキングをしており、最近事故等の報告はなく、利用者に対し注意が喚起されているものと考えております。

次に、親子連れの利便性や子育て支援環境のさらなる充実についてですが、わらすこ広場は遊具で遊んだり走り回れる自由なフロアになっ

ており、利用者は多いときには1日300人ほどと聞いております。親子連れの施設利用者が、図書館に遊ばなくとも、わらすこ広場で気軽に本の貸し出しが受けられるとすれば、利便性は向上しますが、子供たちは広いフロアスペースを走り回ったり、大型遊具で思い切り遊ぶことが目的であり、わらすこ広場への図書の貸し出しも検討いたしましたが、そのようなことで紛失や破損等の心配があるということで、実現できませんでした。

現在は、3歳児未満の幼児を対象としたスペースにおいて、冬期間のみではありますが、読み聞かせを行っております。わらすこ広場での図書利用につきましては、どれくらいのニーズがあるのか利用者から聞き取りを実施して、その状況を把握してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**4 番(小関 淳議員)** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番(小関 淳議員)** 駐車場の狭さはしょうがないと。近隣の生涯学習施設の駐車場を使ってくれということですね。仕方がないということでしょうね。安全対策としては、ミラーをつけたり停止線をちゃんとしていると。ですから、それでも危険なんじゃないかと。

私、この間も行きましたけれども、本当にバックするときは怖いんですよ。ミラーって、あの小っちゃい、よく目を凝らさないと見れないやつですよ。隣にお子さんを乗せて、若いお母さんが後ろの確認をしながらバックしていく。想像できますよね。

私は、先ほども申し上げましたように、図書館、年間10万人弱利用する方がいらっしゃる。あの場所で。でしたら、子育てに関する本あるいは児童書、絵本とかですね。児童書の部分だけでもよそにその機能を移設すれば、それだけ図書館自体に来る絶対数、絶対的な利用者数が減るんじゃないかと。その分、事故が起こる可

能性は少なくなるのではないですかという意味で申し上げているんです。

わらすこ広場の隣に仮に移した場合も、今、答弁いただきましたけれども、利便性は向上するだろうと。しかし、一生懸命体を動かそうとしている子供たちだから、そういう人たちが利用している場所だから、紛失とか破損の可能性もあると。これって、私からすると仕方がない、あと、できない理由を何とか引っ張ってきて、こうやって答弁にのせているとしか思えないんですよ。本当に子育てを考えれば、こんな紛失、破損とかとこんな言葉が答弁の中に出るわけないじゃないですか。何でこういうことばかり。できない理由を探すんだったら、幾らでもできるんですよ。そういうの。もっと子供のことを考えてくださいよ。

と、興奮してもしようがないので、じゃあ、こういう聞き方はどうでしょうか。子育て推進課長、隣に子供図書館が来たとしたら、メリット、デメリット、どういうふうに感じますか。答えてみてください。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、板垣秀男。

**清水清秋議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 特に何も用意していませんでしたが、お答えをさせていただきます。

メリットにつきましては、今現在わらすこ広場を利用されている子供さん、親御さん、その中で図書に親しみたいというふうなお考えのお持ちの親御さん方については、メリットがあるんじゃないかなというふうに考えます。

デメリットというふうなことでございますが、完全に切り分けることができれば、それほどデメリットはないのかなと。ただ、逆に考えますと、これは私の範疇ではないのかもしれないんですけども、親御さんも本が好きだ、子供さ

んにも本を見せたい、そういった場合に関しては、もしかすると逆に不便になる場合もあるのではないかなというふうに考えます。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** メリットは考えられる。やり方によっては、デメリットはそう考えられないということだったと思います。

私も前回の定例会で似たような質問をしていますので、議事録を見てみますと、課長からわらすこ広場の残りの面積は650平方メートルしかない。だから、図書館全部の移設は難しいということで答えているわけですけども、650といえば、坪数に直すと190坪。190坪という、かなり広いスペースがあるわけです。

子供図書館をわらすこ広場の横に併設するつもりはありませんか。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 子供図書館の移設については、現在考えておりません。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** 考えていないで、本当に子供の図書館を利用する親子の安全が守れると思いますか。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 先ほどの教育長の答弁にもございましたように、安全管理には十分気を配って管理運営しているものと思っております。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** それについても、指定管理者であるところの方から聞いてきましたけれども、安全管理を日常、ちゃんとできますかというときに、自信がありませんと答えていますが、常に目配りをしているわけには、さまざま

まな業務があるので、いかないということですが、けれども、どうですか。そのことは。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 駐車場が狭いことにおきまして、事故の可能性はもちろん、広いところよりは多いかと思いますが、広い駐車場であっても事故が起きないという可能性はないものと思っております。

そのため、こちらのほうでは道路向かいにミラーをつけたり、告知看板を表示したり、黄色いマークで注意を喚起しておるところでございます。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** 何か起きてしまってからでは遅いと思うんですよね。さっき教育長の答弁の中で、事故、最近はないとおっしゃっていましたが、今までどういう事故があったんですか。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一。

**伊藤洋一社会教育課長** 事故につきましては、駐車場が狭いということで、車の接触事故、また向かいの塀のところにぶつかっているような事故等もございます。また、落雪によりまして起きた事故も確認しております。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** 全然起きていないのならばいいんですけれども、今まで、幸い子供さんにかかわる事故は起きていないんですよね。

でも、状況は非常に危険な状況であるということは変わらないと思います。ぜひ子供の育つ環境を安全にさせていただきたいと思います。貸し出し冊数が伸びているからとか、そういう問題ではないと思うんです。子供を私たちは守らなくちゃいけないわけです。何が何でも。こ

こは、アイデアと、お金がないのであれば発想力で、あと決断力で何とか改善していただければと思うんです。

さっき、一番最初の質問でも言いましたけれども、お金がないから、予算がないからとかというのであれば、それこそふるさと納税のサイトの中にガバメント・クラウド・ファンディング、御存じですよ。そういうことで、目的をしっかりと、地域の課題はこうなんだ、だから幾ら幾ら必要なんだ、だから子供を守りたいから寄附をお願いしますと言ったら、集まるんですよ。お金がないからなんていうのは、理由にならない。やる気があるかどうか。やりたいと思う人は、やれる理由を探しますよ。やらない人は、やらなくていい理由を探しますよ。それで子供が育つんですか。この環境の中で。ぜひ考えてみてください。終わります。

**清水清秋議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 石川正志議員の質問

**清水清秋議長** 次に、石川正志君。

（16番石川正志議員登壇）

**16番（石川正志議員）** おはようございます。

起新の会の石川正志でございます。私は、力まずに執行部と冷静に議論してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが発言通告書に基づきまして質問いたしたいと思います。

初めに、農業後継者の確保と育成ということ

についてですが、次世代を担う若者の人材育成は新庄市の将来を見据える上で最も優先して行うべきことであると思います。本市の基幹産業でもある農業に関しましては、消費構造の変化に伴い農業を取り巻く環境は日増しに厳しくなっており、農業の構造的部分で現役農業者の高齢化に歯どめがかからず、崩壊寸前であり、後継者の確保と育成が本市の農業を展望する上で喫緊の課題であると思います。

これまで新庄市において、若者園芸実践塾事業などで就農者の確保と育成を図ってまいりました。しかしながら、今後予想される農業を取り巻く環境の激変に対しましては、不十分と考えられます。

そこで、プロ意識を備えたリーダー的経営者の育成を目指した、通告書にも記載しましたが、以下の3点についての事業の見通しが必要であると思います。1つ目ですが、生産技術面だけではなく、経営感覚を養う制度への移行、あとは経営の中期にわたるフォローアップ。2番目ですが、園芸から拡大した広範囲のメニューというところで、通告書には畜産、土地利用型作物まで範囲を広げてはいかがかと。3番目になりますが、市単独だけではなくて、新庄、最上を1つのエリアに設定した広域的取り組みが必要なのではないかと。

以上、3点申し上げましたが、市長の考えをお伺いいたします。

続きまして、森林資源への有効活用ということでございますが、新庄市においては集成材工場、バイオマス発電関連事業など新庄最上地域の豊富な森林資源を活用する企業の立地が予定されております。

森林資源の有効活用を図るといった観点から、森林から木材を運び出す手段としての路網整備が必要と考えられますが、現時点での路網整備にかかわる計画をお伺いいたします。

次に、土地改良事業費の将来的な使われ方と

いう部分になりますが、現在事業費の法定負担金10%に地元負担8%を合わせた償還負担金として、1億9,700万円強の負担金を支出しておりますが、平成29年度で終了する予定です。

市の自主財源だけで賄われているので非常に大きな事業となっておりますが、将来的には農林水産業事業関連予算としてどれくらい割り当てていくのか、市長の考えをお伺いします。

次に、指定管理者制度の充実についてでございますが、一般論になりますが、指定管理者制度の意義としましては、利用時間の延長など施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上や、管理運営費の削減による施設を所有する地方公共団体の負担の軽減があります。

新庄市において、第6次行財政改革大綱、これは今年度から平成31年までの5カ年ですが、その中にも行政運営の効率の一環として指定管理者の民間ノウハウを最大限に生かせる環境づくりが実施計画の主な内容となっております。

現在、体育施設を初め児童館など市有の22施設、通告書には12施設と書いてございますが、体協部分の管理している部分を細分化すると22になりますので、22施設を10団体が指定管理者として運営されております。

最近では、指定管理者が自律的な経営努力を発揮しやすくすることを狙いとした使用料から利用料金へなどの見直しがされてきたところは、記憶に新しいところでございます。これまで市が委託料を算定する際の根拠として、人件費に関しては嘱託職員に支払われる報酬が参考にされてきたと思いますが、指定管理者には利用料金等の徴収を初め施設の管理運営といった責務が伴うことを考慮しますと、区別することが望ましいのではないのでしょうか。

また、指定管理者制度のもとで働いている団体職員の皆様の多くは、そこで得られる報酬はその方の生活の主たる収入になってきていることを踏まえると、第6次行財政改革大綱の5カ

年に沿った委託料の段階的な引き上げが必要と  
思いますので、市長の考えをお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、石川市議の御質問にお  
答えさせていただきます。

次世代を担う若者の人材育成は、まさに新庄  
市の将来にとって大変必要なことであるとい  
うことで、本市におきましても御承知のとおり平  
成22年10月よりエコロジーガーデンの北側に若  
者園芸実践塾を開設し、水稻にかわる作物とし  
て期待される園芸作物などの栽培経営ができる  
地域農業の担い手を育成する取り組みを行って  
おりますが、これまで入塾者が年により非常に  
さまざまな状況、募集定員に満たないなどもい  
ろいろございます。

御指摘のとおり、何らかの見直しの時期に來  
ているのかとは考えておりますが、一方でその  
時々はまだ満たすときもあるというようなとき  
で、そのことも含めながら今後は検討を図らな  
ければならないというふうに思っています。

今後は、素案の段階ではありますが、先ほど  
も申し上げました水稻のみならず畑作、園芸作  
物、畜産など広範囲な農業の状況から、先進的  
な農業経営者として活躍している方々を対象に  
就農希望者を受け入れ、指導してもらえる方を  
募集し、その応募に基づき登録された農業経営  
者を主体とする、仮称であります。担い手育  
成センターの設立ができないか、今検討してい  
るところであります。

研修を受ける就農希望者がみずから希望する  
作物などを選択した上で、センターが農業経営  
者へ派遣するような仕組みを想定しています。  
当然、受け入れ側と派遣される青年と両方にと  
ってメリットがなければいけないというのが条  
件になるかなというふうに思っています。そう  
した中、先進農業経営者のもとで実践的な農業

を研修できる体制が整備されれば、技術の習得  
により効果的で、かつ経営感覚も備わる研修に  
つながるのではないかと考えております。

こうした体制が順調に動き出せば、それを  
情報発信することにより都市部からの就農希望  
者の移住につなげることも期待できるのではな  
いかなというふうに考えているところです。し  
かし、さまざまな課題がありますので、実情を  
十分に分析しなければならないというふうに思  
っております。

広域的な対応ということもございましたが、  
それぞれ農協が5つある状況ですので、その農  
業会議などでもそういう受け入れが可能かどう  
なのか、作物は自分の農協の得意科目とする  
ところを広げられるのか、そうした課題をクリア  
しないと受け入れはなかなかいかないのかと。  
ただ、1点、今後目指すべき方向として考えら  
えるのは、今休止しております有機農業とい  
うような観点では、横並びで情報交換はできる  
のかなというふうに考えているところであります。

次に、森林資源の有効活用、森林は山の中  
にあるわけですので、それらをどういうふうに  
活用するか、その道路、路網などはどういう  
ふうに整備されていくのかということで、昨日も  
全員協議会のほうで新たに木材による発電を  
する企業が起業するというようなことで、さら  
に一層この地域の林業環境を整備しなければ  
ならない時期に來ているんだろうというふう  
に思っています。

ここに來て、県の推進の森林ノミクスなど  
の本当の集積地としての新庄の役割が果たさ  
れる、果たさなければならぬ状況になってい  
るというふうに感じております。林業事業者  
が進出することになると、高性能機械や大型  
搬出車両の導入が当然必須でありますので、  
大規模な路網の整備が必要になってくると思  
います。

現在、協和木材の当初計画の地のところ  
の路網整備などについては、県がそれを拡  
幅すると

というようなことを思っています。今後、事業者からの要望がある場合、森林資源の維持と効果的な素材生産の両面に配し、国県の補助の活用はもちろんのことでありますが、新庄市内における路網の整備についても状況に応じて判断していかなければならないというふうに考えております。

次に、国営土地改良事業のことでありますが、議員御質問のとおり、平成5年度より支出してきました国営新庄土地改良事業負担金の償還は、平成29年度、再来年度をもちまして終了する予定であります。ただし、これに関連する債務負担行為の議決をしている新庄農業水利事業農家負担軽減対策助成金の県営かん排事業の償還分が平成39年まで残っている状況にありますので、平成29年度中にその部分の負担について再度皆様に御審議をお願いすることになると考えています。

また、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所より国営事業として整備された各施設について平成26年度から国直轄の調査が実施されており、平成28年度末には広域基盤整備計画案が策定され、その後、地区調査に入る予定となっております。

農業用施設は、時の経過とともに劣化することが避けられず、やがて補修の必要な時期が到来いたします。その補修事業にあるため、仮称ではありますが、農業振興基金などを創設し、必要額を積み立てる等の措置を講じていくことが必要だというふうに考えています。その額につきましても、当然市全体の予算状況を見ながら判断しなければならないというふうに思っております。

大変貴重な一般財源ということでもあります。これまでおこなっていた流雪溝あるいは市道の改修、そうしたことにも振り分けていかなければならないということですので、農林事業にどのぐらいの割り当てが行くかということは、現状

としては今、判断がつかかかっている。ただ、先ほど申し上げましたように、補修事業が入ってくるので、農家負担軽減助成金基金をやめて、新たに農業振興基金という形でこれを維持していく、補修に備えていくというふうに考えているところでございます。

次に、指定管理者制度についてであります。大変指定管理者の皆様には本当に日ごろよりいろいろな面で活躍していただいて、本当に感謝しているところであります。新庄市では、平成17年度より指定管理制度の活用を推進し、スポーツ施設、生涯学習施設、児童館初め施設数にしますと20施設へと活用を図っております。これは、学校を除いた市の64施設のうちの34.4%の導入率となっております。

施設の運営に当たりましては、指定管理者が利用者のニーズに柔軟に対応し、民間ノウハウを最大限に発揮できるよう環境づくりを進めるため、毎年指定管理者、担当課、総務課による連絡会議を実施することで、制度運用に係る課題を共有し、解決を図っているところであります。また、指定管理者期間の中間年においては市民評価を実施し、利用者、市民の目線から指定管理者制度のあり方について御意見をいただいております。

利用料金制につきましては、施設の利用料や事業収入を指定管理の収入とすることにより、指定管理者のインセンティブが高まることが言われています。指定管理者の皆さんには、大変御努力をいただいているものでありますから、御質問にありました委託料についてですが、そういった点からも人件費は市としても大きな課題として捉えております。制度導入時は、市の嘱託員報酬をベースに考えておりましたが、指定管理者には他の業務委託と違い許可権限が与えられ、施設管理、事業企画と広範な裁量権とその責任が課せられております。また、地元における雇用機会の創出と優秀な人材確保のため

には給与水準を確保する必要があり、これまでも専門職を初めとする人件費の見直しを図ってきたところでもあります。今後も段階的に改善を図り、来年度は1人当たり原則月額5,000円アップを図っていく予定で考えております。

また、施設のイベントにおける予算等のことについては、常日ごろより協議を行う体制を整えていきたいというふうに思っているところです。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**16番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番(石川正志議員)** 今、答弁いただいた中で、まだ素案の段階ということでしたが、担い手育成センターということで、その部分をちょっと詳しく。素案の段階ということでお答えできない部分も多々あるのかなと言いつつも、若干お伺いします。

現制度からの見直しというところなのですが、現制度と並行してやるのか、あるいは現制度、若者園芸実践塾事業ですが、それを廃止してからの取り組みになるのかということ、時期的にはいつごろ新制度への意向を考えておられるのかということ、現在の若者園芸実践塾事業と比較しての違いということをお伺いしますが、現行の制度では基本的に1年間と、最大延長で2年間ということですが、新しい、仮称ですが担い手育成センターの場合、何年間のフォローを考えていらっしゃるのかと。あとは、今の市長答弁にもありましたけれども、現行の若者園芸実践塾事業に係る塾生の募集ということに関しては、2名か3名程度で推移してきたと思いますが、非常に募集に関しては御苦労されているというところですが、新しく制度移行した場合は、塾生と言うのは適切かどうか分かりませんが、何人程度の学ぼうを見込んでおられるのか、お伺いいたします。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**清水清秋議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 仮称担い手育成センターにつきましては、ただいまの御質問、いつから始めるのか、研修期間は何年か、あとどれぐらいの人数を見込んでいるかというふうな御質問ですが、平成28年度、来年度から制度設計に入りまして、また並行して準備もしながら最短で平成29年4月からという目標を持って、これからさまざまな調査、研究、検討、準備に入っていくというふうな気構えであります。

あと、研修期間につきましては、イメージとしては午前中学んで、午後は自宅の農業というふうなこともあれば、その経営者が息子さん、娘さんを研修させてもいいなということもあるかもしれませんので、そういった8時間研修というふうな時間、いわゆる朝8時半から5時とかというような時間にとらわれずに、そういったところは弾力性を持たせながら、持たせることによって学びたいというようなこともあるかもしれませんので、そんな弾力性を持たせながら基本は1年、希望があれば2年というふうなところでまず考えてみたいなと思っております。

それから、何人ぐらい見込んでいるのかというふうなことでございますが、ここ3年ぐらいの青年就農給付金の経営開始型、これの該当になっている方が年5名程度、また過去の10カ年における新庄市の担い手の就農数からいくと、大体平均して7名、またまちづくり総合計画では10カ年で55名というふうな目標を持っていますので、10で割れば5.5人というふうなことがあります。こういった実績を踏まえながら、最大5名、これに私の希望も加えれば10名ぐらいの幅で運営できたらいいのではないかなというふうな今のところは考えているところでございます。

以上です。

**16番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番（石川正志議員）** イメージとしてでしょうけれども、半日勉強した後に、残りの半日は御自宅で実際の農業をされるということができるようになりますと、本当にこれまで新規就農の部分で来られた方も、じゃあ実際に新庄の塾で勉強すればいいのになと思っていたところが、実は実家の、実家という言い方が適切かどうか分かりませんが、家業があるから市のせつかく準備してくれた塾には行けなかったという方も多々声が聞こえますので、その辺は非常に期待したいなというふうに思います。

今の課長の答弁の中で、新規就農、事業名でいけば青年就農交付金と。その開始型ということでしたけれども、現行制度の若者園芸実践塾の中で原資の一部となっておりますのが、その部分の準備型という部分の活用ができてきたと思います。想定されている新制度に移行した場合、これは国の資金が使えるのかどうかお伺いいたします。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**清水清秋議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 勇氣塾のいわゆる準備型の認定につきましては、市長が直接農水省のほうの会議の中で発言されたことに端を発して、平成25年からですか、準備型の認定を受けることができました。

内容につきましては、国の制度でございますので、いわゆるカリキュラムがしっかりしているのかとか、年間の研修時間が一定時間あるのか、あるいは月の研修時間が最低をクリアしているのかというふうなそういった条件がございます。1人150万円の準備型の交付を受けることができます。卒業後、即就農するというふうな条件でございますが、それらのことで現在入塾されている3名の方は、全てこの準備型に乗っかってもらっております。その部分では、市の単独予算の研修支援金については国の制度を活用させてもらっていますけれども、そのほ

かの経費ということで指導者の賃金ですとか、あるいは種苗費とか資材費とか電気、燃料費とかそういったものが今ざっくり700万円ぐらいかかっておりますので、この辺についてはどこまでいくと準備型に該当するのか、あるいはこの制度でいくと該当しないんだけど、トータルコストではどういうふうなことになるのかというようなことも見据えながら、その辺は判断してまいりたいし、県との協議もしていきたいと考えております。

**16番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番（石川正志議員）** 3番目のことですが、最上地域を一つとして広域的な取り組みはということで、先ほどの市町答弁の中では管内の5つの農協、農業会議ですか、そこをクリアしなければならぬのかなという答弁がございましたが、予算的に見てですが、例えば事業者、農業を目指す若者がどういった営農をしたいのかといった場合、例えば新庄にはなくて最上地域にあるもの、例えば畜産の大事業者もいらっしゃるし、あとは菌茸、きのこの部分。新庄にはないものを我々新庄市の若者が目指すといったときに、やはりそこをもう少し広範囲な部分ができれば、本当に積極的に進めていただければという観点からお話しするんですが、今まさに始まるうとしてございます定住自立関連、その部分で農林に充当される部分、たしか商品開発にかかわる部分には事業化されているような捉え方をしておりますが、その部分で新庄最上と一緒に農業の後継者を育てるという観点で、それらの定住自立に関する部分の予算を使えないのかなという疑問がありますが、いかがお考えですか。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** 担い手の育成というふうな部分での話し合いは、今のところなされてお

りません。6次産業の商品というふうなところを目指してのところでございますので、今後そういうところで協定できるようなところがあれば、組み入れることも可能かというふうに思います。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**清水清秋議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 新庄最上地域定住自立圏における連携協定につきましては、ただいま総合政策課長がお答えしたように、6次産業化の推進に関する部分だけが締結されている、あるいはこれから締結されようとしております。広い意味で、地域全体という形であれば、行政の垣根を越えた形での交流なり研修もあってしかるべきかなと。

ただし、よそに入っていくということは簡単な話じゃございませんので、その関連する町、村あるいはJA、そしてそこで活躍なされている先進農家のやはり了解があってそういうふうな話が進められると思いますから、作目、あるいは研修したい作目を選定していく中で新庄市にないものについては、そういったことを取り組まれている町村役場、JA等に窓口となってお話を進めていただいて、その辺、受けてもらえないとか、協議をしていきたいなと思っております。

**16番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番（石川正志議員）** 農業の後継者の育成に関する最後の再質問になろうかとございますが、今の市長答弁のくだりに、最後のほうになりますが、都市部からの移住という非常にいい答弁をいただいたのかなと。ただ、そこには多分現行の農地法上の制約があるのかなと。例えば、農業でない方が新庄市に農地を取得する場合には制約があって、今の法整備をちょっと確認したいのですが、これは農業畑で長年お勤めであった農業委員会の事務局長さんにお伺いをした

いのです。

**眞見治之農業委員会事務局長** 議長、眞見治之。

**清水清秋議長** 農業委員会事務局長眞見治之君。

**眞見治之農業委員会事務局長** 石川議員の御質問にお答え申し上げます。

農業者が耕作目的で農地を取得するためには、農業委員会の許可が当然必要となつてございます。この取り扱いに関しましては、現役の農業者も新規就農者もかわりはありません。また、賃借権やら所有権の移転を許可するためには要件が農地法に具体的に定められてございまして、その中の権利の取得というのは、経営面積が最終的には50アール以上になることというふうな目的がございすけれども、つまりそれは下限面積でございまして、農地法は一応国民に対する食糧の安全供給を確保するためというふうなことで、農地の権利移動を制限してございます。

しかし、農地法の許可要件は、農地取得を一律に制限するものではございません。下限面積に達しない場合であっても設定基準に規定されているものがございすので、それに照らし合わせて許可をすることができるというふうなことになってございます。

また、それは集約的に行われる草花等とかそういうふうな栽培というふうなことで、位置とか面積とか形状から見て耕作地を隣接する農地と一体として利用するというふうな形をとるというふうな場合は、そういうふうなことを指してございます。

農業委員会としては、職業として農業を選択した意欲ある能力を兼ね備えた新しい担い手に対しては、地域との調和を配慮しながら農地の権利取得を認めていきたいと考えております。

また、先ほどの他業種からまた新たに農業に参入される方の農地取得については、その方が事前に当市の運営する、先ほども出ましたけれども、勇氣塾、若者園芸塾などの農業の研修施設などで農業を生業とするために必要な基礎知

識や技術を取得していることや、最低限の農機具を買うための原資とかそういうふうなものがあるというふうなことを見据えた場合に、現実的な営農計画などを提出していただきまして、それを判断材料に許可の決定がされるというふうなことになってございます。

以上のことから、農地法が障壁になるというふうなことで新規就農者が農地を取得できずに農業を開始できないということはございません。

以上でございます。

**16番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番(石川正志議員)** 非常に適切な答弁をいただいたと思っております。

次の部分の路網整備というところに関しましてですが、これは常識的な質問ということで確認という捉え方をさせていただければと思います。林野庁のホームページからの引用になりますと、このたび伺った路網整備初め伐採、造林、後は森林の保護などに関しましては、民有林の場合ですけれども、市町村の森林整備計画とあわせて森林所有者等が計画しております森林経営計画、それがもととなっています。新庄市の森林整備計画、これは現状どうなっておりますか。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**清水清秋議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 現在の新庄市の森林整備計画につきましての、その中にうたわれている路網整備については、現在基幹路網と言われるのが4路線ございます。1つは山屋から休場に抜ける山屋線、それから陣峰市民の森、ここの幹線道路が路網という位置づけになっています。それから、角沢の小角沢というところですが、これは昔、新庄農業高校が草地を栽培して、採草地として利用していたところに行く小角沢林道、そして4本目が上西山から上野に抜ける上野林道、この4本が基幹路網となっております。

この計画において今後予定されている路網につきましては、鳥越地区に1本、これが財団法人山形県林業公社造林地ということで、ここで路網の計画があります。

議員御指摘のように、いずれにしても国の制度を活用するには森林整備計画、それと所有者が策定する森林経営計画、これらに載っていないと対象となりませんので、その辺の事業要望がある段階で見直しながら対応できるようにしていきたいなと思っております。

以上です。

**16番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番(石川正志議員)** 最後のくだりになりますが、1億9,700万円の一般財源の将来的な使われ方というところで、平成26年から東北農政局西奥羽事務所というところの調査が始まっております。来年度末には広域基盤整備計画案が策定されるという答弁をいただいておりますが、これは新しく国営土地改良事業への計画があるのかなと推察されますが、適切な時期に我々議会及び常任委員会等にも報告していただくものと思いますが、その時期は今の段階でいつごろと見込んでおられますか。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**清水清秋議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 現在、調査が行われているのは、国が直轄ということで平成26年から始まっております。大きく分けて4つに年次を区切ることができるかと思いますが、基本的な方向検討調査のための直轄事業が平成29年度まで続きます。それを踏まえて、今度は地区調査ということで平成30年から平成32年まで、ここの部分までは国直轄の全額国庫負担の調査というふう聞いております。

その後、整備が必要となれば全体自主設計が平成33年から平成34年、2カ年かけて、実際に事業が動き出すのが平成35年から9カ年、そ

れが終わればいわゆる償還が発生するというふうなことで、大きいくりではこのような年次計画を聞いております。

市長の答弁にありましたように、この平成28年度末に広域基盤整備計画案というものが示されますので、多分ぎりぎり、平成29年3月かと思えます。その辺の方向性の説明を受けてからの各常任委員会の説明とか議会の説明というふうになっていくかと思えますので、早ければ平成29年の早期にというふうなことでは考えているところでございます。

**16番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番（石川正志議員）** わかりました。いずれにしろ、先ほどの農業の後継者の育成の新制度ということとあわせて、我々も常任委員会等の委員協議会がございまして、その辺、情報を公表できる段階になったら早目の情報提供をお願いしたいというふうに思います。

次に、指定管理者制度の充実というところに移りたいと思いますが、今、市長答弁の中でも当初予算で既に賃金の引き上げというような部分で御答弁をいただきました。新年度にこだわらず、これまでの指定管理者への委託料の中の人件費部分に関してちょっと確認したいのですが、例えば働き方の違いによる差別化、同一じゃないと思います。例えば、保育士さん等の保育士、あるいは図書館で想定されるのは司書というところで、資格のある方と。あるいは、一般事務とそうでない方の業務、これの人件費を設定する上での違いは設けてこられたのかお伺いいたします。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**清水清秋議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 指定管理者の賃金水準については、平成24年に一度改定させていただいてございますが、その際にも事務職については14万3,100円、それから保育士、司書、資格をお持ち

ちの方については14万8,500円ということで、若干の差をつけさせていただきながら運用させていただいているところでございます。

また、特に体力的に消耗する職場がございまして。そういったところについても資格職というところと同じ賃金水準ということで、見直しを図ったところでございます。

以上です。

**16番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番（石川正志議員）** わかりました。再質問もというところで、一般的な話になって恐縮ではございますが、例えば指定管理者制度には指定期間というのがございまして、その後、更新というところで次に指定管理を選定していただけるかどうかまだわからないという中で、例えば新庄市の場合には一般的に3年ないし5年の契約期間のうち、新庄市は長いほうの5年間をほとんどの施設が選択されているというところで、直接的にはこの問題には当たらないのかもしれませんが、例えば指定管理者が指定管理として当然公共施設の職員としての自覚あるいは専門性を身につけてなければならないと。ところが、今言ったように次に指定されるかどうかかわからないと。新庄市の場合にはおおむね期間が5年間であるということで、今言った心配されているところがその部分の障害になってはいないかという疑問がございまして。

そこで、今まで大体5年間スパンの契約期間について、例えば延長させるといったような議論はあるんでしょうか。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**清水清秋議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 指定期間についても制度運用の統括的な部分でございまして、私のほうから答弁させていただきますが、当市として指定期間の考え方といたしまして、新規の場合は2年、それからその後、継続する場合については

5年という指定期間を基本的に考えているところでございます。

そうした中で、昨年7月に行いました指定管理者連絡会議におきまして指定業者の方から、施設の安定的運営のためにはもう少し長期の指定期間の見直しを図れないかというような御要望も頂戴したところでございます。

議員おっしゃるとおり、やはり長期になればその専門性の確保でございますとか職員の雇用の安定、そういったところには資するところではございますし、また機器、要するにいろいろなリースしている機器のリース料についても、長期になれば比較的安価になるだろうというメリットがあるその反面におきましては、余りに長期になりますと、指定管理自体の見直しの機会を自治体が失うというふうなこともございますし、ほかの団体で本当に20年を超えるような指定期間を設けているところもあるわけではございますが、そういうところにやりますとやはりその施設の私物化というふうな御批判もあるようでございます。

そういったこともございまして、このたび、昨年指定管理者の方から指定期間の見直しというふうな御要望を頂戴したわけではございますので、こういったところ、先進地事例なり我々としての考え方を整理しながらもう少し内部で検討させていただいて、答えを導き出したいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**16番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番(石川正志議員)** これも適切な答弁をいただいたものと思います。

指定管理者制度についてというのは、もう私の今回の一般質問の最後の質問になろうかと思いますが、今、例えば例を挙げて恐縮ではございますが、新庄市民文化会館、ここはNPOが指定管理者となっております。市民の文化的な

面の向上を図るために、イベントをこれまでも開催してきたと思います。NPOでしかも、先ほどの話とリンクするんですが、5年間の契約の中で、その部分の財源の留保というのはなかなか難しいという前提でお話すると、例えば事業費がかさむイベント、著名な方が新庄の文化会館まで来られての講演とかが想定されるわけですね。そのとき、業務委託料だけで対応すべきではないと。まさに、でも大きな本当にイベントを市民の文化面の向上というところに図ろうとした場合に、この事業費の一部助成を行政がしてもいいのかなと私は思っているんですが、その辺のところをいかがお考えですか。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 現在の指定管理料委託料の中には、市が行う委託事業の事業費は予算化しておりますが、指定管理者が自主的に行う事業については予算化をしておりません。

今出ました市民文化会館では、自主事業企画委員会というのを設置しておりまして、毎年自主事業を行っていただいております。その中には、各種財団の資金、また宝くじ助成といったものを利用している事業もございまして、そういった申請の際には市の担当と一緒に協力しながら、申請をしているところでございます。

そうした中で、谷村新司のコンサートであったり、きみまろのイベントであったりというのがございましたが、到底1,000人の規模では賄えない予算規模の事業となっておりますが、そうした助成事業を活用して行っているところであります。

議員御指摘のとおり、大きな事業にはそれだけ予算もかかるわけではございますので、ある程度の資金、もちろん必要ということは重々理解はしておりますが、何分、市全体の事業の中の予算配分になりますので、必要性については今言ったように十分理解しておりますので、こ

れから調整して大きなイベントを打てるようなことになりやすいように助成していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**16番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番（石川正志議員）** 全般にわたって、前向きで適切な答弁をいただいたものと思っております。

ありがとうございました。終わります。

**清水清秋議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 佐藤卓也議員の質問

**清水清秋議長** 次に、佐藤卓也君。

（6番佐藤卓也議員登壇）

**6番（佐藤卓也議員）** 3月定例会、3番目に質問させていただきます市民・公明クラブ佐藤卓也です。市民の皆様の視点に立ち、質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日が一日一日と伸び、雪が解け暖かくなるにつれ、春が待ち遠しくなっております。しかし、県内では3月1日にインフルエンザ警報が発令されております。皆さまには栄養をしっかりととり、体調管理には十二分に気をつけていただきたいと思います。

今回は、子育てしやすい環境整備について、新庄エコロジーガーデンの今後について、一番最後に寄附金について、3つのことについて一問一答方式において質問いたします。よろしく

お願いいたします。

まず、1つ目の質問です。

市長の行政報告にもありましたが、平成28年2月9日より新庄市地域子育て支援センターに無料通信アプリLINEを使った子育て相談の受け付けと、子育て関係情報の発信を始めました。このLINEを使ったサービスは、子育て支援センターのアカウントを友達に追加し、保育士の方がトークを通じて子育ての相談に応じる、日本で最初のサービスです。

現在の社会状況において少子化や核家族化が進み、近くに相談できる相手がない子育て世代の方がふえ、また新庄最上地域以外から来られた方などが子育ての中の悩みやつらさを気軽に相談できる人が少ない状況になっております。近年では、情報を手に入れようとする際に、インターネットなどSNSを利用することはできますが、インターネットなどは情報量が多過ぎてしまい、どの情報を選んだらよいか迷うといった場合があります、混乱してしまいます。

そのような状況を踏まえ、今の時代に合った相談体制の整備をするためにLINEを活用していくのですが、最近ではLINEのトーク履歴の流出などセキュリティー対策や実際に相談を受ける職員の方の仕事量の多さなど、さまざまな問題が残ります。今後、このような課題解決に向け、どのように取り組まれていくのかをお伺いいたします。

また、全国的に保育士の数が足りない状況下にあります。保育士の少なさの要因として仕事量の多さや重大な責務に対しての賃金の安さが挙げられます。今後、保育士を確保するために市としてどのように取り組まれていくのかをお伺いいたします。

さらに、民間委託している保育園などで保育士をふやすために人件費などといった処遇改善などどのように指導や改善をしていかれるのかをお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、SNSを活用した子育て情報発信事業についての御質問ですが、昨日行政報告においても報告いたしましたように、2月9日から市地域子育てセンターにおいて主要SNSの一つであるLINEを活用し、子育てに係る相談対応と子育て関連情報の配信を行う子育て支援のための情報発信事業を開始したところでございます。

本事業を推進していくに当たり、御質問のありました諸課題についても十分認識しております。特に、本事業はインターネットを利用した事業であることから、利用者の個人情報保護、セキュリティー対策については十分に配慮して事業を実施してまいります。具体的な対策としては、市情報セキュリティーポリシーに基づく技術要件を満たすため、単独の専用回線を使用していること、さらに市ソーシャルメディアガイドラインに基づくLINE運用ポリシーを策定し、市ホームページ上で公開しております。

また、子育て相談に対応する職員は、保育士である子育て支援センター職員が基本的に担当しますが、市の公共施設が発信する情報であることから、当該運用ポリシーに定めた基本事項を遵守するため、担当課である子育て推進課職員との連携をさらに密にしております。

次に、保育士における御質問ですが、本市の保育士確保対策の一つとして、来年度予算のふるさと創生奨学金制度負担金において新たに2名分の保育士枠を確保しております。また、全国的な保育士不足の要因として、職務、職責に見合った処遇がなされていないことが大きな要因として挙げられておりますが、この点に関しては国も十分認識しているところであり、本

市としても同様の考えであります。そのため、昨年4月から開始された子ども・子育て支援新制度の着実な実施によって、保育士の処遇改善が図られるよう努めてまいります。

具体的には、昨年度策定いたしました新庄市子ども・子育て支援事業計画に従い、現在新制度の給付対象外となっている認可外保育施設を来年度以降、新制度の給付対象施設である認可保育施設として手続を行い、財政支援を強化します。

さらに、本市が新制度に基づく給付の実施主体となることから、給付費のうち公定価格上で保育士の処遇改善のために加算される項目については、確実に保育士の賃金等が改善されるよう指導、監査を行うとともに、指導、監査が円滑に実施できる体制整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**6番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6番(佐藤卓也議員)** わかりました。

せっかく日本で初めてのSNSを使ったLINEがマスコミにも取り上げられて、非常にいいものだと思いますので、積極的に使っていただきたいと思います。

さらに、そこなんですけれども、要はトークをやる方が支援センターの方、保育士さんお二人なんですけれども、今わらすこ広場のほうで多分やっていると思います。その方の、ただでさえ今、仕事が多いというときに、またLINEをするということで仕事量の多さが非常に問題になっておりますけれども、そこら辺をどのように今後改善していくのか、その辺をよろしくお願いいたします。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、板垣秀男。

**清水清秋議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 支援センター職員の配置の件についてでございます。

今現在、支援センターのほうには保育士資格を持った方を正職2名、嘱託3名、配置してございます。御指摘のとおり、LINEという新しい業務がふえたということもございまして、市長申しましたとおりセキュリティーポリシーを運用していくというふうなこともございまして、来年度以降、職員の配置について総務課と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） ぜひ、前向きな答弁でしたので、ぜひとも進めていただきたいでしょうし、今課長がおっしゃったとおり、結局正職員の方がお二人ですよね。特に、LINEを使っている方が、失礼な言い方かもしれないですけども、ちょっと年齢の高い方が多くて、逆に言えばうまくなかなか扱えない状況も何かそういう方も、ちょっとお伺いしました。というのは、いろんな要は会話をするわけですので、子育てする方とどうも逆に乖離があったりとか、その言葉一つ、要はスタンプ一つでいろんな意味合いにとるわけなんですよね。ですから、その職員を、もう少し正職員の方をふやすという方法もあると思うんです。嘱託だけではなくて、正職員をもっとふやして、支援センター自体を強化するというのも必要だと思うんですけども、そういう考えはどうでしょうか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 LINEの件も含めましてなんですけれども、やはりわらすこ広場の運営のほうにつきましても、支援センター職員が一部従事しているというよう

な現在の状況もございまして、やはりその辺も含めまして支援センター職員、それからわらすこ広場の従事職員、あわせて人員について検討していきたいというふうに考えてございます。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） ぜひとも、わらすこ広場もそうなんですけれども、結局わらすこ広場と支援センターはまるで別の建物、要は別の管理ですよね。ですけども、職員の方がごみを拾ったりとかという、ちょっとしたことも多分支援センターの方やってくれていると思います。そういった細かい点にもなれば、仕事量は必ずしも少なくはないですよ。要は、はっきり言えば多いと思います。あのぐらいの広さですから、ぜひともそういうことを前向きに検討していただいて、しっかりとした運営、特にことに限っては遊具が新しくなりまして、2台入ったと、大型施設が入ったということで、要は市長答弁にもありましたように、1日で300名来られます。そのときに、支援センターを5人で果たして足りるのか。

そして、今、女性しかおられませんよね。そうしますと、いろんな方が来られたときに、女性で対応するのはどうかなと私も思っております。行ったときに、さすまたがございましたけれども、さすまた1つでもし何かあった場合もできませんので、そういった場合は女性だけでなく男性の方の保育士さんも含めて配置することも安全対策の一つだと思いますので、そういった考えも一緒に含めて、どういう考えでしょうか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議員さんおっしゃるとおり、今現在、保育士として配

置している職員は全て女性でございます。わらすこ広場の管理をお願いしている方2名おるんですが、その方についてはさまざまなことに対応していただくために男性を置いてございます。また、保育士として男性も必要であろうかというようなところも考えながら検討してまいりたいというふうに考えます。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） ぜひとも取り組んでいただいて、わらすこ広場同様、しっかりとした支援体制をとっていただきたいと思います。

また、LINEもそういった意味でセキュリティーがしっかりとしているということなんですけれども、芸能人の方からいろんな話題が出ていますし、やっぱりそこら辺はしっかりと出来ない、父兄というんですか、要は子育てをする方は非常に個人情報が出るということを心配しておりますので、ぜひともしっかりとした取り組みをしていただき、そして市役所としっかりとした連携をとっていただきたいと思っています。

また、ファミリー・サポート・センターとのやりとりもございますでしょうし、これからは今度は相談だけではなく、情報発信を一緒にしていただきたいと思っています。

せっかくこういういいものを発信するわけですから、縦連携ではなく星型というんですかね、横の広がりをしていただいて、いろんな子育てする情報もとれるような体制をしっかりととっていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

また、保育士なんですけれども、現在新庄では足りているという言い方をよくされるんですけども、なかなか必要なところに配置できていないところがございます。保育士をふやすための市として努力、かさ上げも含めてなんですけれども、どのようにして保育士さんを

ふやしていったらいいのかという手だてが今の状況でありましたら、お教えしていただければと思います。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 新庄市の場合、特に公立保育所に関しましては当然、保育の基準を十分に満たしております。また、さらによりよい保育のために、上乘せした人員を現在配置してございます。幸いなことに、公立のほうに関しましては今現在そういった状況で、十分な保育士の体制がとれているものこちらでは考えてございますが、やはり民間の保育施設に関しましてはなかなか保育士の確保に苦慮しているというふうな状況も伺ってございます。

国のほうでも、皆さん報道等で御存じかと思うんですけれども、特に大都市部では施設を整備したのはいいんですけども、保育士の確保ができずに保育定員をふやすことができないというふうな状況に陥っているところもございます。

来年度以降、新庄市のほうで認可保育施設、それから小規模保育施設というところで運営をしていこうという事業者に関しましては、とりあえず基準上は全て満たす保育士を確保しておりますが、やはりそれ以上の、例えば定員の増ですとか、さまざまな附帯サービスの提供とそういったところまではなかなか保育士の確保が難しい状況でございます。国におきましても、保育士確保キャンペーンを今張ってございますけれども、県におきましても福祉人材センター、そちらのほうにおきましていわゆる潜在保育士の掘り起こしというようなことでやってございます。

また、市におきましても、先ほど市長から申し上げましたいわゆる奨学金制度の補助、そう

いったもので保育士の確保をしていこうというふうにご考えておるところでございます。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

その割にはですけども、やっぱり正職員の方と嘱託職員、そして日々雇用の方の割合ですよね。前回の多分予算委員会のほうで、議会からも多分あったと思うんですけども、その割合が1対3ですか。やっぱりそういう割合に多分なっていると思いますけれども、そういった意味でもまだまだ、逆に言えば仕事量の多い割には正職員の方が少ない。嘱託の方が多からなかなか仕事につけないという場合もございますので、正職員の方をふやすという考えも必要だと私は思いますけれども、その辺の考えはどうでしょうか。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、板垣秀男。

**清水清秋議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 公立保育所の、いわゆる市立の保育所の正職員と嘱託職員の比率でございますが、おっしゃるとおり今現在、特に資格を有する方に関しては正職1に対して嘱託2というような格好になってございます。さらに、そこに無資格の補助の日々雇用職員がいらっしゃるといようなことでございます。

皆様にもお知らせしているとおり、平成28年の4月から南部保育所に関しまして民営化をするというように今動いてございますが、南部保育所民営化後の比率につきましては、保母資格を持った保育士の方については正職、嘱託、1対1の割合まで来るといふような格好になってございます。やはりいわゆる保育補助と

いいですか、延長保育であったりそういったところに関しましては、日々雇用、嘱託の割合が少し高くなるであろうというふうにご考えてございます。

今後なんですけれども、市のいわゆる公立保育所の果たすべき役割、それがどこにあるのかというようなところを今後検討いたしまして、それに合わせたような形でその人材の確保をしてまいりたいというふうにご考えてございます。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** ぜひ前向きに検討していただいて、新庄市は子育てにも力を入れていきますよということをもっと強くアピールすべきだと思いますので、ぜひ検討のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

第3期新庄市エコロジーガーデン利用計画は平成25年3月に策定され、計画の半分が経過いたしました。この計画は、エコロジーガーデン内を推進エリアとする短期的な構想を主体とし、具体的な事業を展開していくための利用計画としております。その3つの柱として、農業振興、観光交流、景観保全がございます。

農業振興においては、産地直売所「まゆの郷」や農業後継者育成の拠点づくりとして若者園芸実践塾、有機の里もがみの拠点づくりとして地域ブランドの創出と情報発信を推進しております。観光交流において、交流の場づくりとしてk i t o k i t oマルシェの交流拡大事業や多様な実施主体との連携として大学や企業との民産学官との連携事業や、公園機能の整備、景観保全としての建物や樹木などの適正管理など具体的に平成29年度まで事業が組まれております。

この計画の実現に向け、現在の施策の進捗状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。また、北側エリアの利用計画では、最上

地域の有機農業の拠点、農業人材を育む場や子供たちが元気に駆け回ることのできる遊び場、伝承野菜や各種農産物の栽培や収穫を体験する学習の場、広々とした畑いっばいに花が咲く彩りの場としております。この計画に沿って、今後利用方法や冬期間の雪を使った利用方法について、どのように取り組まれていくのかをお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 新庄エコロジーガーデンの今後についてという今、御質問であります、エコロジーガーデンの利用計画につきましては、平成19年3月に第1期、平成23年2月に第2期の利用計画を策定し、バイオマス資源や再生可能エネルギーなど環境保全や循環型社会の実現に向けた事業や、有機農業の推進、農業公園の整備を中心とした取り組みを実施してまいりました。

その平成25年3月に、平成25年度から平成29年度の5年間で計画した第3期利用計画を策定しました。第3期利用計画を第2期利用計画の重点施策でありました農業振興や景観保全のほか、観光交流の拡大を新たな柱の一つとしてより具体的な事業を盛り込んだ利用計画として策定いたしました。

計画の進捗状況ですが、初めに農業振興の分野におきましては平成14年のエコロジーガーデンの開園とともにオープンしました産直「まゆの郷」が平成24年には10周年を迎え、年間の売り上げが1億円を超えております。以後、4年連続で1億円超の売り上げを達成し、その後さらに売り上げを伸ばしている状況にあります。

また、農業にかかわる人材育成事業として農林課が主体となって取り組んできました若者園芸実践塾「勇氣塾」では実践型の技術研修を重ね、多くの農業後継者を輩出してまいりました。

観光交流の分野につきましては、エコロジーガーデン交流拡大プロジェクト実行委員会が主

体となりまして、地元産の農産物や加工品、手づくり雑貨などを販売する手づくり市「kitokitoマルシェ」の開催や、施設と周辺のランドスケープなどのロケーションを生かした環境芸術祭の開催などにより観光や交流面での動きが飛躍的に拡大しているところであります。

また、昨年8月には遊休施設の一部を活用し、コミュニティ・カフェ「コミュニケーション」をオープンいたしました。地域の豊かな食を提供するとともに、訪れた人々の交流の場として活用されております。

景観保全の分野におきましては、建物や樹木などの適正な管理のための維持管理事業を継続しているほか、平成26年度から2カ年にわたりエコロジーガーデンの全域を対象として歴史的建造物と周辺のランドスケープを含めた調査業務を委託しております。今月中にはその調査結果について最終報告がされる予定になっておりますので、平成26年度に実施した耐震診断の結果を踏まえて、今後は利用計画の実現に向けた施設整備のための保存、活用計画を策定してまいりたいと考えております。

北側エリアの今後の活用につきましては、建造物、ランドスケープ調査の結果を踏まえまして、南側エリアの建造物の改修と一体的な整備方針等のもとに進めていきたいと考えております。具体的には、第3期利用計画に示されていますように、農業体験、学習ができる圃場整備などにより、農的な交流、体験活動のできる場を目指して整備を進めていきたいと考えております。

また、冬期間の雪を使った活用につきましては、交流拡大プロジェクト実行委員会やグリーンツーリズム推進協議会などの関係団体とともに、持続していける具体化を考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。

一番最初についてお聞きしたいんですけども、私の勉強不足かもしれませんが、新庄市エコロジーガーデンなんですけれども、エコロジーガーデンの由来は何なのでしょう。済みません、私の勉強不足でちょっとわからないんですけども、このエコロジーガーデンと旧蚕糸試験場の名前が一致しないと私は思うんですけども、エコロジーといきますと、私の調べたところ、辞書に載っているのは「生物とそれを取り巻く環境の相互関係を研究し、生態系の構造と機能を明らかにする学問。生態学」となっており、今のそれとどういうふうに合致するのかちょっと私はわからなくて、ぜひそこら辺の、一番最初にそこを聞いたかったものですからぜひよろしくお願ひします。

荒川正一商工観光課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 商工観光課長荒川正一君。

荒川正一商工観光課長 今、るる定義のような形で教えてもらいましたが、私も勉強不足でその辺までは詳しく内容まではわかりませんが、ただいわれというのは蚕糸研究あるいは生物資源研究というふうな歴史がありましたので、財務省のほうと譲渡契約を結んでいく段階の中から既に、人と農とのかかわりの中で研究がなされてきたという歴史、その文化を踏まえながら、さらにとても100種類ほどの樹木がある風趣な雰囲気跡地でございますので、その自然との融和をまた図りながら、人がつくってきた歴史というようなものを踏まえて、その中で自然との共生というようなものを我々は図っていきたいんだというような構想のもとに、それをエコロジーガーデンというようなことで定義をしてきて譲渡を受け、構想のもとに計画を1期、2期、3期と重ねてまいったところでございますので、私どものほうの考え方の中ではそのような形でいきさつを踏まえてございます。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。どうしてもこれからランドスケープをして、これから多分いろんな保全とか計画をつくっていくわけなので、何かそれが旧蚕糸試験場とエコロジーガーデンがなかなか一致しなくて、要はエコロジーガーデンと聞いて、昔ここは何だったんだよと聞かれたときに合致しないわけですよ。そこら辺のちょっと乖離があったものですから、今後考えていくときもしよろしければ名前も、今回ランドスケープには工学院の方が多分かかわったと思います。そういった名前の研究なんかも一緒にしていただいて、もしよろしければエコロジーガーデンじゃなくいい名前があるのかもしれない。

例と言え、富岡製糸場と多分同級生ですよ。多分、蚕糸試験場は。そういった意味でも、向こうは製糸場といえ、すぐびんとくるんですけども、新庄に行ったときにエコロジーガーデン、「原蚕の杜」とはありますけれども、「原蚕の杜」だったらわかります。でも、エコロジーガーデンだったらぱっと印象がつかみませんので、そういったことも一緒に研究していただきたいんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

荒川正一商工観光課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 商工観光課長荒川正一君。

荒川正一商工観光課長 この構想をエコロジーガーデンのもとにつくり上げて、さらに計画を重ねてまいった中で15年近く経過しようとしております。市民の憩いの場として随分浸透している名称になっているのかなというようなことで、外部のほうにもこの名称で随分つなげてきておいて、今後とも、振興の名前としてはとても有意なものになっているんじゃないかなというふうには思っておりますが、今後建造物ランドスケープの活用をどう図っていくかという中で、あと2年でこの3期計画も終了いたします。新

しい計画に向かって、施設名をどうするのかというように含めて御意見が出るとすれば、時代に合わせた形の中で変容させていきましようというのはこの跡地の根本でありますので、その辺は柔軟性を持って対応できるのではないかとこのように思います。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。ぜひともそこら辺も一緒に工学院の方と一緒に勉強というんですかをしていただいて、名前がいいのか悪いのかではなく、そういった議題も上げてほしいなとは思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

また、このランドスケープとやったときに、工学院生の方が夏に30名ほど来られたとお伺いしております。そのときに、せっかく工学院生が来られたのですから、学校のほうとどういうふうにコラボレーションしたというんですか、一緒に勉強する機会もあったと思うんですけれども、そういうことを教育委員会のほうにはお尋ねをしたんでしょうか。せっかくこういう勉強できる機会を逃す手はないと思ったんですけれども、そういう連携はしたのでしょうか。よろしく申し上げます。

**荒川正一商工観光課長** 議長、荒川正一。

**清水清秋議長** 商工観光課長荒川正一君。

**荒川正一商工観光課長** エコロジーガーデンの研究の中で、さまざまな資源を活用しながら学生方も新庄市をよりよく知って、活用計画のほうに反映させたいというようなことがあるものですから、我々のほうの委託事業の中の範囲内で学生の方々は動いてもらっているというような形で認識しております。

それ以上の、あるいは範囲外のことにつきましてはちょっと承知しておりませんので、再度中身を次回にでも確認してまいりたいというふうには思いますので、その意義がありましたら

そういうような活用も今後図っていただけるのかなというふうには思います。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** 前回、青学が来たときは結構学生の方と交流があったと思います。今回も工学院生の方が来られているということは非常にありがたいことですし、また工学院生の方がやる研究というのは、なかなか新庄市ではできない勉強がすごくたくさんあったと思うんですよ。

ぜひとも、そういうことでもあって、教育委員会のほうでもそういう情報を仕入れていただいて、ぜひとも未来の子供たちのためにもこういう研究をなさっているんだ、特に今回、後藤研究室のほうでは世界遺産を扱っているわけですよ。そういうことに小さいうちから触れ合うということも非常に重要だと思うんですけれども、教育委員会としてはこういう考えはないですか。

**長谷部 薫学校教育課長** 議長、長谷部 薫。

**清水清秋議長** 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫学校教育課長** 市のそういう横的な施設につきましては、さまざまな面で子供たちについて知っていくということは大切なことだと思っております。

あと、学区につきましては北辰小学校がその学区になっていますので、例えば1年生の生活課の学習の中で地域探検とか、3年生の社会科の中で自分たちの地域の位置図をつくるなんていう学習がありますので、そういうところでは子供たちがその場所を訪れて教材としては活用しているという、発達段階に応じた活用の仕方は十分にできるのかなというふうに認識しております。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** 私が聞いたかったのは

場所じゃなくて、工学院生が来るわけですよ。大学生が。その大学生が調べるわけですよ。ランドスケープですから。そういったときの学生とのつながりをしていければ、もっと要は学習意欲だったり建物の研究だってできるので、ぜひともそういうかかわりをもっと深めていただきたいという質問だったんですけども、いかがですか。

**長谷部 薫** 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

**清水清秋** 議長 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫** 学校教育課長 大変失礼しました。

その内容も踏まえながら、小学生、中学生の中でどうかかわりができるのかなというところも踏まえて検討させていただければと思います。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋** 議長 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** ぜひともそういう学生とのつながり、要は新庄市には大学がやっぱりどうしても農業大学校しかないものですから、そういった意味でも学生との触れ合いは非常に大切な場だと思います。ぜひともそういう取り組みをしっかりとさせていただいて、商工のほうとも連携していただいて、いろんな話をつなげていっていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

また、環境面なんですけれども、貴重な財産である樹木なんですけれども、見てみますと激しく傷んでいる箇所が数カ所以上、数カ所という範囲であればいいんですけれども、かなりございますけれども、この後どのようにちょっと維持管理をしていかれるのかお伺いたします。

**荒川正一** 商工観光課長 議長、荒川正一。

**清水清秋** 議長 商工観光課長荒川正一君。

**荒川正一** 商工観光課長 現在の第3期計画の中におきましても、建物、樹木等の環境整備というふうな文面がございます。唯一、この部分だけが5カ年間の中で全て通しての事業なんだと。

いわゆる施設管理というような意味合いと同時に、これは大切な跡地を守っていく上で重要なんだらうというようなところのあかしだと思います。

この計画が出たわずか後に、国のほうで有形登録文化財に指定されたわけございまして、あの建物だけではなくて、樹木あるいは施設全体、跡地全体があのような形の中で登録されているというようなことを鑑みれば、とてもあそこを守っていくということは重要であろうというようなことを再認識しておる中で、私どものほうで嘱託職員1人、臨時職員2名というふうなことで、常時建物も含めまして樹木の管理もやっておる。

安全対策を怠るということも、これはできません話ですので、守っていくのも大分一苦勞になっています。したがって、老木につきましては、どこまで維持できるのかというようなことも含めながら、伐採というようなこともあり得るんだらうというようなことで、内部の中でそのような伐採の業務もできないものなのかというようなことも含めまして研究も始めたところございまして、大きくは桜が100本ほどございまして、あそこを守る手だてというようなものも、これはおろそかにできないのかなというふうに思っております。

あと、理科観察等にさまざまな対象となっていくような樹木も各種ございまして、その辺の守り方も今後計画の中で大きく触れていかなきゃいけない部分なのかもしれません。改めて認識させていただきました。ありがとうございました。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋** 議長 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** たしかあそこに木の先生ですか、樹医が多分いらっしゃっていて、それで見てもらったような気もしたんですけども、そういうことも多分やっていると思います

けれども、そこら辺を課長は御存じですかね。

また、それとその樹医さんが多分見て、多分木のほうにタグみたいなのをつけて検査もしていると思うんですけども、それをどのぐらい定期的にやっているのか、ちょっとそこら辺、もしわかりましたら教えてください。

**荒川正一商工観光課長** 議長、荒川正一。

**清水清秋議長** 商工観光課長荒川正一君。

**荒川正一商工観光課長** 定期的にはやっていないと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、貴重な樹木がさまざまありますので、今後は課題視させてもらいたいというふうに思います。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。せっかく桜回廊と計画にも書いておりますし、せっかくいいものを長い間見せていくとか使っていくことですので、ぜひそこら辺を定期的に検査していただいて、その効果を十二分に発揮していただきたいと思います。

あと、北側のほうのエリアなんですけれども、正直まだ、さっきの市長答弁では、言い方は悪いですけども、何もやっていないような気がします。今後、この利用計画5年の間にどこまで進めていこうとされるのかちょっとわからなかったんですけれども、再度農林課長、あそこ北側は農林課ですよ。そこはどういうふうに進めていくのか、そこら辺がちょっとわからなかったんで教えていただきたいと思います。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**清水清秋議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 北側エリアにおいて手つかずのところは、有機循環型農業、それから農業体験交流事業、この部分は非常に手つかずの状態であるのかなというふうな感じがしております。農的交流といえば、自然に親しむ、あるいは農業に親しむという意味では、平成27年度の初め

に近隣の小学生あるいは保育園の施設に出向いて、あそこで作物栽培体験をしてもらえないかというふうなお話を進めてきました。ところが、トイレの問題、それから土をいじれば手が汚れますので、手を洗う手洗い場と申しますか水屋、こういったものがないもんですから、その辺については断念させてもらったというようなことです。

そんなことで、引き続き農的交流あるいは自然と触れ合う、市長が言っております例えば遠足村的なそういった発想もあそこで描けるのではないかなど。そのときに、今ある塾のハウスの一部を雨よけ的な、休憩施設的な、お弁当を食べたりするようなちょっとした天候をしのげるような使い方もできるのではないかなどというふうなことで、今後そういった方向でもってよりよい、4ヘクタールを超える広大な市民の財産でございますので、そういった活用も若いお子様をお持ちのお母様方からもいろんな意見を聞きながら、農業ということに限らずそういった使い方もしていけたらなというふうなことで検討してまいりたいなと思っております。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。

ぜひとも、見る限りではちょっと何もやっていないようなイメージに受け取れますので、ぜひともせっかく平成29年まで計画をつくっておりますので、一歩でも進捗率の上がるような計画、そしていろんなアイデアを出していただいて使っていただきたいと思います。

その中でもどうしても気になるのが、冬の利用の仕方ですよ。雪を使った利用。特に、平成27年度予算委員会において、議会からした質問で「雪の活用は、スノーモービルをすとか、夏の間での観光的な農園として活用していきたいとの計画」との答弁がございましたけれども、その割には冬の使い方が何もなされていないよ

うなイメージを受けます。

そしてまた、今回なんですけれども、そういうものに対して市長からも、要は冬の使い方がなかなか提示されていないのはちょっと寂しいんですけれども、冬の使い方、雪の使い方をあのエコロジーガーデン内でどういうふうになさっていくのかをお伺いいたします。

**荒川正一商工観光課長** 議長、荒川正一。

**清水清秋議長** 商工観光課長荒川正一君。

**荒川正一商工観光課長** まず、先ほどの樹木医のことだったんですけれども、手元の資料を確認いたしました。平成22年度、平成27年度にやっておりますので、申しわけございません。

あと、冬の利用なんですけれども、先ほどもありましたように青山学院のほうに調査をお願いしたことが平成26年度にありまして、冬期の例えばスノーモービルを活用した4万3,000平米、北部側のエリアを思い切り使えるようなというものを調査を行った経過がございます。あそこを冬期間の間開放する、あるいはイベントとして活用する場合には、やはり休憩とかあるいは衛生的な設備、施設、これがないと長く続けることは難しいのではないかとというような部分が出ました。

そのような結果をもとに、今年度すぼーていあで雪国ワンダーランドを2カ月間、1月、2月とやりました。なかなか、JRのびゅうからの応募というようなこともありまして、首都圏からも三十数名いらっしゃったというようなこともあります。このようなことを踏まえれば、冬期の間、北側エリアを中心とした形の中でそれを検討することも、先ほどの施設整備というようなものをクリアすることができるならばというふうな研究もできてくるんじゃないかというふうに思っております。

ランドスケープも含めまして活用計画が出てまいりますので、議会の皆様、また市民の皆様方の最終報告、意見交換、これを4月16日に用

意してございますので、そこでまた頂戴しながら計画のほうの進め方を確認してまいりたいというふうに思っております。

**6番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6番（佐藤卓也議員）** わかりました。ぜひとも利用計画に当たってでも商工会議所や、あと観光協会としっかり連携をとっていただいて、いろんな形で利用計画を進めていただきたいと思います。

次に、最後の質問になります。

市では、個人や企業から善意の形として物品や金一封を寄附していただいております。市では、いただいた寄附金を寄附者の目的に合わせ利用しておりますが、寄附者に対してどのように使われたかが伝わっていない状況にございます。知っていただくことで感謝の思いをさらに強く感じると思いますが、このことについて今後の考え方をお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 寄附金に関する御質問であります。個人の方、企業、団体の方々より市政へ貴重な善意として寄附金、物品等をいただいております。厚く感謝しています。

物品の寄附につきましては、教育文化振興のための学校図書、教育用備品、美術品などを初め、交通安全設備や宅地造成に伴う道路施設、導水路用地など多岐にわたっております。また、現金の寄附については教育振興、児童福祉など特定の目的のための寄附が多くを占めており、事業担当課において受納し、寄附の御意向に沿って各事業に財源として充当しております。これは、あくまでもこういうものに使っていただきたいというふうな寄附が大半であるというふうにまずは御理解いただきたいというふうに思います。

寄附をいただいた方に対しましては、丁重に

お礼を申し上げ、一定額を超えますと感謝状を贈呈させていただいております。高額な寄附金については、具体的な使途をお知らせし、市報などで市民に知らせていく場合もございます。「どこそこの会社よりいただいたお金で、学校のパソコン等全てそろうことができた」というような広報の仕方です。

今後、寄附をいただいた方への活用実績の報告とあわせて、お礼を申し上げるなど、御意見の趣旨に沿って寄附された方の善意に応えられるように対応してまいりたいと考えております。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。

せっかく皆様からいただいた善意が、どのように使われているかが伝わっていくことが必要だと思えます。せっかく寄附者の方からいただいたもの、そしてお金も、寄附者の方にうまく伝わっていないという状況がございます。というのは、していただいてから長年に基金だったりとか繰り入れになったりしますと、要は寄附者の方は「このお金、どのように使われたかわからないね」という意見もがございます。ですから、いただいたお金を毎年、毎年という言い方は失礼かもしれませんが、毎回使うのであれば、その使い方を、要はどのように使われたかをお知らせする必要があると思うんですけども、それはどのように考えているのでしょうか。

**小野 享財政課長** 議長、小野 享。

**清水清秋議長** 財政課長小野 享君。

**小野 享財政課長** 寄附につきましては、一般寄附と指定寄附というふうに分かれまして、一般ですと、最近はございませんが、とにかく寄附していただいて好きに使っていただきたいというふうな状況ですけれども、先ほどの市長の答弁にもございますように、現在ほとんどの方がこの目的のために寄附しますよということで、我々もそれをいただいているという状況でござ

います。

当然、歳出につきましては寄附をいただいた時点で必ず歳出科目のほうに、その希望に沿ったところに歳出を充てなければいけないというふうに定められておりますので、基本的にはまず今までそのように対応しているという状況でございます。

ただ、やはりいろんなところで見えない部分もございますので、ちなみに社会福祉協議会あたりでは広報で一応まとめて御礼の文章を出しているというふうなところもございますので、そういうところも参考にしながら、寄附していただいた方々の善意に沿うような形で対応してまいりたいというふうに思っております。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** 1つ、ちょっと例をとらせていただきますけれども、教育関係のほうで多分基金があると思えます。その中でも、ものづくり教育奨励金ですね。平成21年か2年ぐらいから多分いただいております、年間50万円ずつ、多分学校の理科のほうへ多分使われていると思えますけれども、その方に毎年そういう50万円という大きい金額を使っているわけで、その方にしっかりと、どういうふうに、こういうふうに使われていますよという、報告の義務はないにしても、しっかりとこういうふうに使われていますとなれば、寄附者の方が、ああ使われたんだなという気持ちが出てくると思うんですよ。そういうことをやっぱり丁寧にしていくことが大事だと思うんですけども、そういう考えは今後どのようにやっていくのでしょうか。よろしくお願ひします。

**長谷部 薫学校教育課長** 議長、長谷部 薫。

**清水清秋議長** 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫学校教育課長** 今、佐藤市議の御指図のとおり、平成21年度から御寄附をいただきまして、市内小中学校の理科教育の充実のために

使っていただきたいという旨で、これまで7年間活用させていただきました。これにつきましては、感謝状の贈呈をしたりとか、あと平成24年にお礼状のほうは差し上げた経緯がございますが、どうしても今御指摘いただいたように、点となって報告をしていたということもありますので、今年度以降につきましては各学校で使った報告内容もあわせまして、報告書という形で何に使ったかということについてお知らせしたいということで今検討しているところでございますので、今年度以降はそのような形で2者については報告をさせていただきたいというふうに考えております。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） ぜひともよろしく願いいたしたいと思えます。

最後に、3月をもって退職をなされる職員の皆様に感謝を申し上げます。長い間、市政の発展に御尽力していただき、まことにありがとうございました。これで質問を終わります。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時59分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

### 山科正仁議員の質問

清水清秋議長 次に、山科正仁君。

（5番山科正仁議員登壇）

5 番（山科正仁議員） 本日、最後の質問をさせていただきます市民・公明クラブの山科です。よろしく申し上げます。

さて、早速ではございますが、一括方式にて質問事項に入らせていただきます。基本的には、通告書でお示ししている順序に従っての質問といたしますので、御了承ください。

まずは、市内の幼児、児童、生徒、その安全という点についてです。今回は、食と通学、その安全性の確保という点からの問題提起といたします。

1点目の児童生徒の食の安全性の検証、確保という点ですが、実はある児童の祖母の方からはとずるちょっと質問をいただきまして、内容は、今、地産地消給食というのをやっているようですねということで、市内の各学校で推奨していると。あれは本当に安全を確かめて出しているのかという内容でした。どういう方法でやっているのかということで、そのとき確認ある返答を私はできかねまして、学校に問い合わせました。明確な返答がちょっとなかったものですから、またその祖母の方からは、私の知人で、その祖母の方の知人で農家の方がいらっしゃるんですが、学校で地産地消給食をやっているのであれば、ぜひうちの野菜も使ってもらいたいと言われたらしいのですが、その祖母の方は、実際のその農家の方の栽培状況というのを見ておりまして、かなり化学肥料、それから農薬等を使用しておったと。それを知っているものですから、それを契約した、それを使われた場合は、非常に怖いねということと言われたわけです。

そこで、普通給食に関しても同様であると思うんですけども、業者とかその農家の方々の初期契約、そのときの栽培条件とか定期的な肥培管理、そういうふうな経過の報告等をするなど安全性の確認というのをどのようにやっているのかという点をまずお聞きしたいと思えます。

私は、今仕入れているところがどうのこうのとかを言いたいわけではなくて、安定した食材供

給、その数を確保するには、やはり学校給食、これに必要なのは十分わかっておりますし、その地産地消に関しても今後もっともっと推進していくべきとも考えております。それであれば、なお一層、世界でも誇れる安全レベルである国内の農薬とか、より安全性の高い化学肥料を使用して栽培された安全な食材であるよということの証明義務、それから周知義務が、供給する側である行政側にあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、要望的な内容となりますけれども、児童生徒の登下校時の通行の安全性という点です。これについても、新庄地区のPTAの協議会がありまして、その席にて懸案、提示されたものであります。

通告書に指摘している箇所以外にも恐らく存在はしていると思いますが、登下校ルートとなっている区間の各種工事、それによって余儀なく生徒児童が通行制限されているわけなんです。確かに道路整備、その重要性というのは非常に必要性を十分に理解しておりますけれども、特に冬期間、その工事については特別な安全対策が必要ではないかと考えております。

確かに、工事の時間、その時間中は施工業者さんの安全管理によりまして誘導員の方々からの保護というのはあるわけですが、残念ながら実際に実際の登下校時間、その時間は、登校時間ですけれども、それはまだ工事を開始していませんので、誘導員はいないということになっています。これは、非常にレアなケースではありますが、ある事例がありますので紹介します。

工事の区間内、車両が鉢合わせになりました。お互いに譲らなかったわけなんですけれども、そこで口論になりまして、暴行事件にまでいったと。警察の介入になりまして事なきを得ましたが、幸い児童生徒の登下校時間帯ではなかったために事なきを得たことではありますけれど

も、これはぞっとする事実であります。

ぜひとも施工業者の方々へ、工事区間における登下校時間帯の誘導員の配置等の指導を発注者責任においてお願いできないかということと、あと登下校ルート、その近隣環境というのが、例えば大型店舗が開店したとか、それから商業地化したということで大きく変化した、交通量が増した。ということは、つまり児童生徒の安全性の確保が困難となることが予想されるのであります。となれば、学校と協議して登校ルートを変えるとか、大々的にスクールバスを出すとかそういうふうな利用を考えて、安全性を確保していかねばならないと考えますがいかがでしょうか。

以上が、市内の幼児、児童、生徒の安全という点についてです。

続きまして、ICT化ということですが、以前はIT化へとかなり騒がれた時期がありました。私もITとICTってどういう違いかなということがちょっと理解できなかったもので調べましたら、基本的には同じというふうな感じであります。ただ、考え方とすれば「C」がついていると。「C」というのは「コミュニケーション」です。という意味がありまして、いわゆるデジタル化されている情報を共有しようよというふうなことであると簡単に理解しております。

さて、平成26年2月に新庄市情報化計画というのが策定されておりまして、この世の中というのは急速に情報化社会に向かっているのは確かな現実でありますから、国でもユビキタス社会の推進とか、それから全国の市町村も電子入札、そういうのは当たり前のこととなっております。

それでは、現実的にICT化というのは何かと考えると、大体はタブレット、それを使用して議会運営をやったり、あとは事務作業、あと執行部と情報共有とかそういうのをやって

いくということだと思っております。当市においても今後早急に推進していくことが、世の中の流れに沿っているんじゃないかなと考えておりますし、市政と財政経費の面にも多分大きく貢献するというふうなメリットが大きいと考えますので、そこで現時点で把握しているほかの自治体での導入事例、それから費用対効果、その面の情報をお持ちでしたら伺いたいと思います。

あわせて、このIT化とかICT化というのはなかなか進まない現状がありまして、その進まないことの弊害というのは一体何であろうかということもわかった範囲でお願いいたします。

あと、最後の質問になりますけれども、第4次新庄振興計画の検証についてです。

これは、きのうの全員協議会においてもかなり細部にわたる質疑応答が繰り広げられまして、そういう細かいところは言いませんけれども、確かにいただいた新庄市まちづくりの総合計画、これの4ページと5ページですね、前期5カ年の評価、検証というのが表記されております。文言的に判断していけば、大変わかりやすく、かつそつなく整っていると思います。

そこで、私は数字、つまり平成23年度から平成26年度までの決算状況表、決算カードですね、その目的別の歳出の主要な区分、その決算額とあと5つの基本目標、これを対比しまして、自分なりに評価を考えたところであります。これから言う金額には全て、約という、およそというものがつきますけれども、基本目標の一つについては農林水産業費は計画策定前の平成22年度、決算額は8億7,000万円、その後の4カ年の平均決算額は7億4,000万円。これは、1億円以上のダウンということになります。

以下、同様に計算しますと、商工費は1億2,000万円のアップ、基本目標2の民生費は3億円のアップ、基本目標3の教育費は11億円のアップ、基本目標4の土木費は1億1,000万円

のアップと。基本目標5の衛生費は6,000万円ダウンでした。これは、別にアップしたからいいとかダウンしたからいいとか、逆にアップしたからだめだとかダウンしてだめだとかそういうふうに単純に判断できるものではないですけれども、部門によっては考え方が変わるかと思えます。

このことを踏まえまして、少々ちょっと語弊を恐れずに申し上げれば、この執行金額というのは各担当課の努力と熱意のあらわれであると思います。各年度においていろいろな事情があるにしても、強く推進していきたい施策があるのであれば、これは強い覚悟を持って挑むべきであろうと思うわけです。もちろん使い切れればいいというわけではありませんが、平成23年度から平成26年度まで、この4カ年の平均歳入歳出の差し引き、これが約6億円程度あるんです。本来であれば実質収支額で見ると良いでしょうけれども、それを考えればもっと長期的な予測を踏まえて予算編成とか調整、そして要求努力ができたんじゃないかなと思うわけです。そして、これがもっと住民が実感できる行政サービスへ挑戦とか、それから提供もできたのではないかと考えるわけです。

恐らく住民の皆さんも同意見じゃないかと思うんですが、そこで大局的な視点から結構です。このことを踏まえまして反省点とか今後の方向性、それをどのように考えているか伺いたいと思います。

以上、お願いします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、山科議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初の質問と登下校については教育長の答弁となりますので、よろしく願いいたします。

タブレット、ICT化の導入の必要があるん

ではないかというようなことでありますが、本市では住民基本台帳の事務や市税の賦課収納管理事務などの情報化から始まりまして、庁内情報共有システムグループウェアの導入やインターネットの活用など庁内の情報化による事務の効率化に努めてきました。タブレット端末は、最近簡単に持ち運べる携帯性や直感的な操作ができることが特徴で、最近普及が進んできた端末だというふうに言われています。

少ない事例ではありますが、静岡県焼津市では平成26年4月、全国の自治体で初めて全職員にタブレットを配付し、会議のペーパーレス化により会議準備に必要だった時間と作業量、紙費用の削減と業務効率化を目指したという導入例がございます。実際には、一般的なタブレットよりも大きなタブレット画面でないとなかなか使い勝手が悪いというようなこと、目が見えない、見づらいというようなことがあるというようなことも検討されているということでございます。

本市では、一般的な事務でのタブレット端末の導入は実施しておりません。メリット、デメリット、費用対効果の検証は今行っておりませんが、情報化の流れの中では全ての小中学校のコンピューター室にタブレット端末を設置し、授業で活用している状況です。こうした情報化を取り巻く環境は目覚ましい進展を見せる中、事務の効率化のみならず、セキュリティーの面を考慮しつつ検討していかなければならないと考えております。

また、定住自立圏構想での情報共有についてですが、全ての町村間での協定項目として圏域住民への情報の提供があり、既に管内の広報担当者会議を開催し、圏域内イベント情報、共通課題など統一テーマにある広報事業を行うこととしています。今後は、各自治体のホームページを中心に連載記事の企画、運営手法について協議してまいりたいというふうに思っています。

このタブレット端末、先ほどなぜ進まないのかという、行政の中で一歩進めないところが案外あるのは確かだと思います。アナログをデジタルというようなことでの文書の保存というようなことの方法、数種類の方法で永久保存をしていきたいというふうなこと。あとは、実際に今の記録を遠くに飛ばしまして、会社を通じて向こうで保存してもらっている。これは、震災以降の状況になっているわけですが、そんなこともあり、保存の方法というようなこと。このことが一番大きな今後の課題であると。

もう1点、一番大きいのは全員が使えるということが基本にないといけないというふうに思います。そこは、小学校から今はタブレット端末化になってきて、世の中が、全員がこれを使える状況になるまではもういましばらくかかるのかなというふうに思っています。役所の中で、それを可能にすることについては現在、先ほど言いましたように、グループウェアという形での庁内での文書のやりとり等について、今ペーパーレスの状態で行っている状況です。市民の皆さん、あるいは議会のときにペーパー化しているということで、ふだんは情報の中でやりとりをしているということを御理解いただきたいと思います。

また、他の町村あるいは広域とのやりとりも全てデータやりとりというのが、今現状で行っているところであります。

次に、まちづくり総合計画の中における決算状況からの指摘をいただきましたが、前期の基本目標における研修についてですが、各施設の目標指標について基準値、現状値、計画終了年度における目標値を見比べ、「目標を達成した」「向上している」「停滞している」「低下している」の4つの区分に分類し、全体的な達成度を図っております。その結果、全体の約6割の指標が計画策定時よりも成果が向上し、特に向上した指標が多かった基本目標は、協働によるま

ちづくりを進める推進手法と産業に係る基本目標で、伸び悩んでいる指標が多かった基本目標は環境に係る基本目標と社会生活基盤に係る基本目標でありました。

目標指標の推移を分析し、達成に向けた方策を検討する場合には、施策を推進するための取り組みである事務事業も考える必要があります。事務事業については、毎年度実施している行政評価の中で昨年度実施した429の事務事業を対象に、課題に応じた改善法を検討し、今後の方向性を示した。このように、それぞれの段階における検証を踏まえ、より課題を明確にし、後期5カ年の基本計画の策定を進めてまいりました。

まちづくり総合計画の策定前である平成22年度と平成26年度の決算額を比較した場合、御指摘のとおり民生費と教育費が大きく伸び、その要因は少子高齢化による扶助費が大幅に伸びたことや、学校の耐震化や小中一貫教育校の建設を実施したことが挙げられます。農林水産費が減少した要因には、農振整備計画策定に係る事務が終了したことなどがあります。限られた財源の中での予算編成においては、事務事業の選択と周知を基本とし、最少の経費で最大限の効果があるよう総合的に判断してまいりました。

御発言にありました決算額の伸びと取り組みへの姿勢は、一概に一致しないと考えております。将来像の実現に向けたこの5カ年の取り組みの方向性についてですが、今年度は経営手法のPDCAサイクルのC、いわゆる評価に当たる年でありました。課題などをより明確にした結果を受けて、来年度以降、Aの部分の改善を進めてまいりたいと思います。

特に、人口減少対策として策定した新庄市総合戦略の内容を反映させた「雇用・交流の拡大」「安全・安心の充実」「子育て・人づくり」の3つの重点プロジェクトに限られた経営資源を集中的に投下し、将来像の実現を目指してま

いりたいと思います。

一概に決算だけではないということは御承知かもしれませんが、長期的な視点に立って財政運営をする、基本的には持続可能な財政をつかっていく。一時期、実質交際費率が30.1と非常に高くなったとき、多くの市民の皆さんが不安を抱きました。その背景には、公共事業、公共施設等が非常に多いという反省点もありますので、その辺も含めながら、バランスを考えながら、持続的な市政運営をやっていかなければならないというもとに予算配分をしていることもぜひ御理解いただきたいと思います。

壇上からの答弁、以上とさせていただきます。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**清水清秋議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** それでは、児童生徒の安全について、まず最初に食の安全についてお答え申し上げます。

学校給食の食材については、給食調理室に業者から納品される際に、調理員が食材を点検し、異物混入や食品の鮮度などについて異常がないかを確認しています。また、調理を行う際にも食材を確認し、安全な給食を提供できるよう努めています。

このような日常的な食材の安全確認のほかに、文部科学省の学校給食衛生管理基準の施行に基づき、定期的な検査を実施しています。今年度は放射性物質検査、微生物検査、理化学検査を実施しており、病原性大腸菌の陰性、農薬成分や放射性物質の不検出の結果を得ております。そのほかにもパンの抜き取り検査を実施し、安全性を高める取り組みを行っています。

新庄市の学校給食は、給食調理実施校において学校区内にある地元納入業者を優先とし、翌年度における給食食材の納入契約を毎年、年度末に行っています。契約に際しては、新鮮かつ良質な食材を衛生的に納入いただくことなどを契約書に盛り込むなどして、安全な食材の提供

について依頼しているところです。

納品については、一般的に流通している商品と同じと考えておりますので、特別な検査や報告義務は求めておりません。使用する食材については、文部科学省の学校給食衛生管理基準の食品の選定に従い安全性の確保に努めるとともに、可能な限り地元産の食材を使用することで生産者の顔が見えるような食材の供給に努めております。

地元農家から直接納入することはほとんどありませんが、その場合でも無農薬栽培の農産物を納入するようにして、安全性の確保に努めていると把握しております。

輸入農産物の規制緩和により、今後外国産の農産物が市場に出回ることが多くなることが予想されますが、外国産の農産物については国の検査を経た安全を確保されたものが市場に出回るものと捉えております。また、新庄市では可能な限り地元産や県産の食材の使用に努め、外国産の食材も含めて日常の点検、確認の徹底と定期的な検査の実施により安全性を高めていきます。

続きまして、登下校の安全についてお答え申し上げます。

登下校通学路線の安全確保については、随時各小中学校担当者、道路管理者、新庄警察署、各小学校の安全見守り隊などのボランティアの方、スクールガードリーダーの方と情報共有し、連携をとりながら対応しております。

市議が懸念する旧ゼネラル工場脇の道路や円満寺近くの工事箇所、その他の登下校ルート工事箇所における安全確保については、誘導員の確実な配置調整など工事発注者への働きかけを着実にを行い、安全確保をしているところではありますが、なお登下校時の児童生徒の安全確保が不十分な場合には、それに対応する要請もしております。あわせて、各工事箇所を登下校ルートとして利用している児童生徒への危険箇所

の周知についても各学校を通じて行い、児童生徒の安全確保を図っているところであります。

また、交通量の増大など環境が変化しそれに対応した最適な登下校ルートについては、毎年春に実施している通学路の合同点検で学校とも共通の認識を持ち、ルート変更が必要な場合については改善する方向で検討している状況でありますので、よろしく御理解をお願いいたします。

以上です。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） 大変的確にお答えいただきまして、ありがとうございます。

市長答弁の中で、ICT化について定住自立圏との絡みがありましたが、私もそれは考えておりまして、定住自立圏で中心市として情報発信の一番もとなるこの新庄市であればこそなおのこと、もう先駆けたICT化を進めるべきかなと考えておりました。

確かに、全員が使えるかということやはり各個人のスキルもありますし、理解能力もあるでしょうから、なかなか難しいかと思いますが、できれば早目にスキル講習とか使うべきものを導入するということが必要だと思います。というのは、非常にメリットが大きいと私は考えております。やはりものを早目にというわけじゃないんですけども、かなりタブレット関係は、例えばの話ですけれども、我々議員にしても住民の方からの相談があるといった場合、聞き取りもしくは相談に来られた場合、聞くわけですけれども、どういった内容だといった場合、ああそれだったらすぐに解決できるねというのが連絡網としては非常に有効な品物だと思うんです。例えば、その場で悪いところはすぐに写真を撮ってそれをメールで添付して送ると、すぐに動いてもらおうと。実際に、そうやって撮ったからこういうふうにしたからねというふうな証

拠にもなりますし、なおかつそれに返ってくるメール自体も証拠になりますし、言った言わないの世界がなくなるということで、いろいろ持ち出し、さっきセキュリティーもありましたが、配付されているタブレットを持ち出しするという問題もあるでしょうけれども、その辺は導入を考えていろんな意味で推進していくべきかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** 山科市議の質問にお答えいたします。

山科市議がおっしゃるとおり、新庄市情報計画の中でタブレットというふうな文言がかなり出てきております。これにつきましては、やはり住民サービスでありますとか市の職員が外部に出たときの業務の効率性というふうなところで考えてつくられたところでありまして、平成26年度から8年間の計画というふうになってございます。

ただ、その間に非常に大きな流れとして番号法のシステム改修というふうなところが出てきてまいりました。それから、市職員も含めて公共団体の職員がUSBメモリーを紛失して、情報漏えいにはならないけれども紛失したというふうな事故が結構ございました。そして、昨年の年金情報の漏れというふうなこともありました。それで、今、国の動きとして非常にセキュリティーというふうなところが大きくなってございます。昨日、補正予算のほうでも御承認いただきましたけれども、そのシステムの中身として指紋認証というのは前にありましたけれども、今度は静脈認証ということで個人の識別を行うというふうなこともありますし、USBメモリーを挿しても情報がとれないというシステム構築をしなければならないというふうなことになっておりまして、国のほうでも非常に情報の外部持ち出しというふうなところに非常に重

きを置いてございます。そういった流れもございまして、現在の情報化計画の中でいわゆる効率化とかペーパーレスというふうなところもうたっているわけではございますけれども、この前期の中でやはり計画変更はしていくところがあるのかなというふうには考えてございます。

ただ、タブレットも含めて今後セキュリティーが許される範囲内というふうなことになるれば、そういった働きかけもしなければならない、検討もしなければならないというふうに考えてございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

**5 番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**清水清秋議長** 山科正仁君。

**5 番（山科正仁議員）** ありがとうございます。恐らく100%、これからは自治体のほうもタブレット化というかICT化はならざるを得ないという状況になると思いますので、いろんな施策と並行した上でこの検討の中に入れていただきたいと思います。

あとは、先ほど教育長がおっしゃいましたけれども、いろんな意味の検査、それから検証とかをなされた上で、なお調理師さんの目を通して初めて子供の口に入るということを理解しました。

ただ、地産地消の場合ですと、やはり地元にありますので、できるのであればその祖母の方がおっしゃったことは、もしそういうふうに地産地消で使っているんだから、近くなんだから、せめて定期的にその農地、畑、栽培されている状況とかを目視で見てもらおうと。ちょうどその時期に合わせて。そういうことも可能じゃないかということをおっしゃいました。まさに私もそうだなと思ひまして、書面上で上がってくる検査、結果がクリアしていますから大丈夫ですと、それは確かにわかるんですけれども、実際そういうふうなコミュニケーションもとれますし、そういうふうな方向性も考えていただけるかどうか

かお伺いたします。

**長谷部 薫**学校教育課長 議長、長谷部 薫。

**清水清秋**議長 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫**学校教育課長 やはり実際に目で確認するということは、すごく大事なことというふうに捉えております。ただ、学校給食に入ってくる地産地消という場合につきましても、例えば新庄市内のほかにも最上郡内というものも当然ございますので、そうなりますとやはりそこに出て行って確認するということは当然難しいのかなというふうに思っております。

本当に学区の近くの農家さんとか地元のものを直接入れるなんていう場合については、その場に行って確認するということはできると思いますので、そこについてはできる範囲でやっていきたいと思っております。

また、先ほど教育長の答弁にもございましたように、地元農家から直接仕入れるような場合につきましてもは無農薬とか低農薬とか有機栽培等で、可能な限り安全性の高いものという形で学校のほうでは努力をしておるところでございます。

あと、そのほか地産地消のものにつきましても、山形県で行っています農産物安全・安心認証制度という制度がございまして、それに加盟している団体からもたくさん学校給食の食材に入っておりますので、そんなところで多くの網目をかけながら安全性を高めていきたいというふうに捉えているところでございます。

**5 番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**清水清秋**議長 山科正仁君。

**5 番（山科正仁議員）** わかりました。

定期的に、本当に地元であれば、近くであれば行ってくださるということで、近くと言っても学校の近くといえれば各校いっぱいあるわけですから、新庄市内のほとんどを回らなきゃならないのかなという気はしますけれども、その辺は学校のほうにもお伝え願ひまして、こういう

ことを注意して見るようにするよと言ってもらえれば父兄の方とかPTA関係も安心すると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、通行に関する再質問ですけれども、先ほど午前中ですが、小関議員がおっしゃいました図書館の駐車場もそうなんですけれども、基本的にやはり人的に守るしかないと思っておりますので、誘導員を配置する、例えば図書館の前にも誘導員を配置するとか、そういうような考えでもって対処していただきたいと思っております。

今まで子供の交通事故で一番多いのは、本当は普通の国道横断とか車両を見過ごしてひかれるとかが多かったんですけれども、今はもう歩道を普通に歩いていてそこに突っ込むような事故が非常に多いんです。それで命を失ったりするケースが多いもんですから、危険な箇所であれば安全を的確に予測して回避するようなシステムということを考えていかないと、事が起きてからでは遅いということだと思います。

ぜひ、そういうような関係で、市独自で誘導員を危ないところに配置するとか、業者任せじゃなくて、そういうふうなケースもとられるのかどうかお伺いしたいと思っております。

**森 隆志**教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

**清水清秋**議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

**森 隆志**教育次長兼教育総務課長 先ほど教育長も答弁申し上げたところでございますけれども、各関係者、警察、それから道路管理者等で毎年春に合同点検ということで、危険箇所については学校も含め把握しているところでございます。誘導員の配置も含めてなんですけれども、いわゆる公安、警察のほうで実施するもの、あとは道路管理者で対応していただくもの、それからあとは登下校時に誘導員がつく場合、そういった形で対応してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） わかりました。

前回の私、一般質問でも言いましたけれども、基本的に子供の安全を考えるのであれば、もう国も県も市も町も村も関係ないと思っております。管轄があるからとか、ここから国道だから、ここから県道だからというそういうような境とかそういうのはなくしていかないと、子供の安全というのは本当に守れないんじゃないかなと思います。

私は別に子供を過保護に育てようなんて言っているわけではないですから、ただ食の安全とかそういう交通とかそういう面に関しては回避できるような、大人がちょっと注意すれば回避できるものはぜひしていきたいなと思っております。ただそれが重要だと思っておりますので、食の安全なんて特に体をつくるものですから、その子供の将来までの体の形成を考える重要なもんだと思っていますので、ぜひそれを念頭に置いてお願いしたいと思っています。

ちょっと時間余りましたけれども、私の一般質問を終わります。

## 散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

7日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時34分 散会

平成28年3月定例会会議録（第3号）

平成28年3月7日 月曜日 午前10時00分開議  
議長 清水 清秋 副議長 石川 正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	荒川正一	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計課 出納主査	青山左絵子
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	監査委員 監査主査	高山学

選挙管理委員会 長 矢 作 勝 彦

選挙管理委員会 長 小 松 孝

農業委員会 長 眞 見 治 之

### 事務局出席者職氏名

局 長	東海林 智	総務主査	三原 恵
主査	沼澤 和也	主査	早坂 和弥

### 議事日程 (第3号)

平成28年3月7日 月曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 1番 高橋 富美子 議員
  - 2番 叶内 恵子 議員
  - 3番 小野 周一 議員
  - 4番 小嶋 富弥 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程 (第3号) に同じ

平成28年3月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	高 橋 富美子	1. 高齢者のボランティアポイント制度の推進について 2. 市立図書館の危機管理について 3. 子育て支援について	市 長 教育委員長
2	叶 内 恵 子	1. 学校保健統計調査にみる本市の児童、生徒の実態調査 について 2. 新庄ふるさと歴史センターについて	教育委員長
3	小 野 周 一	1. 子供の貧困対策について 2. 都市マスタープランの見直しについて 3. 農業施策の展開について 4. 運転免許自主返納サポート事業について	市 長
4	小 嶋 富 弥	1. 地方創生と市政について 2. エコロジーガーデンについて	市 長

## 開 議

清水清秋議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、会計課長高橋 弘君が本日欠席のため、出納主査青山左絵子君が出席しますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は4名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

### 高橋富美子議員の質問

清水清秋議長 それでは、最初に高橋富美子君。

（12番高橋富美子議員登壇）

12番（高橋富美子議員） おはようございます。

市民・公明クラブの高橋富美子です。通告に従い、一括方式にて一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

1点目は、高齢者のボランティアポイント制度の推進についてお伺いいたします。昨年の9月の定例会に引き続き、再度質問をさせていただきます。

高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者

が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要な課題となっています。そのためには、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた国、自治体の連携による取り組みが求められています。

一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいがづくりや社会参加促進施策など介護予防につながるさまざまな施策を展開する必要があります。その際、それぞれの地域の実情、特質性を踏まえ、関係機関等がよく連携をとりながら進めることが重要です。

現在、各自治体で進められているものは、高齢者の介護支援ボランティア等と呼ばれるもので、介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設でボランティア活動を行った場合に自治体からポイントを付与するもので、たまったポイントに応じて商品との交換や換金のほか、介護保険料の支払いに充て、保険料の軽減に利用できる自治体もあります。

新庄市高齢者健康福祉計画第7期に平成27年度より「元気高齢者ボランティアポイント制度を創設します」と記されております。9月定例会において市長より「実施に向け準備を進め、現在最終段階に入っております。当面、軌道に乗るまでは福祉部門に限った活動に限定して取り組んでいく考えでおりますが、将来的には活動範囲を福祉に限定せず、多方面への活動を期待するところでございます。準備が整い次第、広報活動などを行い、事業を実施してまいりたいと考えております」との答弁をいただいております。その後の事業に向けての進捗状況についてお伺いいたします。

2点目に、市立図書館の危機管理についてお伺いいたします。

初日の一般質問において小関市議から市立図

書館は司書資格を有する多くの職員がおり、利用者の立場に立ったサービスで皆様から評価をされているとの紹介がありました。私も同感です。職員の方はもちろんですが、本が好き、人が好き、図書館が好きという多くの図書館のボランティアの皆さんが図書館の活動を支えておられます。例えば、壊れた本の補修、新聞の保存整理、図書館内の見回り、ハロー・ブック！、ブックスタートのお手伝い、図書館まつりなどのイベントのサポーターとして日々活躍をされておられます。笑顔にあふれ、どこよりも親しみやすい市立図書館であると感じております。

これまでも図書館についての一般質問を何度かいたしました。このたびは市立図書館の危機管理についてお伺いをいたします。赤ちゃんからお年寄りまで誰もがいられて、誰でもいることができる市立図書館です。静かで安全というイメージがある図書館ですが、職員へのつきまとい、資料の盗難、酒に酔っての利用者、館内のトラブルなどが全国的にさまざま事例があると聞いております。本市においての事件、事例があれば、内容とその対応についてお伺いをいたします。

そして、いつ起こるかもしれない地震や水害などの自然災害の危機、また人が引き起こす危機に対してどのような管理をされているのでしょうか。また、危機管理マニュアルの作成等はなされているのかをお伺いいたします。

3点目は、子育て支援についてお伺いいたします。山形みんな子育て応援団の活動の一環として、山形県では子育てタクシーの導入を支援しております。ドライバーは保育園での実習や日本赤十字社の小児救急講習、妊婦ジャケットを着用した実習などを内容とする専門の研修を受け、全国子育てタクシー協会から認定された運転と子育て支援のプロの方です。

子育てタクシーには4つのコースがあります。

かんがるーコースは保護者と一緒に、ひよこコースは子供1人で、ふくろうコースは夜中の移動など、こうのとりのコースは陣痛や妊婦健診の際に利用ができます。子供だけでも安心して乗車ができ、荷物の積みおろしや健診の受け付けもサポートしてくれる、子育て家庭にとって困ったときの移動手段の一つだと考えます。本市においての利用者の動向、周知徹底はどのように行われているのかをお伺いいたします。

また、経済的に余裕がなく、使いたくても使えないなどの声もあることから、利用料金の補助等についての考えをお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

それでは、高橋市議の御質問にお答えさせていただきます。

高齢者のボランティアポイント制度の御質問であります。近年全国的な取り組みとして広まっている制度でございますが、本市においても元気高齢者ボランティアポイント制度としての事業実施に向け準備を進めております。先進地での取り組み事例などを研究し、本市の状況に合った制度にするために制度設計に時間を要しており、当初予定しておりました開始時期がおくれておりますが、近日中にボランティアの受け入れ先となる福祉部門の事業所向け説明会を実施するとともに、市民ボランティア登録のお知らせを広報いたします。

御質問にございましたとおり、当制度はボランティア活動を通じての社会参加や地域貢献を促すとともに、要介護状態になることを予防することにもつながることと認識しております。団塊の世代が後期高齢者に到達する2025年以降、このような取り組みによって可能な限り要介護状態になることを予防し、多くの高齢者の方々

がいつまでも元気に暮らせるよう着実に事業を進めてまいりたいと考えております。また、今後は事業の実施状況などを市報等を通じてお知らせできればと考えております。

本市における実情、おくれてきて大変申しわけありませんが、制度設計、今回でき上がっている、ポイント手帳にはこういうような形があります。これがボランティアの皆さんに配られるということになります。何といても、制度設計に時間がかかった理由は、施設の選定であります。受け入れしてくれる施設が1つだけでは到底無理なので、職員が足を運びまして十数カ所確保しました。そこを、まず第1次的な起点として、このポイント手帳を使いながら本市に合った形で進めていきたいというふうに思っております。

次の質問につきましては、教育長より答弁させていただきますのでよろしくお願いたします。

次に、子育て支援に係る子育てタクシーの御質問であります。子育てタクシーは一般社団法人全国子育てタクシー協会が独自事業として全国的に行っているもので、山形県では子育てを応援する県民運動の一環として子育てタクシーを推進しております。

利用状況ですが、市内の事業者では1社が平成22年より事業を行っております。これまでの登録人数は延べ55人となっておりますが、利用状況については把握していないとのことであり

ます。子育てタクシーの周知につきましては、山形県では県や地域みんなで子育て応援団のホームページへの掲載やチラシの作成配付、県の情報発信番組「やまがたサンデー5」での発信、子育てに関するフリーペーパーへの掲載などにより周知を行っております。

本市におきましては、子育て支援センター、市の窓口にはチラシを配置するとともに、現在作成中の子育てハンドブックにも掲載することと

しております。

御質問の利用者に対する補助等につきましては、子育てタクシーが子育てのニーズに特化したサービスを通常料金で受けられる付加価値型の民間サービス事業であることから、現時点ではその考えはありません。利用者の増加やサービス提供事業者の拡大など今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**清水清秋議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** それでは、私のほうから市立図書館の危機管理についてお答えいたします。

図書館は、議員の御質問にあったように「屋根のある公園」と言われるほど赤ちゃんから高齢者まで、また市民から観光客まで幅広い層の皆様からご利用いただいている施設であります。誰もが利用できる施設ということから、全国的にさまざまな事件等が発生しているようですが、新庄市立図書館も例外ではなく、これまでも盗難や盗撮、酒に酔った入館者によるトラブル、女性職員に対する性的な嫌がらせなどといった事例がありました。

今後もさまざまな危機に直面することが想定されますので、このたび職員全員で危機管理研修を受講し、危機管理マニュアルを作成したところであります。設備的にも録画のできる防犯カメラを今年度、館内に設置いたしました。そのほか、青少年指導センターによる巡回指導の重点箇所位置づけをいただいで、定期的な巡回がなされております。不審者情報につきましても、学校や各施設と教育委員会とが連携し、情報の共有化を図っております。

以上のように、多方面からの防犯強化に取り組んでいるところであります。以上でございます。

**12番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**1 2 番（高橋富美子議員）** それでは、再質問させていただきます。

初めに、1点目の高齢者のボランティアポイント制度の推進について、先ほど市長より御答弁をいただきまして、手帳もできているということに少し安心をいたしました。そして、9月定例会から5カ月ぐらいたつんですけれども、事業の開始がおくれた点も先ほどお聞きしました。やはり受け入れ先が1つでは大変だということで、十数カ所回られたということで、それも大変な御苦勞をされたなと思っております。

いろいろな、前々からこの制度をされているところの課題にもありましたけれども、その施設がボランティアをする方の近くにあればすぐ行けるけれども、遠くに離れていけば行くまでの手段とかそういうのも問題があるということで、さまざまな、やりながらというか、取り組みをしながら改善をしていかなければならないんだなというふうに思っております。

早速、ボランティアが開始になるということで待ち望んでいる方もいるので、喜んでいと思います。最初に、このボランティアをしたいけれども、どこから入ったらよいかわからないという方がやっぱりおりました。この高齢者ボランティア制度の登録とかそういうのもこれから広報で詳しく説明されると思うんですけれども、大まかに流れをお願いしたいと思います。

**佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、佐藤信行。

**清水清秋議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

**佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長** ボランティアの登録の手続ということでございました。まず、ボランティアを希望される方につきましては、市への登録申請を行っていただきます。一応、審査いたしまして登録妥当と判断された場合には、ボランティア手帳を交付して開始するということになるわけですが、その後、その

ボランティアを受け入れする側の事業所の一覧、これをお示しして、その中から自分がやれそうなボランティアを選定していただき、それぞれの事業所と連絡をとっていただいて実施していただくという流れです。

ただ、これはすぐというふうにはなかなかいきませんので、3月中に説明会、これは事業所に対する説明会ですけれども、同時に広報によってボランティア募集を進めまして、その中でどちらに問い合わせればいいのかということも含めて、こちらのほうでお示ししたいというふうに思っております。

以上です。

**1 2 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。  
**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**1 2 番（高橋富美子議員）** ありがとうございます。具体的に今回は3月というふうなお話がありまして、しっかりと取り組みを進めていただきたいと思っております。

先々のことになるんですが、高齢で元気なので近所の方へ自分なりに訪問して、ボランティアとまではいかないんですけれども、いろいろお話を聞いたり世話をしている方がいらっしゃるんですが、その訪問している方が言うには、自分は一生懸命やっているんだけど、周りからは世話焼きに見られているようなお話があったんですけれども、それはそれとしてやっぱり地域の中で頑張っている一つのボランティアなんだなというふうに思ったんです。

それで、今回は介護施設の訪問とかそういうところから進められるということなんですけれども、これから市長の答弁にもあったように、いろんな対応ができるというふうなこともお話を伺っております。それで、こういう近所においての訪問したときのボランティアなども加算するというか、そういうのがあったらなおいいのかなとも思っております。今後のボランティ

ア制度の徹底した取り組みに期待をしたいと思います。

それでは、続きまして2点目の図書館の危機管理について伺いたします。

防犯カメラも設置をされておりますし、また先ほど教育長から答弁ありましたように、いろいろな危機管理マニュアルもこのたび作成されたということで、安心をしております。図書館には、男性職員の方が1人おられますが、運転もなさったり、常時館内にいるというわけではありません。日ごろはやっぱり女性ばかりがほとんどです。

先ほどいろいろ取り組みを伺ったのですが、例えば酒に酔ってこられた方が来た場合などは、どのような対応をされたのでしょうか。伺います。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** お酒に酔った男性が入館という場合もちろんございました。これに対しては、職員に暴言を言ったり、大声で叫んだりということであったため、利用者の安全を考えて警察のほうに通報して補導してもらっているといった事例がございました。

**12番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番(高橋富美子議員)** そうですね。何が起るかわからないということで、職員の皆様も大変危機感を感じていらっしゃると思います。酒に酔った方、またさまざまな方が来館されると思うんですが、例えば障害をお持ちの方も利用されていると思います。そのような方に対しての対応も大変御苦労されているようだけれども、その辺のところの対応の仕方はどのようにされているのでしょうか。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 近くに施設等もございま

すので、そういった方が図書館に寄られるといったケースもあるようでございます。中には知的な障害をお持ちの方もいらっしゃるようで、館内で大声を出したり、自分勝手にといった部分が見受けられる場合があるようでございます。そういったときには、職員が対応して静かにさせているといった状況があるようです。

図書館の職員自体は、あの人だということで、いつも来られる方であればわかるわけですが、知らない一般の市民の方は「何だろう、大声を出して」といったことでトラブルになるケースがあるようでございますが、そういった場合には職員が対応しているといった状況のようでございます。

**12番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番(高橋富美子議員)** やはり、毎回来られている方は職員の方も把握なされているとは思いますが、やっぱり周りの方が驚くと思うんですね。それで、全国のそういった事例に対して、ヘルプカードというのがあるんですけども、障害者の方が携帯しているわけですが、4つ折りの名刺サイズで携帯しやすい、表には緊急用の連絡先とか、裏面には持病や配慮事項に加え自由記載欄が設けられておまして、災害時や緊急だけではなく日常生活においても病気が発症したり、道に迷ってしまった場合に、他人からの手助けが必要なときに提示をするものです。

そういうヘルプカードのようなものがあれば、お互いにスムーズにというか、とれるんじゃないかなというふうにも思っておりますので、ぜひ検討のほうをお願いしたいと思います。

あと、東日本大震災から5年目を迎えます。5年前の3.11、たしか議場だったというふうに聞いております。図書館ではどのように地震が起きたときに対応をされたのでしょうか。伺います。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 災害時の3.11での対応という御質問でございますが、私のほうで今現在把握しておりませんので、後ほど御答弁差し上げたいと思います。

**12番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番(高橋富美子議員)** そうですね。図書館も本が、もちろんですけども、その下敷きになったら大変だし、避難訓練等とかはされておりますか。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 一般的な災害マニュアル、避難訓練等対応してございます。このたびの危機管理マニュアルについても、災害の危機管理の研修を受けての作成というふうに聞いております。

**12番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番(高橋富美子議員)** それでは、危機管理マニュアルに従ってよろしくお願ひしたいと思います。図書館は、本当に常に危機と隣り合わせで、その中でサービスをし、命を守ることを最優先として資料を守っていただきたいと思ひます。

最後に、子育てタクシーについてお伺ひします。

先ほど登録が55件というふうにお聞きしましたが、そのほかに利用の状況についてはわからないということでしたでしょうか。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、板垣秀男。

**清水清秋議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 子育てタクシーを実施されている事業者さんのほうに

お問い合わせをさせていただいたんですが、先ほど市長答弁にありましており、平成22年から実施されておるそうなんですけれども、延べで登録者は55名はわかったんですが、実際に子育てタクシーを利用されている方の集計はとっておらないということで、わからないというふうな御回答でございました。

**12番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番(高橋富美子議員)** 県の報告だとは思ひますけれども、運行開始から500件ぐらいの運行回数というふうに聞いております。子育てタクシーをやっているのはそのタクシー会社かもしれませんけれども、市のほうでも把握をするということは必要ではないでしょうか。どうでしょう。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、板垣秀男。

**清水清秋議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 子育てタクシーに関しましては、こちらのほうではあくまでも民間事業者が子供を育てる世代の方々のために独自にサービスを提供しているというふうに考えてございましたので、これまでそういった取り組みに関して捉えるというふうなことはなかったんですが、確かに議員のお話をお伺ひしまして、実際にお使いになっている方も多くいらっしゃるというふうなことでございすれば、今後まず事業者が1社しかないわけなんですけど、そちらのほうと連携を密にしながら状況を把握してまいりたいと思ひます。

**12番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番(高橋富美子議員)** さまざまな施策というかあるんですけども、利用者のほうからすればそのタクシー会社はどこかとかそういうのは余り問題にならなくて、市でやっているんじ

やないかと必ず頭から言われます。委託先がどうこうというのはこちらのほうの問題であって、利用する側からすればどうでもいいことというか、変な言い方ですけども、なのでしっかり行政と密にしたものを立ち上げていっていただきたいと思っております。

今回、子育て支援のほうも充実ということで、ファミリー・サポート・センターもしっかりと設置をされていくようでありますけれども、その中においてもやはり子育て支援のプロのファミリー・サポート・センターであると思えますので、一層というかそういうタクシーとの、プロの方と連携することによって一層充実した子育て支援ができていくのではないかなと思えます。

それで、広報とかこれからまた再度周知をされるということですので、本当に一人一人のことを思って、本当にみんないろいろやっぱり立場が違うんです。だから、3世代同居なので車があるからタクシーは要らないんじゃないか、そういう声もやっぱりあります。でも、その中で本当に困って必要な方もいるということも事実なので、そういう点に向けて再度どういう取り組みをされるか、もう一度お伺いしたいと思います。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。**

**清水清秋議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 一応、**  
1点だけ。委託ということではないので、あくまでも事業者さんが独自の取り組みをしておるというようなことはお話をしておきたいと思えます。

ただ、ファミリー・サポート・センターのお話になりますが、来年度、まだ予算が通ってございませぬが、ファミリー・サポート・センターの強化事業をこちらで実施しようというふう

に考えてございます。その中では、やはり移送の問題等が今後出てくる可能性はあるというようなところでございますので、そこと絡めながら研究をしてまいりたいというふうに考えてございます。

**12番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番（高橋富美子議員）** ありがとうございます。本当に数ある子育て支援の中でも、移動における受け皿がこの子育て支援タクシーだとも思っておりますので、本当に「子育てするなら新庄」と言われるようなまちづくりをしていきたいな、いただきたいなというふうに思っております。

時間は短いんですが、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**清水清秋議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時38分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 叶内恵子議員の質問

**清水清秋議長** 次に、叶内恵子君。

（2番叶内恵子議員登壇）

**2番（叶内恵子議員）** 議席番号2番、叶内恵子でございます。

先日、2月26日に総務省が発表した2015年の国勢調査の結果に皆様も衝撃を覚えたのではないだろうかと思っておりますが、今回の国勢調査によると、日本の総人口は1億2,711万人で、5年前の調査から約95万人が減少し、人口が減ったのは1920年の調査開始以来、初めてと

いう報道でした。人口減少を想定していたとは  
いうものの、95万人の減少に私は強い衝撃を覚  
えました。

山形県に当てはめて考えてみますと、山形県  
の人口が2月1日現在、111万9,864人です  
ので、前回2010年の調査から実に85%の  
県民がたった5年間で減少したということに  
なります。1年間で19万人も減少している  
のです。しかも、前回から5年間で人口減  
少率が高い都道府県の上位5位に山形県が  
入っていた事実にも驚きましたが、同時に  
人口減少が急速に進んでいることを実感  
せずにはいられないのは、私ばかりでは  
ないと思います。

昨年10月に新庄市が発表した人口ビジ  
ョンをはるかにしのぐ勢いで、今後地方の  
人口減少が進んでいくのではないかと懸念  
してしまうのですが、だからこそ新庄市に  
住む私たち一人一人が真心を込めて真  
剣に「自然と共生 暮らしに活力 心豊  
かに笑顔輝くまち 新庄」の実現に向  
けて取り組んでいかななくてはならない  
と思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさ  
せていただきます。

先ほど申し上げました「自然と共生 暮  
らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち 新  
庄」、そのような輝ける新庄、すばらし  
い新庄を支えていく子供たちの健康に  
ついてですけれども、本年1月22日に  
文部科学省が発表した学校保健統計調  
査の速報値に関して、山形県の肥満傾  
向児の割合は男子は小学1年生を除く全  
学年、女子は高2と高3を除く全てで  
全国平均を上回っております。また、  
男子の小4以上の全学年で、女子が小  
4、小5と中1、中2の肥満傾向児の  
割合が10%を超えるという高い数値  
となっております。昨年は全国1位とい  
う学年も見受けられたことに対しては、  
ことしは全国1位の学年はないにしま  
しても、全国2位が男女合わせて3学  
年、全国3位がこれまた3学年と、過  
去5年間のデ

ータを見ても適切に改善されているの  
だろうかというような結果と言える状  
況であったと思っております。

中高年のメタボリックシンドロームの  
検診については、平成20年4月1日  
より保健法の改正によって健診の義  
務化がスタートし、メタボリックシ  
ンドロームに対する知識が認知され、  
対策方法、改善方法が浸透してきて  
いますが、学校保健統計調査の結果  
を見ると、今やメタボリックシンド  
ロームは中高年に限ったことではな  
く、子供の間にも広がっていること  
がうかがえるのではないかと思うの  
です。

子供の肥満は、約70%の割合で成  
人肥満に移行すると言われていま  
す。また、子供時代からメタボにな  
った場合、早くから動脈硬化が進む  
ため、30歳、40歳代の若さで心臓  
病や脳卒中等を起こす危険性が高  
まると言われています。子供の心と  
体の健康が新庄市の発展の土台で  
はないかと考えます。本市の肥満傾  
向児出現率の実態は把握されている  
のでしょうか。お伺いします。

また、本市の児童生徒の体力、運  
動能力の実態はどのようになっている  
のかについてもあわせて伺います。

次に、新庄ふるさと歴史センターに  
ついて質問させていただきます。

昭和58年の開館以来、ことしで33  
年を迎えた新庄ふるさと歴史センタ  
ーですが、平成25年度の入館者総  
数と平成26年度の入館者総数を比  
較すると、平成26年度は3,289人  
増加しています。しかし、有料入館  
者数に焦点を当ててみると、昭和  
63年度の有料入館者数の2万4,884  
人をピークに年々有料入館者数は減  
少し、平成20年度以降は1万人台を  
割り、7,000人台から8,000人  
台の有料入館者数となっております。

行政にとっては予算決算書を見ても  
わかり、社会教育費の項目にふるさ  
と歴史センターの事業費等が計上  
されていますので、社会教

育施設であることがわかります。ですが、これは広くアンケートをとったというわけではないのですが、私の友人、知人に「自分のところに県外などから来客があった場合、どこを案内しますか」と尋ねると、少し考えて「最上川舟下りかな」と口にする方がほとんどなのですが、「そうではなく、新庄市の中で」と再度質問し直すと、また少し考えて「新庄まつりの山車が飾られているから、歴史センターかな」という答えが返ってきます。このことから、歴史センターは市民にとって観光資源、観光施設としての機能と役割を持っているということもうかがえます。

しかし、さらに私の知人の、これは主に30歳代の人たちに歴史センターに対する意見を聞いてみると、「行っても、何もかわりばえがなくてつまらない」「子供のころに行ったきり、行ったことがない。多分、展示されている内容に余り変化がないと思うから」という意見が大方でした。観光として利用するなら歴史センターだと思う反面、行ってもつまらないという相反する意見に、私は困惑しました。

私は、歴史センターでは常設展示のみならず企画展を開催していることを承知しています。しかし、市民の中に企画展が開催されていることが浸透されていないようにも感じます。

さて、公共施設はどうしても性質上、その建物内で物事を完結させてしまいがちだということを聞きます。ですが、見方を変えてみると、公共施設は人を集める引力である、マグネットとしての最強の機能を持っていると言えるのではないのでしょうか。

引力であるマグネットとしての自覚をもとにするならば、感動を生むという意識のもとに、展示の仕方にさらなる工夫を心がけるだけで拝観にくるお客さんにもその感動は伝わり、お金をかけなくても創意工夫でマグネットとしての磁力を高めることが可能なのではないかと考え

ます。マグネットとして人を集めたなら、そこから戦略的に次の場所へと人の流れをつくり出していくことも可能なのではないかと考えるのです。

知的好奇心は、人間だけが持つ宝です。歴史を学ぶということには、好奇心を刺激し、もっと知りたい、もっと学びたい、行ってみたいという感情を抱かせることができるように思います。

私が小学生のころ、自分の生まれた地域の地名の由来など自分の疑問を中心に歴史を調べました。当時は歴史資料館などはなく、学校の図書館にも地域の歴史がわかる資料なども少なく、そのため地域に住む歴史に詳しい長老に話を聞きに行き調べました。調べる中で、子供ながらに歴史にロマンと感動を持ち、想像するとワクワクがとまりませんでした。歴史は5足す5は10という決まりきった法則を考えるものではなく、10という答えを導き出すための発想力を人々に与えることができる要素を多く持っているように思います。

世界的な歴史学者として知られるアーノルド・トインビー博士は、「十二、三歳くらいまでに民族の神話を学ばなかった民族は、例外なく滅んでいる」という衝撃的な指摘を残しています。現代は、人と人とのつながりが希薄になっているように感じられます。神話とまでは言わないにしても、子供のころから自分の生まれ育っている地域の歴史を好奇心を持って知ること、この地域の一員としての誇りと団結力を醸成することができるものであると思います。

歴史を学ぶことは、今を知ることにつながります。歴史は、ただ単に過去の出来事の記録ではなく、今つくりられている出来事であり、未来へとつながる出来事であると思います。新庄の歴史、文化、伝統をもって人々の知的好奇心を刺激する役割、その情報を発信する核としての役割、発信する情報を人々の中に掘り下げ発展

させる役割、歴史センターは重要な地位を占めていると考えます。

しかし、実際には有料入館者数が減少傾向にあります。この減少傾向の理由を運営する側はどのように捉えているのかを伺いたと思います。また、来館者をふやすためにどのような取り組みがなされているのかもあわせて伺います。

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきますが、内容が教育委員会にわたるものですので、教育長より答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**清水清秋議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** それでは、私のほうからお答えいたします。

最初に、学校保健統計調査に見る本市の児童生徒の実態調査というようなことでございますけれども、学校保健統計調査については県内抽出校の数値となっており、新庄市における全ての小中学校の学年別、男女別の肥満傾向の数値は、把握していない状況です。

市では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査による小学校5年生、中学校2年生の数値を把握しており、小学校5年生については男子は県よりも低く、全国とほぼ同じ出現率となっています。また、女子については県や全国と比較して出現率は高い結果にあります。中学校2年生については、男子は県や全国と比較して出現率が低い結果にあります。また、女子は県や全国と比較して出現率が高い結果にあります。小学校5年生、中学校2年生ともに女子の肥満傾向の出現率が高い結果となっております。

次に、体力、運動能力の結果については、小

学校5年生男子では握力については全国平均を上回っていますが、長座体前屈や50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げに課題があります。小学校5年生女子では、握力、反復横跳び、20メートルシャトルランについては全国平均を上回っていますが、長座体前屈や50メートル走、立ち幅跳びに課題があります。また、中学校2年生男子では握力については全国平均を上回っていますが、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳びに課題があります。中学校2年生女子では、握力、長座体前屈、20メートルシャトルランについては全国平均を上回っていますが、50メートル走や立ち幅跳びに課題があります。

これらの結果から、小学校では柔軟性や走力、跳躍力、中学校では走力や跳躍力に課題があると捉えています。各学校では、結果を子供たちに伝え、その結果に基づいて子供たちが体力や運動能力について関心を持ち、不足している能力を高めることができるように働きかけています。本市では、校長会や学校訪問を通して各学校に結果の分析から成果と課題を明らかにして、教科体育の充実や日常の運動遊びの奨励などに取り組むように依頼しています。

今年度は、体力向上に係る1校1取り組みの実践を通して、年間を通し継続した運動習慣形成に取り組んでももらいました。さらに、規則正しい生活リズムやバランスのとれた食生活など基本的な生活習慣の改善に向けて保護者に実態を伝えながら、学校と家庭が連携して子供たちの健康づくりに取り組んでいるところでございます。

続きまして、新庄市ふるさと歴史センターについての御質問にお答えいたします。

有料入館者数は、平成20年度から平成25年度にかけて減少傾向にありました。その理由としましては、市外からの団体客数が減ってきているのが第一の要因となっております。近年の旅

行動向は、団体旅行から個人旅行へと変わってきており、その流れが有料入館者数の減少にあらわれてきたと捉えています。その減少傾向に歯どめをかける取り組みとして、団体、個人に左右されず、市民も含めて何度も来ていただけるような魅力のある施設にしていくために、企画展とPRを充実させていくことが重要と考えています。

企画展については、平成26年度に市制65周年記念事業として奥山峰石展、近岡善次郎展を実施し、有料入館者数をふやすことができました。今年度は、台湾ではよく知られております堤林数衛展を実施したところ、台湾からも20名ほどですが来館し、市が進めているインバウンド事業との連携が図られたものと思っております。また、有料入館者数も平成25年度との比較では増加する見込みとなっております。

来年度は、新庄まつりの山車行事がユネスコの無形文化遺産に登録されることが期待されています。その決定時期に新庄まつりをテーマにした企画展の開催を検討しており、有料入館者数の増加につなげていきたいと考えております。

また、PRにつきましては市のホームページを活用した情報発信に加え、市民向けには企画展のお知らせの充実、市外に向けては今後映像の配信を行ってきたいと考えております。さらに、社会教育施設としての充実策として、市の歴史や文化を知り、市の魅力を再認識してもらうために常設展示の見せ方を工夫し、解説板を充実させるなどわかりやすい展示に努めてまいります。

これからも多くの方に来館していただけるような取り組みを継続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**清水清秋議長** 叶内恵子君。

**2 番（叶内恵子議員）** ありがとうございます。

最初に、肥満傾向児の出現率についてなんですが、市内小学校全校の生徒を調査しているというわけではないということなんですか。それはなぜでしょうか。

**長谷部 薫学校教育課長** 議長、長谷部 薫。

**清水清秋議長** 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫学校教育課長** 各学校におきましては、健康診断の調査等は定期的に行っておりまして、身長、体重、それに伴う肥満傾向については各学校で把握しておりますが、これについて提出する義務というものは発生しておりませんので、教育委員会のほうで全てを求めるとことはしていないところでございます。これについては、新庄市だけでなくほかの町村も同じだというふうに思っております。

あと、今回教育長が答弁しました数値につきましては、運動能力テストの小学校5年生、中学校2年生の数値という形で、市としては把握しているところでございます。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**清水清秋議長** 叶内恵子君。

**2 番（叶内恵子議員）** ありがとうございます。

ほかの自治体がしないから、ここもしなくていいということなんですか。

**長谷部 薫学校教育課長** 議長、長谷部 薫。

**清水清秋議長** 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫学校教育課長** 説明のほう、うまく伝わらなかったようで申しわけございませんでした。

ほかの自治体がしないので新庄市もしないということではなくて、そもそもこの調査についての報告義務がないということで、全ての学年から調査の数値を求めているということではないというところでございます。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**清水清秋議長** 叶内恵子君。

**2 番（叶内恵子議員）** 肥満傾向児の出現率なんですが、こちらをよく把握するということが

どのようなことにつながっていくとお考えでしょうか。

**長谷部 薫** 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

**清水清秋** 議長 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫** 学校教育課長 この肥満傾向の数値を把握することにつきましては、先ほど市議がおっしゃいました、大人になってから生活習慣病につながる要因があるとか、あとさまざまな健康障害等につながるおそれがあるということについては把握をしております。

また、学校については全て健康診断で1年生から中学校3年生までは、身長、体重の測定をしますので、各学校独自では数値は持っているというふうになっているところでございます。

**2 番 (叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**清水清秋** 議長 叶内恵子君。

**2 番 (叶内恵子議員)** それでは、学校ごとでそれぞれ取り組みをされているというふうに認識させていただいてよろしいのかなと思うんですけども、その学校の中でこういう取り組みを具体的にしているという実績が上がっているようですということなんかは、報告として上がっていらっしゃいますでしょうか。

**長谷部 薫** 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

**清水清秋** 議長 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫** 学校教育課長 実績を上げているというところまでについては述べがたいところでございますが、各学校につきましては定期健康診断の結果を受けまして、その結果を児童生徒、保護者に伝えて、課題の見られる児童生徒については個別の指導を行っております。

また、望ましい食習慣とか基本的な生活習慣の確立に向けましても、保健室だよりというのを各学校で出していますので、その中で啓蒙したりとか、あと各学校につきましては健康管理を話題にする学校保健委員会というものを年に1回から2回ほど保護者や地域の方、それから校医さんも入れながら話題にする中で取り組み

をしてもらっております。

そんな形で、学校と家庭が連携して取り組むようなところを取り組んでもらっておりますし、あと何といたっても学校については運動面では教科体育を充実していただきながら、運動量の確保と、子供たちの興味関心の湧くような運動の中身についても充実させていただきながら取り組んでいるというところが、市内の取り組みとして報告を受けているところでございます。

**2 番 (叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**清水清秋** 議長 叶内恵子君。

**2 番 (叶内恵子議員)** これは、ほかの自治体の取り組みなんですけれども、御存じだとは思いますが、飯豊町の取り組みをちょっと伺いました。飯豊町の小学校の養護の先生と直接お話しさせていただいて、赴任されてた飯豊町も傾向率が高くて、それでまずその先生自体が愕然としたということだったんですね。赴任先の小学校が体力づくり推進校、県に指定されていたんですけども、その体力づくりを推進して結果というかを出す以前に、もう全然その体力が追いついていかないという状況に、まず愕然としたんですというお話をちょっと伺いすることができました。

この先生の取り組み自体が、NHKの「おはよう日本」で去年の4月に取り上げられていたんですけども、最初その先生が赴任された平成17年で肥満児の傾向率自体が24%だったと。町全体で。そして、取り組みを始めて平成22年度18.9%、そして平成25年度にきて15.5%と少しずつだけれども、確実に改善が図られてきたということだったんですね。

そのときに、実感として学校と家庭だけでの取り組みというのがなかなかやっぱり浸透なくて、そして行政のほうに、教育委員会のほうに、また健康保健課のほうに相談に行って、そのときの課長さんが一生懸命取り組んでくださったということで、このような数値のほうに抑

えて、だんだん下げていくことができていると。やはり家庭の中でどんな食事をとっているのか、結局生活習慣をどう改善していくのかということを取り組んでいかないと入り込んでいけないということで、学校だけで話をしてもなかなか聞いてもらえなくて、太っていても別に構わないだろうという父兄も多かったということだったんですね。

そこで、行政にちょっと入ってきてもらった場合、そうすると三位一体で連携がとれるようになる、父兄たちのお話の聞き方の姿勢も変わってくるということだったものですから、これはすごい取り組みだなと思ったものですので、本市でもちょっと入っていただくと全体的な、将来的な健康に結びついていけるような、また食育推進をされてくださっているじゃないですか。地産地消、すばらしい取り組みだと思わんですが、そういったものも上げていくにしても、非常に関与していただけるとありがたいなと思っております。いかがでしょうか。

**長谷部 薫** 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

**清水清秋** 議長 学校教育課長長谷部 薫君。

**長谷部 薫** 学校教育課長 すばらしい結果が出ておまして、そういう先進的な事例については学ばせていただきたいと思っております。

今、市議おっしゃいました生活習慣につきましては、肥満や運動、体力向上だけでなく、やっぱり学力向上にも大きくつながるところで捉えておまして、新庄市の生活習慣については課題として捉えております。これにつきましては、教育委員会のほうでも来年の4月の各学校のPTA総会の折に、校長先生を通じまして市の実態とそれから改善のための手だてについてお知らせを出して説明をしてもらおうなところで今試みをしておまして、教育委員会としても対応していきたいというふうに思っておりますし、あと関連する課と連携させていただきながら、課題については克服していき

たいというふうに考えているところでございます。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**清水清秋** 議長 叶内恵子君。

**2 番（叶内恵子議員）** どうぞよろしくお願ひします。飯豊町の健康福祉課に電話をすると、やっぱり数値までは上がってこないんですが、取り組みはきちっと話をしてくださいますして、担当の一生懸命取り組んでいらっしゃる先生にご連絡をつないでくださったりしてくれたので、一丸となって将来の町を守るといふか、町を支えていく子供たちに光を、焦点を当てていらっしゃるなというのをとても感動して、感動といふか実感をしましたので、本市でもみんなで一緒にやっていたらいいなと思っております。

ふるさと歴史センターの質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

さまざまな取り組みをしていらっしゃることも承知をしておりますが、1つ今、日本全体でインバウンド政策を強力に推進しているということが皆さんもおわかりだと思わんですけれども、本市においても昨年と比較して市内宿泊施設への宿泊数というもの自体は減っているんですが、本市への立ち寄り数というものはふえていっていると思います。最近まで中国などからの観光客というのが「爆買い」で話題になってきましたが、それらの観光客の志向にも少しずつ変化があらわれてきているということも伝えられるようになってきました。

それは、都市だけじゃなくて、都市を離れて郊外に行っても、日本の地方自体が田園も整備され、山々もきれいで、その美しさに外国の観光客の人たちが日本人の普通の暮らしを体験したいというような旅行者もふえていっているといわれるようになってきています。歴史センターは、そのような外国人旅行者が立ち寄るにもとてもいい場所なんではないかと考えています。

皆さん御存じだと思わんですが、平成23年度、

文化庁の文化遺産を生かした観光振興、地域活性化事業により外国人旅行者向けに「ミュージアム・シーン・ヤマガタ」というものが発行されています。この中に、「シンジョウ・ローカル・ヒストリー・センター」として歴史センターが掲載されています。しかし、残念なことになんですが、センターの中にそれぞれの展示物に対して説明のタグに外国語の表記なり翻訳がなされていないなと思っておりまして。

国がそのパンフレットをつくって、外国人が見てもわかるようにしてくださっているものをより活用して、周知をしていただける取り組みをお願いできないでしょうかと、思っているんですが、いかがでしょうか。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** インバウンドに対する取り組みについては、議員おっしゃるとおり非常におくれているなということで実感しているところではございます。ただ、現在英語表記によりますパンフレットについても、製作中でございます。今後そういった対応に努めてまいりたいと思っているところでございますので、よろしくお願いたします。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**清水清秋議長** 叶内恵子君。

**2 番（叶内恵子議員）** 先日、本市に来ているALTが今2人いますが、この方たちと結構話す機会があるもんですから、ALTの2人は、とても親日家で日本の文化なんかがとても好きで、1人は漫画が大好きで、もう1人は大学でアートを専攻してきた人で、この2人に「新庄に来たときに、歴史センターに行った」と聞いたら、「まあ、行った」と。「どうだった」と言ったら、「ううん、まあ別に」という感じで終わってしまったので、例えば彼らからしてもミュージアムという認識があって、ミュージアムだとすればもっと展示するものとかを、訴える

ものじゃないけれども、感動できるものじゃないけれども、何かあったらいいなということも言ってもいたので、外国の人の目というのはなかなか楽しいものがあったり、目線がちょっと違ったりするなというのもあったので、ついでに「もしあそこに表示されているタグについて翻訳か何かそういうのって手助けできる」と言ったんですけども、そうしたら「いや、すっげえ難し過ぎる日本語しか書いてなかったんだけども、誰かヘルプしてくれたらやっても楽しいかな」とも言ってくれてもいたので、そういった活用というのはできることなんですか、どうなんですかと思いました。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 現在の歴史センターの道具、いろいろ種類もあります。ただ、種類もありますが、同じものが数多く展示されているということもございます。そういったところで、その辺の整理ができれば、キャプション、説明解説板の場所もいろいろとれるのかなとは思っているところではございます。

そういったことでもありますので、そういったことで場所を有効利用していけば、英語による説明板、解説板といったところも可能なのかなと思っているところでございます。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**清水清秋議長** 叶内恵子君。

**2 番（叶内恵子議員）** ちょっと飛躍をしますが、歴史センター周辺の環境って、すごくいいと思うんですね。それで、緑地のあるところに遊具があって、子供たちの遊べる場所が近くにあったり、その中だけで完結しないで、何か外とイベントがつけられるような、何かそういったことというのは可能なんですか。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 外のイベントとのコラボ

レーションということかと思いますが、有料入場者となれば館内ということになります。

外に置けば有料ということにはならないのかなとは思いますが、例えば市民の方に歴史センターの外に出して見せるということ。例えばどこかのイベントに歴史センターにある資料を運び出して展示したということもございますので、そういったことも可能ではないかと思っているところでございます。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**清水清秋議長** 叶内恵子君。

**2 番（叶内恵子議員）** 今、考えたことが脱線しそうだったので、以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

**清水清秋議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午後 1時00分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

次の小野周一議員の一般質問に入る前に、前の高橋富美子君への答弁、後で答弁することだったので今させます。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**清水清秋議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 平成23年3月11日の東日本大震災当時の図書館での対応について御答弁をさせていただきます。

業務日誌に書いておりますので、読み上げておきたいと思っております。「館長を中心に職員全員で利用者の避難経路を確保して、館内に待機。早急に館内点検をした結果、利用者にはけがはなく、閉架書庫の資料が数冊落ちていたのみで異状なし。15時30分、生涯学習課に報告して指示を仰ぎ、緊急閉館して利用者全員に退館していただいた」ということで、御報告させていただ

きます。

## 小野周一議員の質問

**清水清秋議長** 次に、小野周一君。

（11番小野周一議員登壇）

**11番（小野周一議員）** それでは、今期定例会7番目に一般質問します市民・公明クラブの小野です。山尾市長は、市長に就任して以来、初志を抱き市民第一主義を掲げ、市政運営に取り組んでおります。これらについて、市の取り組みについて通告しております4点の発言通告について質問をしていきたいと思っております。

まず、最初に通告しております子供の貧困対策についてお聞きします。

国民1億総中流社会と言われた時代から、現在は格差社会が拡大して、その言葉が当たり前のように使われ、特に子供の貧困が大きな社会問題になっております。子供の貧困の指標として平成24年の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%で、全国的に6人に1人の子供が貧困の状態にあると言われております。しかもひとり親家庭の収入が低く、貧困の連鎖に陥りやすいと言われ、ひとり親世帯の貧困率は実に54.6%と報告されております。

子供の貧困は見えにくく、その実態がつかみづらいのが実情であると言われております。また、子育て世帯のうち収入が生活保護基準以下の割合は全国で13.8%、山形県では平均より低いとはいえ12%と報道なされております。まして、離婚は母子家庭になり得る大きな要因の一つになり得るわけですが、本市の離婚率は平成25年度までの10年間を見ても県よりも高い値で推移しております。

平成28年度、国県において子供の貧困の連鎖を断つ解消策としてさまざまな政策パッケージ

を取りまとめております。村山市では、子供たちが経済的理由により高校、大学への進学、就学を断念しないように給付型の奨学金事業を新設するとのことであります。議会初日の施政方針では、ひとり親家庭の経済的自立を支援するための母子家庭等自立支援給付事業を拡充、実施するとうたっておりますが、子供には責任がないわけですので、本市の子供の貧困の実態の把握に努め、子供の貧困の連鎖を断つ支援の取り組みについてお聞きするものであります。

次に、2番目に通告しております都市マスタープランの見直しについてお聞きします。

県は、国が平成26年8月にコンパクトなまちづくりを推し進めるために施行した改正都市再生特別措置法に対応し、平成32年度を目標年次とした都市計画基本指針を15年ぶりに見直し、本年度中に策定し、広域連携に向けた新たな都市計画区域マスタープランを策定すると報道されました。

まちづくり総合計画と連携し、本市の都市計画の基本的な方向性を示す都市マスタープランも平成27年度を目標年次とした20年間の長い計画期間が終わります。平成26年度当初予算にマスタープラン見直し事業の業務委託料として500万円が計上されました。しかし、平成26年度の主要事業であるにもかかわらず、3月議会で全額減額補正されております。今年度もまた当初予算に500万円が計上され、9月議会で同じく全額減額補正されております。議会としてのチェックが甘かったと私は痛感しております。2年続けての全額減額補正は、政策実現のための予算計上としては問題ではなかったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

定住に向けたまちづくりの方策の策定を目指して、平成19年度を初年度とした都市計画見直し検討事業も毎年継続して実施されており、平成20年度には都市計画基礎調査策定業務委託として都市計画の見直しの基礎調査をしてまいり

ました。前回作成のマスタープランは、1年半前から市民意向調査などを実施しており、今回の見直し事業の作成の進捗状況についてお聞きするものであります。

見直し事業の作成に当たり、平成7年に都市計画の変更による11の用途地域の697ヘクタールを決定次第、平成15年に一部変更した後はそのままになっております。現況の土地利用に即した用途地域の指定変更の検討がなされているのか。

また、下水道事業運営審議会から人口減少社会を踏まえ、事業拡大路線から維持管理に事業縮小へシフトしていく時期であるとの意見が出されております。今までの715ヘクタールの事業認可区域のままでよいのか。

また、平成25年に26年ぶりに策定された農業振興地域整備計画との調整は適宜調整が図っていかれたように、見直し前の20年間の長い期間、上位計画である県やまちづくり総合計画と市のさまざまな関連する計画の整合性が図られてこなかったわけでありましたが、今回の見直しに当たり関係課と調整が図られているのかお聞きしたいと思います。

3番目であります。

農業施策の展開についてお聞きしたいと思います。

5年ごとに実施する2015年の国・県の農林業センサスの調査結果が発表されました。5年前より山形県の農家総数は、4万5,714戸で約7,700戸、14.5%が減少し、就業人口も5万3,237人と約1万1,000人、17.3%も減少しました。また、就業者全体の平均年齢は0.6歳伸び、65.8歳と高齢化が進んでおります。65歳以上の占める割合は、約6割に達しております。また、一方、耕作放棄地も9.4%ふえ、8,142ヘクタールに拡大したと発表されました。

本市の農林業センサスの結果は、まだ国からは公表されておりましたが、県の農林業センサ

スを参考にした今後の本市の農業の動向についてお聞きをするものであります。

自民党政権になって新たな水田農業政策による時限措置として実施されている米の直接支払交付金も10アール当たり7,500円と半分に減額され、あと2年で廃止されます。米の過剰生産を防いで米価の下落を防ぐ目的である生産調整も、3年後には廃止されます。何らかの施策をとらなければ、40年前と同じ米価の下落は目に見えております。

これら施策の見直しの背景には、TPP絡みがあると言われております。2月4日、TPP参加国の署名により昨年の10月に大筋合意した内容が確定しました。国は、TPP関連対策として平成27年度補正予算に3,122億円を確保して、農家の競争力強化とともに保護策が盛り込まれ、県においても昨年の10月下旬にTPP総合対策本部を発足させ、平成28年度農林水産施策体系で農業振興に取り組むとして、当初予算にTPP対策関連予算措置として89億円を計上しております。

しかし、農家は先の見えない大変厳しい状態に追い込まれております。TPPの補正予算には、農家が本当に望んでいる直接的な再生産を可能とする経営安定対策、セーフティーネットが示されていないことです。これではTPPが発効された場合、農業を守ることができない状況となるものと私は思います。

新庄市議会も昨年の10月に、TPPに関しては国に対し意見書を提出し、11月には市長宛てに市内の農業団体からTPP交渉の大筋合意を受けての緊急要請書が提出されております。共同通信社のTPP大筋合意に対する県内自治体アンケートによると、県と23の市町村が「反対」と回答し、新庄市を含む9市町が「どちらとも言えない」、残りの3市町が「賛成」との回答が報道されております。

私は、これまでの新庄市の農業政策に対して

評価はしておりますが、急激な国策の転換に対応できる農家ばかりではありません。多様の農家が農業を持続、続けられる新たな支援制度を盛り込んだ本市の農業施策の展開についてお聞きするものであります。

最後に、通告しております運転免許の自主返納サポート事業について質問いたしたいと思います。

1月30日付の山形新聞に、高齢運転者対策の一環として全国で初めて県内全ての交番、駐在所で運転免許を自主返納する際の申請窓口が、3月から大幅に拡大するとの報道がなされました。平成10年4月の制度化以降、65歳以上の高齢者の運転免許の自主返納者は、全国では20万人、東北各県で2,000人を超えて増加しております。山形県でも平成27年には2,323人と発表されました。新庄市の平成27年4月から12月までの返納者は79人で、うち73人が高齢者であります。

サポート事業としては、県内では山形市を初めとする6市7町の自治体で、主に高齢者の返納に対し、交通機関運賃補助や行政機関発行証明書等交付手数料の補助事業等のサポート事業を実施しておりますが、本市のサポート事業の取り組みについてお聞きするものであります。

答弁のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小野市議の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

子供の貧困対策の御質問であります。

経済的困難を抱えている子育て世代でございますが、2月末現在の生活保護費受給世帯では、20歳未満の未成年者がいる世帯数は11世帯で、児童数は30人です。経済的に就学困難な児童に対し学用品等を支給しております就学援

助事業の受給者でございますが、平成27年度では286人となっております。また、ひとり親家庭等に支給している児童扶養手当の受給世帯は、平成27年12月現在で416世帯、児童数は627人となっております。

子供の貧困対策としては、生活の安定と子供権利擁護の2つの観点からのアプローチが必要と考えております。生活保護までには至らない低所得層の対策としては、今年度から生活困窮者自立支援庁内連絡会議を設置し、庁内を横断した情報共有化や総合的支援の体制づくりを図っております。

生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業を生活自立支援センターと連携して実施している状況であります。また、母子家庭などひとり親世帯の収入は、両親がそろっている世帯と比較した場合、その世帯収入が低い傾向があることから、ひとり親家庭の親の就労支援として、これまで看護師等の資格取得に向けた支援として実施してきました母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業に加え、就労に有利となり、また収入増となる資格取得のための費用の一部を助成する母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業を来年度から新たに実施し、就労支援を行ってまいります。

また、ハローワークと連携し、児童扶養手当受給者を対象とした生活保護受給者等就労自立促進事業も継続し、ひとり親家庭における親の就業支援を行っております。

2つ目といたしましては、子供の誰もがひとしく保育、教育、医療を受けることができる環境整備が必要と考えております。本市におきましては、低所得者やひとり親世帯に配慮した保育料の設定や、就学援助事業、子育て支援医療の独自拡充やひとり親家庭等医療など困窮世帯でも子供に必要な保育や教育、医療が受けられる施策を展開しております。

また、奨学金制度につきましては、給付型奨

学金制度の創設までは至っておりませんが、平成28年度から実施予定の山形県奨学金返還支援事業を活用し、返還金の一部を助成することとしております。

いずれにいたしましても、子供の貧困対策には雇用や教育、福祉など総合的な取り組みが必要であると考えておりますので、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新庄市都市計画マスタープランの見直しについてであります。

現在の新庄市都市計画マスタープランは平成8年3月に策定され、計画期限は平成8年度から平成27年度までの20年間となっております。このため、今年度に新たな都市計画マスタープランの策定に向けた調査業務委託を行う予定でありました。

しかし、平成26年度に立地適正化計画や地方創生に関連する法改正があり、今年度に入り山形県におきましてこれらの法改正に伴う山形県都市計画基本指針の見直しが行われたところであります。また、来年度は山形県都市計画区域マスタープランの修正作業が行われることとなり、これらの上位計画と市の都市計画マスタープランとの整合性を図る必要があることから、今年度の調査業務委託を見送りしたところであります。

新たな新庄市都市計画マスタープランは、山形県都市計画区域マスタープランの都市計画決定に合わせ、平成29年度に策定する予定であり、前回の策定時のように都市計画に関する基本方針策定会議等を設置し、関係課と調整を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業政策の展開、農林業センサスであります。2015年の農林業センサスは2014年12月に調査が行われ、昨年11月に県ごとの経営体調査結果の概要版が公開されております。前回2010年の調査と今回を比較した増減率が示されておりますが、県全体の農業経営体数は17.5%

の減、農業就業人口で17.3%の減、林業経営体は52.2%の減少となっております。田・畑・園地等作付面積は、2.2%減となりました。

こうした傾向は本市も同じと考えますが、県全体の割合を本市に当てはめれば、農業就業人口において5年間でおよそ300人の減、農業就業人口の平均年齢は65歳から66歳近く、65歳以上が占める割合は約60%付近になると予測されます。

農林水産省では、農林業の現状と変化を的確に捉えるとして調査を行っており、まだ県単位の概要版の公開ではありますが、これらの数字を注視し動向を把握した上で、今後の農業政策に活かしてまいりたいと考えております。

また、農林水産省では総合的なT P P関連政策大綱を制定し、生産者の持つ可能性と潜在力を発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していくとし、生産者の不安の払拭や成長産業化に取り組む生産者の育成、夢と希望の持てる農政新時代を創造し、攻めの農林水産業への転換を図るとしています。

具体的には、平成27年度補正予算において担い手への農業用機械の導入助成や農地の大区画化、産地の国際競争力強化のための産地パワーアップ事業の創設、畜産クラスター事業の拡充、品目ごとの輸出促進対策など、多種多様な施策を講じております。

山形県においてもやまがたの和牛増頭戦略事業やスーパーL資金などの無利子化、中山間地域等農地集積促進モデル事業の創設など県独自の取り組みを予算化しているところであります。新庄市といたしましても、国・県の事業を有効的に活用するとともに、市独自事業として仮称担い手育成センターの設立や農産物・加工品の新庄ブランドの創設、畜産生産拡大支援事業の上乗せ助成などの施策を展開し、生産者の不安払拭に努めるとともに、担い手の育成に取り組

んでいく所存であります。

最後の運転免許証返納サポート事業であります。全国的に高齢運転者による交通事故が社会問題となっており、現在各地において運転免許証の自主返納という運動が少しずつ広がりを見せているところです。しかしながら、自動車にかわる交通手段がないために、運転免許証を自主的に返納したくてもできない方々がいることも事実であり、運転免許証の返納に関しては家族間のトラブルになっている例があることも承知しております。

運転免許証の自主返納に対する県内のサポート状況を見ますと、議員御指摘のとおり6市7町の自治体においてタクシー券やバス券の交付などの支援事業を行っているようです。今後ますます高齢化社会が進展していくことが予想されることから、自動車免許を返納した方を含めた交通弱者への対応として公共交通網の整備を図ってまいりたいと考えております。

平成28年度の最上政策研究所の研究テーマとして、公共交通のあり方、地域交通に関して研究することにしております。この検討結果を踏まえまして、可能などころから事業化を図ってまいります。

交通安全という観点におきましても、運転免許証の自主返納しやすい環境を整備していく必要があると考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**11番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**清水清秋議長** 小野周一君。

**11番（小野周一議員）** 1点目に子供の貧困対策についてお聞きしたいと思います。

先ほど市長からいろいろな支援策を講じていますよ、県とも抱き合わせてやっていますよという、そういう答弁がありました。じゃあ、お聞きしますけれども、昨年度から実施されました生活困窮者自立支援制度が開始されましたけれども、その窓口は生活自立支援センターもが

みが請け負っているわけでございます。そろそろ1年になるわけなんですけれども、この1年間でどのような相談内容か、また件数はどのくらいあったのかわかればお聞きしたいと思います。

**佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。**

**清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。**

**佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長** 昨年4月からスタートいたしました生活自立支援センターもがみでの相談内容、それからその後の成果といたしますか、実績といたしますか、その辺について御説明申し上げます。

ことしの2月末までの数字になりますけれども、相談件数は電話、来所、同行、訪問、全て含めまして延べ1,289件でございます。ただし、これは新庄市だけではなくて、最上郡内にお住まいの方ということになりますので、必ずしも新庄市だけではございません。

それから、男女比で言いますと、約56%が男性で、44%が女性ということになってございます。

その中で、世代別に見ますと、多いのが40代、50代、この辺の階層が多うございます。

市町村別の相談者数でいきますと、新庄市にお住まいの方の比率が66%ということで、約3分の2ほどになってございます。

内容といたしましては、一番多いのがやはり収入、生活費のこと、それから病気や健康、障害のこと、それから次に多いのが仕事探し、就職ということになってございます。

特に、仕事をお探しの方に関しては、このセンターのほうでプランをつくりまして、実際の就労に結びつけていくというふうな事業を展開しておるわけなんですけれども、例えば仕事のスキルがちょっと不足していたり、あるいはコミュニケーション能力に問題があってなかなか仕事

につけない、あるいはついてもすぐにやめてしまうという方が多いものですから、やはりプランが必要だと。このプランをつくっている方で新庄市内にお住まいの方が現在19人おります。この中で、ちょっと話が先に進んでしまうようなところがあるんですが、高校生以下の子供さんがいらっしゃる世帯が6世帯ほどございます。12名のお子さんがいらっしゃるというふうな内容になっております。

ざっと、ちょっと突っ込み過ぎたような中身になっておりますけれども、大体そんなところでございます。

以上です。

**11番（小野周一議員） 議長、小野周一。**

**清水清秋議長 小野周一君。**

**11番（小野周一議員）** やはり子供の貧困といっても、昨年1年間で新庄市ばかりでなく1,289名、1,300名弱の人が収入とかいろんな面で相談をしていると。それが、恐らく高校生以下12名ですか、いるのが。全体としては、やはり収入が少なく、病気がちで、それが何らかの形で子供の貧困に連鎖をしていくのではないかと私は思っています。

昨年1年間で、4月に立ち上げて既に1,300名の人たちが相談をしているというこの重みをやはり行政としては深く思っほしいなという思いがします。

そういうわけで、先ほど言いましたけれども、子供の貧困は子供には責任はないわけでございますので、この子供の貧困の連鎖をいかに早く断って、そして先ほど市長も言いましたけれども、市独自であってもいいから総合的な支援策とお願いするものであります。

次に、都市マスタープランについてお聞きします。

どうして私が改めてまた聞いたかという、3年前、都市マスタープランの中間年をどうして実施しませんでしたかという、そういう一般

質問をしました。課長にお聞きしますけれども、この土地利用、まちづくり、そういう関係について今まで何人かの議員さんがこの議場で質問をしておりますけれども、まず会議録を確認してきましたか。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** つい最近の分は見てまいりましたけれども、それより前の分といいますか、ここ1年程度の部分でしか確認しておりません。

**11番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**清水清秋議長** 小野周一君。

**11番（小野周一議員）** 実は私もコピーして持ってきたんですけれども、やはりいつの議会の答弁も同じなんですよね。上位計画である県のマスタープラン、市のまちづくり総合計画、そういうさまざまな計画と整合性が図られないので、やってこなかった。本来ならば、ことして平成27年、20年間という長い計画期間が終わるわけなんですけれども、やはり県も国の関係で前倒しして、今年度やって、来年度も本格的に策定するという報道がされました。

いや、私から言わせれば、前から同じ答弁なんですよね。だとすれば、事務事業評価を見ても事業費はついていなくても毎年人件費はついていきますよね。それらの事業について。わかります、本当に。上位法である県なり、また本市のまちづくり総合計画に沿った形でつくるのは当たり前です。

だとすれば、県のマスタープランは、平成16年から平成32年まででしたよね。この平成16年というのは、新庄市のマスタープランの中間年であったんです。これ。どうしてこのとき、中間年の年でこの上位計画である都市マスタープランと整合性を図ることができなかったのか。恐らく、そのときの会議録を見てこなかったのではないかと私は思うんですけれども、私はや

はり幾ら県が前倒しして、平成28年度、平成29年度でやろうとしても、平成27年度でこの20年間という長い計画期間が終わるとすれば、市として県と並行しながら基礎的な調査を調べておいてもよかったのではないかと私は思うわけでございます。

また、先ほども言いましたけれども、この議会の答弁でよく言われるのが、先ほども言いましたけれども、そういう上位計画である県のマスタープラン、まちづくり総合計画、あと下水道の関係、農業振興整備計画と表裏一体の関係。だとすれば、この調整というものを、この間まちづくり総合計画の見直しの案で小嶋議員さんも言うておりましたけれども、総合政策の課長さん、これ調整するのはその部門じゃないんですか。

実は、私も要綱をちょっと持ってきたんですけれども、分掌事務ってあります。そういうのがね。そのいろいろな政策の事務関係の調整をなされるのが総合政策課かと思うんですけれども、今までそういう課の調整を図られてきましたか。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** 総合政策課におきましては、分掌事務におきまして各事業の連絡調整というふうなところもございます。そういったところでは、今回の都市マスタープランにつきましてもやはり調整的な役割を果たすのかなというふうには考えてございます。

**11番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**清水清秋議長** 小野周一君。

**11番（小野周一議員）** 3年前もここで質問したんですけれども、あのときの課長さんは荒川課長さんでした。「なされてきましたか」という質問です。私のは。もう目の前に、せざるを得ないんです。この計画は。幾ら県がしない、何がしなくても、やはり20年間、本当に長い計

画期間であったわけですよ。だとすれば、県であろう国であろうと、独自でやはり基礎調査なりをすべきじゃないんですか。させるべきじゃないですか。

先ほども言いましたけれども、一番簡単なのは、平成8年当時の作成したとき、平成6年からもう市民調査をやっているんですよ。意向調査。それぐらい簡単でしょう、でも。幾ら県ができなくても、新庄は新庄のそういう基礎的な調査ができるはずなんですよ。20年間ですよ。恐らくこれから、何年の計画期間で作成するかわかりませんが、今まで、何回も言いますよ。上位計画である県ができなかった、まちづくり総合計画がまだ終わらないからそれに合わせるためにできなかった。ずっとそういうことで答弁をなされてきたんですよ。だから、最初、会議録を読んでいただきましたかという、私そういう都市整備課の課長に質問したわけなんです。

恐らくこれは、私は副市長にも一端の責任があると思います。地方自治法から引っ張ったんですけれども、副市長は市長の補佐をするのも当然ですけれども、ありますよね。職員の担任する事務の監督とうたっていますよね。市長は市長でいいですよ。おもしで。やはり現場の職員のそういういろんなものをまとめるのが、指示を出すのが、私はここに書かれているとおり職員の担任の監督と書かれていますよね。ここね。やっぱり、してほしかったなという思いがします。

それで、お聞きします。細かい点、ちょっとお聞きします。じゃあ、例ですよ。25年ぶりにあそこに農振から外れた、今大きい開発がなされております。その警察の前の道路に18メートルの都市計画道路を張ってしまいます。あのままでいいんですか。用途無指定ですよ。あの場所。平成15年から1回しか用途地域の変更がなされていないんですよ。じゃあ、あのゼネラル

の跡地、5町歩とも6町歩とも言われていますけれども、あそこは工業地域ですよ。そういう面を考えた場合、全庁挙げて図るのが、新庄市のまちづくりなり土地利用についてするのが、私は調整役を果たす総合政策課長ではないかと思えます。そういうリーダーシップを出してほしいなという思いがします。

じゃあ、その用途地域の見直し関係なんですけれども、事務事業の評価で平成26年度の評価事業に、用途地域の変更は平成27年度中にしますよ、計画しますよとなっていますね。もうあとわずか平成27年度は終わるんですけども、そうすれば来年度、事務事業はどうなるんですか。その評価事業を見た場合ね。あと20日ぐらいまだあるんですけども、平成26年度の事務事業の中に、平成27年度中に用途地域の変更をしますよと方向づけを出しているんですよ。その辺どうですか。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 都市計画マスタープランの見直しの中には、確かに不適格な用途の部分の是正をするという部分が入ってくると思います。さきの計画の中では、当然平成27年度に都市マスタープランの見直しにかかるということがあったものですから、ここでの見直しを一緒にやるというストーリーだったと思います。

今回、先ほどからお話があるとおりに、山形県の基本指針の見直しがあつて、しかもそのベースとなるのが基礎調査と言われる膨大な数の調査をバックに、県であれば区域マスタープランというのが策定されるということになるわけです。市としてそれを独自にやることも可能なんです、かなり大きな金額もかかりますし、県のその調査をもとに市としては参考にさせていただいて、市のマスタープランを策定したほうがよいということから、現在の、先ほど御答弁させていただいた年次スケジュールになっ

るところであります。

したがって、用途の見直しにつきまして平成29年度へ移行するという形になろうかと思っております。

**11番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**清水清秋議長** 小野周一君。

**11番（小野周一議員）** じゃあ、これに関してはこの1点だけお聞きします。

さっきも何回も何回も県の都市マスタープランに合わせるというんですけれども、じゃあ今回、国からの来なかった場合、県のマスタープランは平成32年まであるんですよ。じゃあ、平成32年までそのまま延ばし延ばしやるんですか。じゃあ、やったんですか。

今回は、国からある施策が決まって、それに合わせて県もやったんですよ。前倒して。そうじゃなかったら、県のマスタープランは平成32年まであったんですよ。じゃあ、同じですよ。今回しなかったと延び延びになっ

ていて。私が言うのは、ここに新庄市の平成26年の主要事業があるんですけれども、地域の状況なりいろんなことができるんでしょうというんです。私。県が来た場合は、それに合わせることもできるんでしょうと、私はそう言うんですよ。6年間も5年間も事業費はついていなくても、人件費だけはついてるんですよ。この事務事業を見ると。わかりました。

次に、農林関係は、やはりTPP絡みで本当に厳しいものがあります。きのう、おとといですか、農水副大臣が来てTPPのお話も聞いたんですけれども、現場の農民としては本当にわからない状態があります。それはそれでいいんですよけれども、やはり規模拡大、そういうことでもなくて多様な農家がいるということを忘れないで、それらの施策についてもお願いをしてほしいなという思いがします。

最後、高齢者の運転免許の返納についての対応について、今お聞きしたわけなんですけれど

も、市長答弁にはそういう高齢者が免許証を返納しやすいような方向でやりたいという、交通弱者であるそういう方々が返納しやすいような方向でやっていきたいという、そういう答弁だったと私は思います。

だったら、私、それはそれでいいですよ。じゃあ、この間もまちづくり総合計画の後期の計画の5年間の見直しがありました。前期も後期も、公共交通のあり方としてのデマンド交通が載っていますよね。除外されておられませんよね。じゃあ、市内はいいですよ。これは語弊があるかもしれませんが。例えば、本当に自転車に通えない人、3世代のいない人、恐らく免許証を返納するということは、自分でやはり健康上、いろいろな問題があって返納すると思うんですよ。無理しても、事故を起こしてまでも免許証を返納しなくて運転する人は、いないと思うんです。

やはりこれからは交通弱者がふえると思うんですけれども、じゃあ、デマンド交通も重要施策に新庄市は挙げておりますけれども、後期5年計画、あと5年あるんですけれども、その5年間で道しるべをつけるのか。前回、総合政策課長は定住圏絡みでそういうものを進めたいという話があったんですけれども、やはり、我々の住むこの新庄市を何とかしてほしいという思いで私は今質問しているわけなんです。

じゃあ、このデマンド交通の導入について、後期5カ年計画でも重要施策に載っているんですけれども、どのように施策を打ち出すのかお聞きしたいと思います。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** まちづくり総合計画の中でのデマンド交通というふうなことで位置づけになってございます。これにつきましては、地域公共交通というふうな大きなくくりの中でどういった手法がいいのかというふうなところ

をこの5年間の中で実現していくというふうな方向でやってございますので、まだ具体的な手法については決まっているところではございません。

11番（小野周一議員） 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

11番（小野周一議員） それは、やはり併用して考えてほしいなという思いであります。

今回も我々の住むこの新庄市を少しでもよくしたいという思いで一般質問したわけでございますので、どうかご理解のほどをよろしく願いたいと思います。

以上で終わります。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

### 小嶋富弥議員の質問

清水清秋議長 次に、小嶋富弥君。

（17番小嶋富弥議員登壇）

17番（小嶋富弥議員） 御苦労さまです。今定例議会最後の質問者の議席番号17番、起新の会の小嶋富弥であります。ひとつよろしく願い申し上げます。

長年、市民生活の向上のため尽力し、この3月で退職なされる職員の方々に感謝と御礼を申しながら、通告に従いましてお伺いいたします。

まず、地方創生と市政についてであります。

平成27年の国勢調査の人口速報結果によりますと、先ほども議員が申されましたけれども、我が国の人口は1億2,711万人で、平成22年か

ら94万7,000人減少、率にして0.7%、年平均で18万9,000人の人口が減、パーセンテージは0.15%で、大正9年の調査開始以来、初めてだと総務省の2月26日の報道資料で知りました。

全国1,719市町村のうち、1,416市町村で前年より減少、数字では8割を超える82.45%であります。残念ながら当市も含まれるわけであり

ます。多くの自治体は、そのような実態の中でそれぞれの特徴を生かし自立的、持続的な社会の形をつくることに、2014年9月に発足した第2次安倍改造内閣が挙げた重点政策の一つに地方創生があります。地方の人口減少に歯どめをかけ、首都圏への人口集中を是正し、地方の自立的な活力を促すための取り組みを進めておるわけ

あります。また、その年の年末に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略では、地方移転を促すための税制措置や外国企業の誘致に意欲的な地方公共団体の支援等を政策に盛り込んでおります。

1月21日の参議院議員決算委員会全般質疑をテレビで見えていましたら、石破 茂国務大臣は地方創生というのはその地域の方々が自立と誇りをもって、国のメニューにはないけれどもこれをやりたいということで提案をいただき、それに対して国が支援するのが基本だと。そして、地元の方々が自信と誇りを持ってこれをやるんだというふうに言っていたこと、そしてそれを支援するメニューがなくても国ではそれを支援してまいりたい。今までと全く違う、中央と地方との関係を築いてまいりたいと述べておりました。まさに斬新な発想の転換が求められておる時代であります。

さて、市においては新庄市の総合戦略を練って多様な市民生活のニーズに寄り添うため、第4次振興計画、後期5カ年基本計画案を示し、その中で市長は「笑顔輝くまち新庄」の実現を

目指してまいりたいとあります。それを目指すためには、市のブランド戦略をしっかりと立てて行う必要があるのではないのでしょうか。スクラップ・アンド・ビルド、そしてさらなる行政機能の集中化、効率化を推し進め、新庄市はこれからも多くの市民がふるさととしてあり続け、将来ここに暮らす人々にとって誇らしく思えるまちになるため、思い切った組織の見直しを図る必要が大事だと思いますが、それについてお伺いいたします。

次に、ふるさと休日についてお伺いいたします。

当市の財産の一つ、新庄まつり行事がユネスコの無形文化遺産に11月28日から12月2日に登録が決まるわけでありまして、決まれば、山形県では初めてのことでありまして、大変喜ばしいこととございます。この祭りの行われる8月の24、25、26日をふるさと休日に設定してはいかがでしょうかという質問をいたすものであります。

観光庁は、学校休日と有給休暇を組み合わせ、地域活動や旅行などに活用する「家族の時間づくりプロジェクト」を推進、酒田市では三川町、庄内町、遊佐町で構成する庄内北部定住自立圏の取り組みとして、酒田市と遊佐町は2015年度から酒田まつりが行われる5月20日を観光庁が推薦するふるさと休日に設定したとお聞きしております。

また、これと別に厚生労働省は地域の特性を生かした休暇取得促進のための環境整備事業を進めるために、厚生労働省山形労働局、労働基準監督署、新庄市によるところの連絡協議会が設置されたと伺っております。新庄まつりは、申すまでもなく最上全体のお祭りといっても過言ではありません。小中学校が祭りのため学校が休日、休みですよとよそから来た方々にこのお話をすると、信じられず本当にびっくりするわけでありまして。

私たちは、当たり前のことだと思いますが、よそではなかなかないことなのでしょう。これだけ長年の伝統、郷土愛が生きているわけでございます。しかし、昨今の経済情勢が変わり、労働条件の多様化で山車やはやしの若連の方々には週末の土日に祭りを変えるほうがよいのではないかという意見もございます。週末でないと休みがとりにくいとの声もあるのも承知しております。働く人に優しく、地域のイベント開催日に年次有給休暇を積極的に活用しよう、家庭も会社も地域の一部です。だから、みんなで取り組もうと厚生労働省は推薦しておるわけがあります。

これらの制度に合わせて、新庄まつりの日をふるさと休日に設定のお考えがあるかないかお伺いするものでございます。

次の質問でございます。4年後の2020年、東京オリンピック・パラリンピックが再び日本において開催されます。それらについてであります。

思い出しますと、西暦1964年にアジアで初のオリンピックが開催され、国中が沸きました。市役所前での聖火リレーが行われ、それを見ていた私たちもとても感激した思い出がよみがえります。

さて4年後に再び東京でオリンピック・パラリンピックが行われます。今回は競技だけではなく、日本の伝統的な芸術、祭りや踊りなど大会を契機として日本の文化を通じ、地域振興、地域創生につながる大会でもあります。それら機運を高めるカルチュラル・オリンピックというものがございます。これは、IOCが定める近代オリンピックの規約オリンピック憲章にもその実施が義務づけられております。つまり、オリンピックではスポーツ競技とともに、文化プログラムをあわせ開催することになっておるわけでありまして。

この国を挙げての事業に開会式や閉会式のセ

レモニー等を含め、新庄まつりを参加してはいかがでしょうかというお尋ねであります。

また、海外の選手らと地域住民の交流や大会本番に備え事前合宿などを受け入れるホストタウン構想に参加のお考えがあるのかないかお伺いするものでございます。

次は、エコロジーガーデンについて質問させていただきます。

さきの2月14日、保存活用について調査してきた工学院大学の教授や学生たちの調査報告会がありました。後藤教授ら3名の教授と13人の学生が中間報告の形で発表いたしました。ランドスケープを担当した学生からは、散歩コースのルートや広場の活用方法もありました。

4月16日に最終の報告会が予定されていると伺っていましたが、そのときは北側4ヘクタールエリアの活用方法は示されませんでした。新庄市の利用計画では、農業公園の活用を図りますが、それらの考えをお伺いいたしたく通告いたしました。それらのことについては4日の佐藤卓也議員の質問と重なる部分がありますので、答弁を省略させていただいても結構でございます。

そこで、私は広大な4ヘクタールの土地の活用の一つとして、敷地の一面に子供たちが集い、触れ合いのできる、例えばウサギとかヤギとか羊等のアニマルセラピーの効果がある小動物を中心とした憩いの小動物公園を開設してはというような御提案であります。よろしくお願いを申し上げます。

最後に、宿泊のできる施設についてお伺いいたします。

工学院大学や青山学院大学の学生を初め、この地に調査や研究を初め多くの人々が訪れております。k i t o k i t oマルシェのにぎわいはまさにすばらしい。さらなるエコロジーガーデンの交流人口を図るために、人と町をつなぐ思いをシェアできる旅の宿を若い人たちは望ん

でおります。

また、偶然出会った宿泊者同士で同じ空間を共有して、互いに秩序を保って楽しく過ごせる一期一会の宿泊施設は必要であり、これから来る東京オリンピックの外国人を初めインバウンドが必ず地方にも私は来ると思います。そういう施設を若い方は求めております。ゲスト風の宿泊できる設備についてのお考えをお願いいたして、質問といたします。

御答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小嶋議員の御質問にお答えさせていただきます。

地方創生についての御質問、1点目であります。さらなる多様な市民ニーズに対応するため、思い切った市の組織の見直しをという御質問、御提案であります。

御承知のとおり、地方創生は先ほど議員が申したとおり地方の首都圏の人口集中を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、地方の自立的な活性化を促すという目的であります。市といたしましても、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき積極的に人口減少を抑制するための「ふるさと定住促進プラン」と、子供から高齢者まで市民全体が新庄で元気に暮らし続けるための「幸せと元気のまちづくり推進プラン」の2つを柱とする新庄市総合戦略を昨年10月に策定し、人口減少という大きな課題の克服に向けて動き出したところであります。

総合戦略を推進するに当たりましては、この戦略を理解し、地方創生という時代の要請に正面から取り組み、地域の個性を生かしながら具体的な戦略を企画、実行できる職員が求められており、職員がその能力を発揮するための効果的な組織体制も必要となってきます。時代やニーズに合った組織見直しが行われることは大切

であり、新庄市におきましても最大の観光資源である祭りや、最重要課題である定住促進、さらには新庄を市内外に発信するための情報戦略など前面に押し出した組織見直しを行う必要があると考えているところであります。

来年度期におきましては、総務課の分掌事務、広報及び広聴に関することを総合政策課の分掌事務とし、企画調整部門との密接な連携を図りながら市全体における情報の質、量の向上を目指し、受け取る側の印象に残る戦略的な広報を展開してまいります。また、3月に策定するまちづくり総合計画後期5カ年基本計画の実現のため、今後も必要な組織の見直しを検討していく考えであります。

次に、新庄まつりのふるさと休日の設定であります。新庄まつり260年祭は、ちびっこ山車まつりも含めて25日の260年記念の山車行事の夜の行列も市内外から多くの家族が来訪され、事故もなくお祭りが成功に終わりましたことは改めて関係各位に感謝を申し上げたいと思えます。いよいよ今年11月には全国33件の山・鉾・屋台がユネスコ無形文化遺産として審議が行われることとなっており、引き続き御協力を賜りたいと存じます。

御質問のふるさと休日についてですが、観光庁において家族の時間を創出し、旅行や地域活動などに有効活用していただくことを目的に子供の学校休業日などと大人の有給休暇をマッチングさせる「家族の時間づくりプロジェクト」として取り組んでいるものです。

本市においては、このふるさと休日に類似した事業である地域の特性を生かした環境整備事業を厚生労働省と連携し、平成27年度から地域に合わせた休暇取得の環境づくりを進めるため、新庄まつりや地域のイベントについて有給休暇を活用してお祭りなどに参加する時間や家族と触れ合う時間をつくることなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、地域全体で取り組

んでおります。

今年度は、市内の企業や幼稚園、保育所、小中学校等にポスターを約2,200枚、リーフレット約3万2,000枚を配布し、その周知に努めております。また、新庄まつり百年の大計で課題となっている祭り期間の休暇取得の環境づくり、山車の引き手不足の解消、後継者育成などについて、今年度4月に立ち上げました新庄まつり実行委員会の行事部会において議論しているところであります。いずれにしましてもユネスコ無形文化遺産候補にふさわしい祭りとなるよう地域の皆様とともに取り組み、実現できるものからその推進を図ってまいりたいと考えています。

ふるさと休日の御提案であります。議員おっしゃるとおりもう既に最上地域内の小中高が休んでいるということをお話ししますと、訪れる人たちが大変驚くということは私も承知しているところであります。

酒田まつりのふるさと休日ではありますが、その実現に向けては新庄の雪まつりのときの青年会議所の交流がございました。青年会議所の酒田の理事長が来られまして、新庄まつりがそういう形で郡内全てが祭りで休みになりますよということに感銘を受けまして、その協議会の中で提案し、そして遊佐の時田町長が提案し、定住自立圏の中でふるさと休日になった。新庄まつりがベースとして、酒田の祭りがふるさと休日をしたんだという話を先日、青年会議所の理事長から聞いたところであります。

やはり新庄の持つこの当たり前になっていることのありがたさ、一方でこのすごさをもう少し何らかの形で訴えることも必要なのかなということも再認識させられたところであります。

次に、ホストタウン構想への参加ですが、第1登録団体が公表されまして、全国から69団体が申請し、県内から1団体、全国では44団体が登録されました。ホストタウン構想は、

オリンピック参加選手との交流などを目的とするものですが、選手たちの練習会場や宿泊場所の確保などから受け入れは難しいと判断し、第1次の申請を見送ったところでもあります。今後、第2次登録申請が公募される予定ですので、再度事業内容を調査、検討してまいりたいと考えております。

東京オリンピック・パラリンピックに新庄まつりの山車を参加させることにつきましては、オリンピック開催4年前から文化的なイベントを通してオリンピックの機運を高めるカルチュラル・オリンピアドが計画されておりますが、具体的内容がまだ示されておられません。組織委員会など関係機関からの情報収集に努め、的確に対処してまいりたいと思っております。

あわせて、本市では全国350余りの市町村からなる2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合に参画し、情報収集はもちろん、同会が実施する世界に向けた地域の魅力発信としてのローカル版クールジャパンや観光振興に関する取り組みなどに向け、かかわりを強めているところでもあります。

東京オリンピックの開催は、ユネスコ無形文化遺産候補である新庄まつりを初めとしまして、新庄市を世界に発信する絶好の機会であると捉えております。市では、オリンピックとのかかわりを通し、次世代を担う新庄の子供たちにとって東京オリンピックがより印象深く思い出に残るようなものにしていければというふうに思っております。

先日の新庄まつり保存会における新庄まつりユネスコへの思いの集いが1月の末に行われましたが、その節、日本の伝統まつりポスターコンクールの審査委員長であります吉村作治先生とも以前お話しする機会がございました。先生としては、ぜひこの新庄まつりを東京オリンピックに参加できるよう形で関係機関にも働きかけたいというふうな御意見もいただいていると。

大変力強く思っているところであります。

そうしたことを通しながら、何とか新庄まつりをいろんな形で出し、そして市民が自信と誇りを持てるまさしくふるさと創生への道筋の力にしていきたいというふうに思っております。

次に、エコロジーガーデン北側エリアの活用について、小動物公園等の開設はということでもあります。第3期利用計画の中では観光交流、農業振興、景観保全を3本の柱として計画の実現に向けて各種事業に取り組んでまいりました。御承知のとおり、平成26年度から2カ年にわたり歴史的建造物と周辺のランドスケープを含めた調査業務を工学院大学に委託しております。今後、調査結果について最終報告がされる予定になっておりますが、北側のエリア活用につきましても南側エリアの建造物と一体的に整備を進めていきたいと考えております。

先日、農林課長から答弁させていただきましたが、子供たちが集えるような場所にしていきたいと。今は菜の花プロジェクトが動いているわけですが、それら子供たちと触れ合えるような場の展開ができないか担当課も検討しているところであります。

御提案いただきましたアニマルセラピーについても、定期的な開催になるのか常駐になるのか、またそれを請け負う方々がどうなのか、そのこともきちんと調査し、請け負う業者がいるかないか、そんなことも今後検討させていただきたいというふうに思います。できれば、将来は遠足村的なイメージを持っておりますので、子供たちに自然と触れ合える環境を整備してまいりたいというふうに考えております。

次に、エコロジーガーデンに宿泊できる設備を整備する考えはということで、今訪れていた大学生は山屋セミナーハウスと、もう1点はカントリーハウスを使っています。以前は、議員のお宅のほうも御利用させていただきましたが、今は2カ所を使い、また市内の旅

館等を使っているところもあります。

1点としては、市内の旅館の方々への学生の誘致のための支援策なども今後あるのではないかというのは、内部で検討しているところがあります。学生に限って証明書が来た場合に、その優待券というか、1,000円になるのか500円になるかわかりませんが、そういう割引制度を市内の旅館ですね、そういうところの支援と相まってできないかというようなことを内部で検討しております。

また、施設の近くに、宿泊自炊地のことを工学院大学と相談しているわけですが、北側エリアにガルテンというような形の構想も、農園つきの宿舎というようなことで、移住者の仮、あるいは来られた方々の定期的な別荘的なものを、他の地域でやっている地域もありますが、なかなか運営という点では非常に難しいものがあるということも承知をしています。

工学院大学の先生からの話では、入り口、正面口ですが、まゆの郷でないほうの玄関、きちっとした玄関のほうの左にある建物、2つありますが、その後ろあたりが外国の方にとっては非常に魅力的なポジションになるのではないかという参考意見もいただいているところでございます。

あくまでも、宿泊施設をつくるとなると、今度は管理体制をどうするかというのが次の問題になってきます。あとは、施設経営ですので赤字になるかならないかというようなことも含めて調査が必要かなというふうには思っています。

いずれにしても、あのエコロジーガーデンは新庄市に残された大事な遺産の一つでありますので、将来に向けてきちっと整備することを第1段階にしまして、第2段階は交流、何といてもやっぱり保存、活用、将来につなげていくということを大きな課題にしております。また、多くの方々に訪れていただくということで、やはり市民にとって誇り深いまちづくりの

一つになるのかなというふうには思っています。

御提案いただきましたアニマルセラピーなども今後検討させていただきたいと思っております。

壇上からの答弁、以上とさせていただきます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 御答弁いただきまして、ありがとうございました。

最初の行政組織を変えたほうがいいんじゃないか、変える必要があるんじゃないかなという思いが、ぶっちゃけた話、新庄市のふるさと納税の金額の少なさから見て、愕然としたわけがあります。なぜ、そんなに少ないのかなと。

人口5,000人程度の小さな町村も健闘しております。舟形町や最上町、三川町は、人口の3倍、4倍の応援団があるわけです。競争原理のもと、ブランド特産品の存在はもちろん、自治体職員の知恵、能力、やる気が地域活性化に導いているというようなことで、3月3日の山形新聞のオピニオンという記事がございました。まさに、1つのポジションだけを言うわけではなくて、やっぱりそういった組織が硬直してくると、なかなかアイデアが出てこない。

市長は常々「うちの職員は優秀だ」と事あるごとに言っております。私も、まさにそのとおりであります。優秀な皆さんが市の行政を担っていることは誰もが認めるところでありますけれども、幾ら優秀であってもその力を発揮しないことには、優秀だとは私は言い切れないと思います。大変厳しいことを申しますけれども。

皆さんは難関を受けて市の行政をずっと来ておりますけれども、課長になると使命が終わりではないかなと。そうじゃないと私は思います。課長になって何をするかと、何を市民のために頑張るか、それが新庄市の市政の発展で、そして市長の信頼に応えることではないでしょうか。ただ、行政はいろんな範囲も広い。なかなか新しいことをやるというのも難しい場面もあ

りますけれども、これからはマネジメントをし  
っかり磨いていかないと、よその市町村からお  
くれをとるのではないですかというのがありま  
す。

東根市とかいろんな市はそれぞれのやり方が  
ありますけれども、東根市はもう「ブランド戦  
略室」という「室」からもう「課」に推進しま  
して、このふるさと納税の徹底を図ると。また、  
寒河江市ではこのふるさと納税に関して「さが  
え未来創成課」と。長井市ではまた2課を新し  
くつくってやると。それはそれぞれの自治体の  
考えで、必ずしもまねしなくてもいいと思いま  
すけれども、また長井市においては観光客増へ  
「ラーメン課」なんていう課もつくっておりま  
す。これは直接職員がやるわけではないですけ  
れども、そういったことでやると。やはりそう  
いった戦略を立てる、しっかりある組織で変え  
ながら時代に合ったような課にしていく必要が  
あると思います。

皆さんのところにも新庄市の行政組織の中で  
課の設置条例というのがありまして、それぞ  
れの課の役割分担があります。その課の責任は  
しっかり受けて、それぞれのポジションをもう1  
歩、もう2歩も進めていく必要があるのではな  
いかなと思いますけれども、そういったこれか  
ら、市長からは進めるというふうなことを伺っ  
ていますけれども、もっと大胆にやる必要があ  
るのではないかと思いますけれども、その辺い  
かがでしょうか。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**清水清秋議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** おっしゃるとおり、新庄市の  
課についてはそれぞれ分掌事務が決められてご  
ざいます。各課の課長は、その分掌事務のリー  
ダーとして課の職員を引っ張っていく立場にあ  
る者だと思っています。そういう意味では責任  
の重い課長の職務だろうというふうに思ってい  
ます。

そういった中で、この3月に課の設置条例の  
一部改正提案をさせていただいております。こ  
れもまさに情報発信力の強化というふうなこと  
と、新庄のブランドイメージを積極的に売って  
いきたいというふうな、そういった行政目的の  
ためにこのたび改正案を提案させていただいて  
おります。

今年度は、課の条例として出しますのは、こ  
れは1件でございますが、今後も引き続き新た  
に出てくる5カ年の基本計画に基づいて課のふ  
だんの見直しを図ってまいりたいというふうに  
思っております。

以上であります。

**17番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**清水清秋議長** 小嶋富弥君。

**17番（小嶋富弥議員）** ありがとうございます。

ぜひ、やはりここはシンクタンクですからね。  
新庄市の行政の皆さんが。やはり優秀な力を発  
揮しないと宝の持ち腐れというふうなことであ  
りますので、余り失敗を恐れず、いい方向に行  
ったらそれを認めるような形で取り組んで行っ  
てもらいたいと思います。

ふるさと納税の話、再三申しわけないけれど  
も、寒河江市や東根市とかは15億円を当初予算  
に計上するぐらいの財源が出てくるわけであり  
ます。天童市では、よそから来た方に、うちを  
建てると25万円の補助を出しますよと。やっぱ  
り潤沢といたしますけれども、そういった施策が  
できて定住人口もおのずとふえるようなことで  
あると思いますので、ひとつよろしくお願いま  
したいと思います。

次に、ふるさと休日の件に関しましては、前  
向きな御答弁に近い形をもらいました。これは、  
観光庁と労働省の2つあるんですけれども、観  
光庁が前に新庄市に恐らく、観光庁ではふるさ  
と休日に取り組む団体を応援しますよというよ  
うなことが皆さんのところに来ておるとしま  
すけれども、この辺の情報を課の中で検討なさ

ったんでしょか。

**荒川正一商工観光課長** 議長、荒川正一。

**清水清秋議長** 商工観光課長荒川正一君。

**荒川正一商工観光課長** この情報がまわりまして、内部のほうでも検討いたしました。中身が、毎年度申請することが必要で、そのたびごとの審査と。有給休暇を子供の休暇とともに大人がとって、地域の特性に応じた休みの仕方というふうな狙いがありますので、有給休暇というようなものの促進というようなことではありましたが、学校の生徒さん方のほうが、小中高、最上管内全て休みである。市長も言われたとおり、そのすごさというふうなものの訴え方を考えなきゃいけないなどは思いながらも、毎年の申請が必要であるというようなことが、やはり一過的な不定期なイベントへの参加の要請というような形の受けとめ方をした部分がございます。

もう一つ、それよりも効果的なものが厚生労働省から出ておりまして、地域の特性を生かした環境整備事業というようなもので、国から選抜されたというようなこともありまして、3カ年の委託事業でありまして、市内の専門の、東北情報センターですけれども、受託をして、それなりの委員会の連絡のもとにこれを進め、効果的なアピールの仕方というものをチラシ、ポスター初め動画制作等々まで至ってやろうとしているというような部分もありますので、厚生労働省のほうで我々の子供たちの休みについて、大人のほうの休みも推進できるのではないかとというようなところの結果を用いながら進めてきておったところでございますので、ふるさと休日だけでなく、厚労省ともあわせて考えておったというようなことでございます。

**17番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**清水清秋議長** 小嶋富弥君。

**17番（小嶋富弥議員）** 観光庁のあれですね、「家族の時間づくりプロジェクト」の中で、これは募集期間が平成27年7月22日から平成27年8

月31日、過ぎましたけれども、その中で資金援助がございました。1地域当たり上限500万円程度。プロジェクトの認定を受けている自治体、地域、または上限300万円程度、プロジェクトの認定に向けた計画を立てている自治体というようなことで、やはりいろんな、いきなりじゃなくてこういう計画をしてくださいよ、してくださいよというかやればというような、手続が大変なのかもわかりませんが、こういうお金をいただく制度もあるわけですので、こういうものをアンテナを張っているんでしょうけれども、取り入れて、内部で、これこそ総合政策課を中心としてこういうのをやっていただかないと、みすみすチャンスが得られないんじゃないかなと思うわけでございますので、ぜひひとつよろしく、この新庄まつりを、ある財産でするので、あるものを活用するという点で非常にいいんじゃないかなと思うわけでありまして、また……。

これですね。これを推進するというわけですね。私も伺っていますけれども、この協議会の中で経営者はやはり市のほうでそういうのを進めればやるとおっしゃったそうなんですけれども、またその中で工業団地の中にそういったもの周知徹底の看板を立てていただければなお進めるというような意見もあったというようなことも伺っていますので、やはり積極的に市のほうでもそういう、福田山工業団地のほかに横根山もあるわけですので、そういった看板とか積極的に働きかけて、そういったものをしていくことはお考えにならないんでしょうか。なるんでしょうか。お伺いしたいと思います。

**荒川正一商工観光課長** 議長、荒川正一。

**清水清秋議長** 商工観光課長荒川正一君。

**荒川正一商工観光課長** 厚労省の事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり啓発と発信、この効果性にのっとっているわけですので、今お示しいただきましたポスターのほかにチラシ、

あとYBCラジオでの啓発とか「ゆめりあ」のビジョン、あるいは市のホームページというようなことで使っている中で、看板のほうも検討はいたしました。優先的には、厚労省とのヒアリングの中でそこは落ちております。しかしながら、3年度の事業でございまして、平成29年度事業等に向けてその限られた、決められた予算の範囲があるようですので、その範囲内の中で効果性というものをもう1回考えてみたいというふうに思います。

あと、先ほどありましたふるさと休日のほうの補助金の部分ですが、一旦締め切られた部分もありまして、その後については詳しい要領が出ていませんので、担当のほうでメールの交換によって情報を得ましたが、その経費までは今は出ていないようなんですね。つけ加えさせていただきますと思います。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) ありがとうございます。

次は、新庄まつりの東京オリンピックというようなことがもし実現できれば、銀座まつりにも過去4回行ったんですけども、子供たちが参加できなかったんですね。夜のお祭りですね。残念だったと思うわけです。ぜひ市長も前向きに東京オリンピック・パラリンピックには、予算書にもそういう会議なんかの予算も載っていましたので、参加するような。前向きにいるんだなと思って。

今、文化庁でもいろんな、恐らくこれは教育委員会のほうだと思っておりますけれども、こういう文章たくさん来ているんじゃないですか。これはことしの1月、文化庁で文化プログラムの実施に向けた文化庁の取り組みとか、2020年度東京オリンピック・パラリンピック競技を契機とした文化芸術立国の実現のためというようなことで、非常に国の政策としてもぜひ地方創生

とあわせてやっていますので、やはり情報収集してひとつお願いしたいと思うんですよ。

それで、もう一つは今、東京オリンピックの聖火台で問題になりましたけれども、その前に新聞を見ますと、聖火台云々となっていますけれども、その前に舟形の町長が縄文土器と土偶をデザインした聖火台をつくっていただきたいと遠藤大臣に言っていますし、また山形市の佐藤市長はサモアを呼んで練習場とかにするよう言っているというような、一生懸命アプローチをかけるんですね。こちらのほうから。受けなくて、やはり。そういったことでやっていただきたいと。

それから、このホストタウン、これは上市市が登録になっています。ポーランドが来るわけですので、1次は締め切って、2次の登録を検討するというので、ぜひひとつ挑戦してみてくださいよ。必ずしも、ホストタウンに登録されるといっても、事前合宿所になる場所の確約はできないわけですけども、誘致を着実に進めるためには県や関係団体とよく調整することも大事だというようなこともございますので、ぜひ声を上げて取り組んでいって、地方創生を果たしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、エコロジーガーデンの北エリアの件なんですけれども、私は小動物公園がなぜ必要かと。市長も常々、あそこは遠足だと。遠足だけでもいいんですけども、今ほかの自治体では東根市が、子供さんの遊び場がいっぱいあると。この前の私どもの議会報告会の中でも「新庄は何もない」と。「じゃあ、わらすこ広場は」「わらすこ広場よりも、ちょっと上の段階の子供たちが遊ぶところが少ない」と、「東根に行って、東根にお金を払ってくるんだよ」というようなことをおっしゃっていましたけれども、長井市ですかね。今回、2,500万円で屋外型にそういう遊具を設置して、そういった子供さんを呼ぶ

と。恐らくそういう遊具競争だけでなく、こういう小動物とかがいるみたいな小公園があったほうが、恐らく来ると思うんです。

かつて、最上公園の中で鹿がございました。そうすると、やはり小さい子供がどこかに行くとき、「鹿、見に行くか」とかと癒される部分があって、非常に触れ合うのがやはりいいんですね。また、お年寄りもちょっと障害があるとそういったものに触れると癒されるというようなことで、非常にいい関係ができるんじゃないかなと。

できれば、あそこのまゆの郷産直で夏とかになりますと売っている葉材、野菜にいろいろロスが出ます。小動物をかなり飼っておくと、そういったロスのをあげることも、リサイクルできるんですね。そして、そのポロを逆にリサイクルに、今ごみをやっているところにやれば、恐らくこれは循環になると思うんです。そして、子供たち、常に小動物を飼っていけば、子供たちも連れていって、そしておじいちゃん、おばあちゃんも、保護者も連れていって、ついでにじゃあ産直に行行って買ってくるか、いろんな物を買ってくるかと一石二鳥のような私は気がします。

そして、その管理の問題もおっしゃいましたけれども、あそこは産直の協議会の方々にそういった利点的なお話を申し上げまして、管理できないのかなというようなことも私は可能みたいな気がしますけれども、やはりだめな理由だけじゃなくて、できる理由を、できることを見つけ出していくことが一つの行政の役目ではないかなと私は思いますので、あそこに大きい雨よけとか、あとトイレ、手洗い、やっぱりそういうものを出せば、やはり子供たちも遠足公園と十分にマッチングできて楽しめるんじゃないかなと。ああいう広場にクローバーでも植えて、そして走らせながら子供がいろいろ触れ合うと。例えば、ウサギといっても種類、何十種類もあ

るんですね。ウサギ公園だけに特化しても、ジャンボウサギとかいろんなウサギ、アンゴラウサギとかいろんなのがあるわけですので、そういった特化してもおもしろいのではないかなと思いますので、だめだと言わないから、検討をするというような市長の答弁ですので、ぜひそういったものをできる方法で、だめだというんじゃないなくて、やっぱりそれをやるためにどうすればできるんだかなというようなことをぜひお願いしたいと思います。

あと、あそこでも例えばポニーとかを飼って冬に馬そりを引いて、あそこで子供たちを馬そりに乗せるとか、あそこの冬の遊び場は、このたび新聞に出ましたけれども、真室川町ではホワイトアスロンとかいろんなことができるんですね。あと、肘折では雪掘りをして地面出し競争ワールドカップ in 肘折なんてこういうことをやっていることが、マスコミとかの情報発信になるわけです。やはりそういった情報を発信するように、そこは活用する場所だと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

どうするかといっても市長は前向きに考えるということですから、それ以上、答弁出されなと思いますので、お願い、要望にするわけでございます。

あそこ、宿泊所はどうも太田から来た北の外れ、あそこは古くて思い切ってあそこを解体して、利用価値はないわけですので、解体されたらいかがですか。まずその点お聞きします。

**荒川正一商工観光課長** 議長、荒川正一。

**清水清秋議長** 商工観光課長荒川正一君。

**荒川正一商工観光課長** 旧宿泊施設2棟についてのお話でしたが、これもまた耐震診断とあわせて活用計画というようなものがありますので、貴重な御意見として伺いして、その後また市民の方々の意見も伺いながら判断すべきなんだらうと思います。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) 無用の長物という部分が結構あるんですよ。入った人が、要するに1回使ったらもう二度とあそこを使わないんだから、やっぱりそういう施設は速やかに解体したほうがいいですよ。あそこは、宿泊するところ、勝手にゲストハウスのなど言っていますけれども、やはり人が集まる場所にいろんな情報も来ます。そんなに立派でなくて、簡易みたいな、あそこはいいんじゃないかなと思うんです。宿泊施設は、いろいろ案があると、これからでしょうけれども、ぜひそういったことも考えながら活用してもらいたいと思いますけれども、その辺の決意をひとつお願いします。

荒川正一商工観光課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 商工観光課長荒川正一君。

荒川正一商工観光課長 あそこを国から譲渡を受けて15年と。いい区切りでもありますので、短期的な計画あるいは中長期的な計画ということで、今第3期計画のほうに盛り込んでおりますので、多くの方々の意見をいただきながら長期を中期にして、中期を短期にして、短期は速やかというようにことをまず念頭にすべきなんだろうというふうに思います。

財政的な形のものがさまざま、診断結果で改善しなきゃいけない部分もありますので、その辺を含めて前向きに進めてまいりたいと思います。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) 金の話は余りしないこと。金はつくり出すことだから、ぜひひとつよろしく願いして私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

清水清秋議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。今期定例会の本会議を明日3月8日から3月16日まで休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議をあす3月8日から3月16日まで休会し、3月17日午前10時より本会議を開会いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時51分 散会

散 会

平成28年3月定例会会議録（第4号）

平成28年3月17日 木曜日 午前10時00分開議  
議長 清水 清秋 副議長 石川 正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	荒川正一	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	高橋弘
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	監査委員	高山孝治
監査委員 兼監査主査	高山学	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会  
事務局長

小松 孝

農業委員会  
事務局長

眞見 治之

### 事務局出席者職氏名

局長	東海林 智	総務主査	三原 恵
主査	沼澤 和也	主査	早坂 和弥

### 議事日程（第4号）

平成28年3月17日 木曜日 午前10時00分開議

#### （予算特別委員長報告）

- 日程第 1 議案第24号平成28年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 議案第25号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第26号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第27号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第28号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第29号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第30号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第31号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第32号平成28年度新庄市水道事業会計予算

#### （総務文教常任委員長報告）

- 日程第10 議案第2号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第3号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第4号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第13 議案第5号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第14 議案第6号新庄市行政不服審査会条例の設定について
- 日程第15 議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第16 議案第8号新庄市まちづくり応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第9号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第18 議案第10号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第19 議案第11号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について

- 日程第20 議案第12号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第21 請願第2号「奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願」について

(産業厚生常任委員長報告)

- 日程第22 議案第13号新庄市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第14号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第24 請願第1号T P P協定を国会で批准しないことを求めることについての請願書

## 本日の会議に付した事件

議事日程(第4号)のほか

- 日程第25 議案第33号新庄市副市長の選任について
- 日程第26 議案第34号新庄市監査委員の選任について
- 日程第27 議案第35号財産の処分について
- 日程第28 議案第36号平成27年度新庄市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第29 議案第37号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第30 議案第38号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第31 議案第39号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第32 議案第40号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第33 議会案第1号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について
- 日程第34 閉会中の継続調査申し出について

## 開 議

清水清秋議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

選挙管理委員会委員長矢作勝彦君から本日午前中の欠席届が出ております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

初めに、3月11日から行われました予算特別委員会における委員の発言について一部取り消しの申し出がありますので、許可します。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 予算委員会の平成28年度一般会計予算に反対討論を行った中で私の発言の中で\_\_\_\_\_という部分を削除させていただきたいと思っております。

市からは何度も説明したとのことですので、おわびしながら訂正させていただきます。

清水清秋議長 お諮りします。

佐藤悦子君からの発言の一部を取り消したい旨の申し出がありました、この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、佐藤悦子君からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

これより会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

### 予算特別委員長報告

清水清秋議長 日程第1議案第24号平成28年度新

庄市一般会計予算から日程第9議案第32号平成28年度新庄市水道事業会計予算までの議案計9件を一括議題といたします。

本件に関し予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長高橋富美子君。

（高橋富美子予算特別委員長登壇）

高橋富美子予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

それでは、御報告申し上げます。

予算特別委員会に付託された案件は、議案第24号平成28年度新庄市一般会計予算から議案第32号平成28年度新庄市水道事業会計予算までの計9件であります。予算特別委員会は、3月10日、11日、14日3日間にわたり活発な議論のもとに慎重な審査が行われたところであります。

初めに、議案第24号平成28年度新庄市一般会計予算につきましては、各委員より数多くの質疑があり、活発な議論が交わされました。討論に入り、佐藤悦子委員より反対の討論、佐藤卓也委員より賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第27号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第28号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算、議案第29号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算議案4件につきましては、いずれも質疑、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第30号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第32号平成28年度新庄市水道事業会計予算の議案3件

につきましては、質疑を行いました、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号平成28年度新庄市後期高齢者医療特別会計予算につきましては質疑を行いました、討論はなく採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に付託された案件、議案第24号平成28年度新庄市一般会計予算から議案第32号平成28年度新庄市水道事業会計予算までの議案9件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、予算特別委員会における審査の経過と結果についての御報告といたします。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

初めに、委員長報告のうち、質疑、討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第24号平成28年度新庄市一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**清水清秋議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は賛成16票反対1票、賛成多数で

あります。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち質疑を行いました、討論はなく、採決の結果賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第31号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**清水清秋議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成16票反対1票。よって、賛成多数であります。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑を行いました、討論はなく、全員異議なく可決すべきものとした議案第25号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第30号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第34号平成28年度新庄市水道事業会計予算の議案3件及び質疑、討論はなく、全員異議なく可決すべきものとした議案第26号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第27号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第28号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算、議案第29号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算の議案4件について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開します。

佐藤悦子議員から動議が出ております内容はお知らせください。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第32号平成28年度新庄市水道事業会計予算というところを議案第34号と間違ったと思いますが、訂正をお願いします。

**清水清秋議長** ただいまの報告の訂正をいたします。

議案第34号と申しました平成28年度新庄市水道事業会計予算は議案第32号でありましたので訂正させていただきます。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

## 総務文教常任委員長報告

**清水清秋議長** 次に、日程第10議案第2号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第21請願第2号奨学金制度充実と教育費負担の軽減を求める請願についてまでの議案11件と請願1件の計12件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長高橋富美子君。

（高橋富美子総務文教常任委員長登壇）

**高橋富美子総務文教常任委員長** 私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案11件、

請願1件であります。

審査のため、3月9日午前10時より、議員協議会室において委員8名出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第2号から議案第7号までの議案6件は総務課の案件となりますので、総務課職員出席のもと審査を行いました。

議案第2号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を受けた後審査を行いました。

総務課からは他の分掌事務の一部を変更する条例の改正であり、総務課の分掌事務の広報及び広聴に関することを総合政策課に所管がえをし、政策及び施策に関して情報戦略を展開し情報の発信機能の強化を図るとの説明がありました。

審査に入り、委員より、総合政策課に所管がえになった場合の人員についてどう考えているのかといった質問があり、担当課からは現在広報担当者2名で業務に当たっている。移管後については機能強化ということもあり、広報担当の増員を考えているとの説明がありました。その後、課の統廃合についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第2号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課からは補償額の請求調整の関係において上位法である地方公務員法施行令の改正に伴うものであるとの説明がありました。

審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、総務課から今回の改正については山形県人事委員会勧告に準拠して改正するもので、給料表については平均0.345%、金額平均1,080

円の改定、期末勤勉手当については0.15月引き上げ、現在の年間支給月数3.95月を4.10月に改めるとともに特別職期末手当については0.1月引き上げる改正を行うとの説明がありました。

審査に入り、委員からラスパイレス指数についての質疑はありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、総務課から地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備を行う。退職管理の設定、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が主な改正であり、本市の一般職の職員の給与に関する条例の整備については、人事評価の実施に伴い等級別基準職務表を条例上に設定することになるとの説明がありました。

審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果議案第5号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号新庄市行政不服審査会条例の設定について、議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、行政不服審査法の施行に伴うものであります。総務課から行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い改正されたものであり、この改正を受けて新庄市行政不服審査会を設置し組織及び運営に関し必要な事項を定め関係条例の文言の整備を行うとの説明がありました。

審査に入り、委員の委嘱と専門委員の選任についての質問があり、総務課からは委員の委嘱については必要の都度法律や行政に詳しい方の中から委員を委嘱、専門委員については特に専門的知識が要する必要があるときにその有識者の中から選任し設置するとの説明がありました。

その他、質疑はありましたが、議案第6号、議案第7号については全員異議なく可決すべき

ものと決しました。

次に、議案第8号から議案第12号までの議案5件は総合政策課の案件となりますので、総合政策課職員出席のもと審査を行いました。

議案第8号新庄市まちづくり応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を受けた後審査を行いました。

総合政策課からは、今まで寄附金は基金に入れて必要な分だけ基金を取り崩す方法をとっていたが、今回の改正はお礼品、郵送料などの必要経費を差し引いた残りの分を寄附金に積み立てする内容となっているとの説明がありました。

審査に入り、お礼品代等の経費の割合やお礼品に対しての質疑、他の自治体の条例の有無などについての質疑はありましたが、採決の結果、議案第8号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

続いて、議案第9号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、議案第10号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、議案第11号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について、議案第12号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更についての議案4件は新庄市と最上4町村において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するものです。

総合政策課からは、昨年6月の締結後に連携の必要性が確認されたものがあり、連携項目を追加するため協定の変更を行うとの説明がありました。

審査に入り、委員から町村との取り組み方についての質疑はありましたが、採決の結果、議案第9号から議案第12号までの議案4件については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願については教育総務課

職員の出席を求め、奨学金制度についての現状を伺いました。

審査において、委員から教育を受ける機会は均等でなくてはならない。安定した職業ということが崩れつつある今の時代には奨学金制度というのは必要な制度であるといった意見が出されました。また、一方で請願者の意向が全て賛成であればいいのだが、1つでも反対があれば賛成できかねる、今回出された請願は他力本願のところが多過ぎるので受け入れられない。別の委員から請願の意図するところはわかるし今後の教育上マイナスになる請願ではないので委員会として意見書を出すべきであるという意見が出されました。その他意見が出されましたが、採決の結果、賛成者はなく不採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。

請願審査において、委員から意見書を出すべきということによりまして、総務文教常任委員会として意見書を提出したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

**清水清秋議長** ただいまの総務文教常任委員長報告に対して、質疑に入ります。

初めに、議案第2号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいまの委員長の報告の中で、山形県の人事院勧告に準拠してというお話がありました。一般職についての人事院勧告に準拠して引き上げるというのは、私は人勧のとおりだと思います。

ところで、人事院勧告というのは特別職の給与の引き上げにしなければならないという法律的なものがあるのでしょうかという議論はあったのでしょうか。

高橋富美子総務文教常任委員長 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 総務文教常任委員長高橋富美子君。

高橋富美子総務文教常任委員長 そのことについては、委員会では特に発言はありませんでした。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私の聞くところによりますと、特別職については人事院勧告については法律的な縛りというか、そこも上げねばならないということまでは法律にかかわっていないと伺っています。そういう意味では、人事院勧告の一般職の引き上げをしろということに乗じて三役などの高額の所得の方や議員、特別職の議員も一緒になって上げようとしておられるのだかと思います。

そういう意味では、法的にはそこについては縛りはないわけでありまして、新庄市の財政の状況などを考えたときには、厳しい厳しいと、これからも引き締めが必要なんだと監査委員などもよくおっしゃっていますよね。

ですから、そういう立場から私は職員については人事院勧告でやる、しかし特別職や議員などについては引き上げはやめておこうと議員などではなくて議員、特別職の市三役と議員です。ここについては引き上げをやめるべきではなかったかなと思います。

最初の総括質疑のときに、市三役と議員で年間125万7,000円ぐらい引き上げになるんだと伺

いましたが、そのことについての質疑はなかったのでしょうか。

高橋富美子総務文教常任委員長 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 総務文教常任委員長高橋富美子君。

高橋富美子総務文教常任委員長 総務文教常任委員会の中ではそういった質疑はありませんでした。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） そういう意味では、総括質疑は総務常任委員会に向けてこういうことも検討していただきたいということで全体の場で一応質問しているわけでありますから、そういったことについてどう考えるかということでもう一度総務常任委員会を開いて質疑し直していただくこともあってもいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

高橋富美子総務文教常任委員長 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 総務文教常任委員長高橋富美子君。

高橋富美子総務文教常任委員長 先ほど委員長報告で申し上げたとおりです。以上です。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「あり」の声あり）反対討論ですか、賛成討論ですか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第4号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について異議なく可決という委員長の報告でありましたが、私は反対です。

市の一般職員の給与を県の人事委員会勧告に

従って引き上げることに賛成です。市一般職の平均引き上げ額は年間6万8,500円とお聞きしました。これには賛成です。しかし、市の三役と議員の給与について延べ125万7,000円引き上げることもあわせて内容に含まれております。これには反対です。

先ほど質問の中でも申し述べましたが、人事院勧告は市の三役や議員の給与などについても同じくやるべきだという法律的なものはないと聞いております。特別職の市長の場合は13万円弱の引き上げ、副市長は10万円弱、教育長は8万円強の引き上げとなります。議員は議長が6万3,000円の引き上げ、副議長は5万5,000円の引き上げ、議員は5万2,000円弱の引き上げとなるということです。

実質公債費率などがよくなったとはいえ、厳しい状況だということは市長も監査委員も述べておられます。そういう中で市民に対する福祉は削減されたままになっているものがあります。特に、福祉タクシー券は重度障害の1級、2級の方のみで枚数も県内最低であります。予算が約80万円と抑えられております。内容は若干今度改正されるようではありますが、それでも枚数や対象は低く抑えられています。県内最低であります。

80歳以上の方に支給されていたタクシー券もなくなったままとなっております。市民の中にこうしたことに対する不満はたくさんあります。年金が減らされて消費税増税で景気が冷え込み買い物を控えようとして閉じこもりがちになっている市民です。この市民を励ます福祉を充実する方向に向けることができるお金だと思っております。以上です。

**清水清秋議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに反対討論がありましたので、議案第4号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については電子表決システムにより採決を行います。

議案第4号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**清水清秋議長** ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は賛成15票、反対2票。よって賛成多数であり、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

例の整備に関する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号新庄市行政不服審査会条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号新庄市行政不服審査会条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号新庄市まちづくり応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号新庄市まちづくり応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号真室川町との新庄最上定住

自立圏の形成に関する協定の変更についてから議案第12号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更についてまでは関連がありますので一括して質疑を行い、質疑の後にそれぞれの議案について討論、採決を行います。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第9号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号真室川町との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第10号大蔵村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第11号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号鮭川村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第12号戸沢村との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更については、委員長報

告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) ただいまの委員長の報告の中で、教育を受ける権利についてだったと思いますが、公平であってはならないというように報告があったと思います。そういう内容だったのか、もう一度お願いします。

それから、もう一つに他力本願ではだめだという委員の発言があったということですが、本当だったのでしょうか。もう一度報告の内容を確かめたいと思いますので、もう一度その部分についてお願いします。

**高橋富美子総務文教常任委員長** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 総務文教常任委員長高橋富美子君。

**高橋富美子総務文教常任委員長** 先ほど委員長報告で申し上げたとおりです。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 教育を受ける権利は公平であってはならないと私は聞いたように思います。耳を疑いました。

この請願の趣旨、見ますと奨学金を受ける方々の大学、最初にまず大学の納付金の金額がすごく高いということを感じましたし、大学生の2人に1人が奨学金を受けていることもなるほど私は思いましたし、結果最近の就職の正採用になれない若者の現状からだと思いますが、返したくても返せないということで33万人も返済に苦しんでおられる若者が出ているという、

これは市内の方で大学ではないんですけれども、高校のときに母子家庭のお母さんのほうですが、息子が高校に入るに当たって40万円もかかるといって、私借りたらいいんじゃないかなんていう話もしたところお母さんは実は自分も奨学金受けたけれども、返せなかったんだ。そのために、また借りることが息子のために借りられないという話がありました。つまり、貧困に苦しむ御家庭が子供にまで教育を受けさせない状況に重ねて、奨学金さえ受けられないか、教育のためにお金を借りることもできない状況となっているなということ、御家庭の苦しみを思いましたときに、奨学金を返せない若者の苦しみ、これには私はその立場に立ってこれは不採択ではなく採択にすべき内容ではないかと思うんですが。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、質問の総務文教に対しての質問の内容に入ってください。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) もう一度やり直すべきだと私は思います。そういう気持ちはないかお願いします。委員長に。

**高橋富美子総務文教常任委員長** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 総務文教常任委員長高橋富美子君。

**高橋富美子総務文教常任委員長** 先ほどの委員長報告の中で教育を受ける機会は均等でなくてはならないと申し上げておりますので、よろしくをお願いします。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 私の聞き間違いだったということで、今ほっとしました。逆に言ったように報告を受け取ったものですから、びっくりしてしまいました。私はその教育を受ける機会は均等でなくてはならないという立場に立てば、私は不採択でなくて採択にすべきだと思

った次第です。

先ほど、委員会として意見書を提出というお話はありましたが、意見書の内容は請願の趣旨に沿った方向の内容なのでしょうか。だとしたら、私は採択すべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

**高橋富美子総務文教常任委員長** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 総務文教常任委員長高橋富美子君。

**高橋富美子総務文教常任委員長** 先ほども申し上げましたが、委員会として意見書を出すべきということによりまして総務文教常任委員会として意見書を提出したいと考えております。以上です。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。委員長報告はきちっとやっていることを、佐藤悦子議員のほうでもそれを聞いて発言をしていただきたい。再度同じようなことをまた報告させるのはいかなものかと思えます。ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

請願第2号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願について、委員長報告は不採択であります。請願第2号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**清水清秋議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 投票を締め切ります。

賛成4票、反対13票、賛成少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

ただいまから10分間暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時04分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 産業厚生常任委員長報告

**清水清秋議長** 日程第22議案第13号新庄市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第24請願第1号T P P協定を国会で批准しないことを求めることについての請願書までの議案2件と請願1件の計3件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤義一君。

(佐藤義一産業厚生常任委員長登壇)

**佐藤義一産業厚生常任委員長** おはようございます。私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案2件  
請願1件であります。

審査のため、3月8日午前10時より、議員協  
議会室において委員9名全員出席のもと審査を  
行いました。

初めに、議案第13号新庄市消防団条例の一部  
を改正する条例の制定については、環境課から  
補足説明を受けた後、審査を行いました。

環境課からは、消防団出場手当改正案につい  
て県内市町村消防団出場手当の状況なども含め  
詳細な説明がありました。

審査に入り、委員から、消防団の出場状況な  
どについての質疑がありましたが、採決の結果、  
議案第13号については全員異議なく可決すべき  
ものと決しました。

続いて、議案第14号新庄市指定地域密着型サ  
ービスの事業の人員、設備及び運営に関する基  
準を定める条例等の一部を改正する条例の設定  
については、成人福祉課の補足説明を受けた後、  
審査を行いました。

成人福祉課からは、小規模型通所介護の地域  
密着型サービスへの移行により現行で県がして  
いた利用定員18人以下の小規模な通所介護事業  
所が、平成28年4月1日より市が指定監督する  
こととなることから、条例の一部を改正を行う  
と説明がありました。

審査に入り、委員から、利用対象者は事業所  
が所在する市町村に居住する者となっているが、  
他の市町村からの利用者の有無についての質疑  
がありました。成人福祉課からは、施設にあき  
がある場合、市と協議の上他所の町村の方も受  
け入れは数名ある。市が指定という地域密着型  
サービスのため、原則は新庄市の住民の利用者  
を優先させていただくことに事業所とは調整済  
みという説明がありました。

採決の結果、議案第14号については全員異議  
なく可決すべきものと決しました。

続いて、請願第1号T P P協定を国会で批准

しないことを求めることについての請願書につ  
いては、請願の紹介議員に出席を求め、審査を  
行いました。また、説明員として農林課の職員  
の出席を求め、T P P協定についての現状を伺  
いました。

審査において、委員からは、I S D条項など  
を考えると調印されたとはいえ決定事項ではな  
いということから、批准をしないことを求める  
請願に賛成だという意見や、9月でも新庄市議  
会としてT P P交渉に関する意見書は既に出し  
ているが、その意見書との整合性がとれない、  
この先、国がどのような努力をして日本の農業  
を守るのか検証していくことが必要だなどとさ  
まざまな意見がありました。

異議の有無を諮りましたところ、異議ありの  
発言があり、挙手採決の結果、請願第1号につ  
いては賛成少数で不採択すべきものと決しまし  
た。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されまし  
た案件の審査の経過と結果についての報告を終  
わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**清水清秋議長** ただいまの産業厚生常任委員長報  
告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第13号新庄市消防団条例の一部  
を改正する条例の制定について質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、  
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。  
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討  
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ  
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第13号新庄市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

ただいまより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第14号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号T P P協定を国会で批准しないことを求めることについての請願書について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ、討論の通告はありません。討論ありませんか。佐藤悦子君、賛成ですか、反対討論ですか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 請願第1号T P P協定を国会で批准しないことを求めることについての請願について、委員長は不採択ということでしたが、私は請願に賛成の討論を行います。

現時点で明らかになってきたT P P協定の内容と新庄市農業への影響、そしてI S D条項の問題について私なりに述べて賛成討論をさせていただきます。

政府は、今国会でT P P国会批准手続をしようとしています。昨年12月24日内閣官房T P P政府対策本部がT P P協定の経済効果分析と農林水産物の生産額への影響についてを発表し、T P Pが発効すればG D Pは2014年比で約14兆円拡大し、労働供給人口は約80万人ふえる、農林水産物は減少額は約1,300億円から2,100億円だが政策対応で国内生産量は維持されるという試算を明らかにしました。

これに対して、市内の農家やJ Aの幹部の方からT P Pが発効すれば市内の多くの農家は続けられない。国会決議違反だ。T P P交渉から撤退すべきだという声が上がっております。

アメリカのタフツ大学の世界開発環境研究所はT P P影響試算を発表し、日本のG D P成長率は2015年から2025年の10年間でそれぞれ0.12%、0.54%も落ち込み、雇用は日本で7万4,000人が失業し、アメリカも44万8,000人、カナダも5万8,000人、オーストラリアも3万9,000人がそれぞれ失業すると推定しました。

日本政府の試算とは真逆の試算となっています。タフツ大学は試算に当たり日本政府の使う

試算モデルではなく国連社会局のモデルを使用しほかのモデルでは除外されている雇用への影響を織り込んでいるからだそうです。タフツ大学の試算のほうが新庄市内の農家の思いに近いと思います。

なぜ、市内の農家の思いと政府の試算がこんなに違うのか。日本政府の試算方法は全ての農林水産物を対象としていないのです。試算対象品目は関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目で19品目の農産物、14品目の農林水産物に限定しています。要するに、極めて限定的な品目で政府は試算しているのです。

さらに重大なことは、重要5品目の調整品、いわゆる加工品が計算の対象外になっているのです。重要5品目586品目のうち29.7%に当たる約174品目が関税撤廃となっています。それが重要5品目の調整品です。米、小麦、砂糖、牛肉、豚肉、乳製品の調整品、加工品が計算の対象外となっているのです。

これらの加工食品の輸入が急増すれば、原料となる米、小麦、砂糖、牛肉、豚肉の生産に影響を与えます。影響試算に入れるべきものを入れずに政府は農林生産量は維持されるなどという幻想を振りまいているのです。

米について、新庄市の平成26年度決算から水田農業にかかわる新庄市の農業者は1,788人です。82%の方が農業以外の収入で生計を立てています。国全体では、消費量の減少から毎年8万トンの過剰生産となり、昨年度は農家の手取り価格は1万円を下回り、米の全国平均生産費の1俵1万6,001円をはるかに下回る水準になりました。今年度はやや改善されたとはいえ、依然として生産費を下回る米価水準になっています。

これに対して、TPPではアメリカとオーストラリアから合計で7万8,400トンの輸入増を認めるといいます。ミニマムアクセス米77万トンにさらに加えて輸入されるのです。輸入米

が国内生産量の1割を超えることとなります。国内の米需給や米の価格に影響を与えることは明らかです。輸入米の米価は圧倒的に安く、輸入差益を課したとしても政府は3年中2年で枠を満たさなかった場合価格を15%引き下げることTPP協定のサイドレターで約束しているのです。外食、中食に使われる輸入米が15%価格引き下げになれば国産米の価格下落への影響を与えることは明らかです。

もう一つの米の問題は米粉調整品です。現在、10万トンほどの輸入価格は60キロ当たり5,882円から5,958円です。和菓子やせんべいなどに使われています。一方、国産加工原料米が6,700円です。今でも安い輸入米粉がTPP協定後即時引き下げとなっております。

輸入増大と加工用国産米の価格引き下げ圧力となることは明らかです。政府は、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れるから、国産主食用米のこれまでの生産量や農家所得に影響は見込みがたいと言いますが、果たしてどうでしょうか。問題は備蓄米の経費です。1万トン当たり20億円かかります。毎年20万トン買い上げることで年間400億円が備蓄米の経費となります。これに7万8,400トンとして156億円の経費が上乗せされます。現在の備蓄制度では数年間保管した後飼料用などの非主食用として販売します。農林水産省の試算では差し引き年間700億円の出費となります。これに対して以前のやり方の備蓄では主食用古米として毎年販売するので、150億円の出費で国は済むのです。財政負担が厳しくなったときに前の備蓄方法に戻す可能性もあり、そうなれば絶えず安い古米が市場に流入し、米の需給バランスが崩れ価格下落になるのは必至です。

米は毎年8万トンの余剰米が発生しており絶えず価格下落の圧力を受けております。そこにTPPによる価格下落の要因が加わるわけで、政府の米の影響ゼロという試算が全くの絵空事

であることは明らかでないでしょうか。牛肉、豚肉についてはどうでしょう。政府試算では減少額はあるとしながらも生産減少率はゼロ%としています。2014年の牛肉の国内生産量は50万2,000トン、輸入量は73万8,000トンで輸入量は国内生産の1.47倍になっています。豚肉は国内生産量が125万トンに対して輸入量は121万6,000トンで輸入量が国内生産量と匹敵しています。輸入牛肉の肉質は乳用種の牛肉と競合しています。輸入牛肉の価格下落は乳用種の牛肉価格を直撃します。牛肉の関税がTPP発効時に一気に10%削減です。16年目には今の38.5%が9%にまで削減です。政府の試算はこの関税削減分の2分の1しか輸入牛肉価格の下落を見していないのです。本来は関税下落分をそのまま価格下落として見るべきなのです。それで見れば牛肉の生産減少額は2倍にふえるのです。

豚肉も同じです。さらに、政府の影響試算では牛肉、豚肉の調整品を対象外にしています。牛肉、豚肉の調整品は2014年には牛肉が58万トン、豚肉が85万トンも輸入されています。現在のそれぞれの肉の輸入量の7割から8割にも及ぶ量です。牛肉、豚肉の調整品はTPP発効後の11年目には関税撤廃です。ハムやベーコンだけでなくとんかつなども調整品です。無関税で輸入される影響は大きいのです。酪農は乳牛を絶えず妊娠出産させ牛乳を生産しています。雄の子牛を肉牛に育てる肥育農家に買ってもらうことで重要な収入源としています。牛肉の関税が38.5%から9%に引き下げられるなら、圧倒的に安い輸入牛肉が輸入され、肥育農家の経営に打撃を与え、子牛価格の下落によって酪農経営にも打撃となるのです。

牛乳、乳製品について見てみます。政府の試算は生産減少額はあるが生産減少率はゼロとしています。この影響試算でも乳製品向けの牛乳価格低下は関税削減分の2分の1しか見ていないのです。これは関税削減額相当分にすれば生

産減少額は政府試算の2倍になります。牛乳、乳製品も政府の試算で調整品は対象外とされています。今でも年間約18万トンも輸入されている粉乳、調整品がおおむね8年から11年目に関税が撤廃となっています。市内の酪農家によれば1キロ当たり約100円の生産者価格でようやく維持している状態だそうです。関税削減で輸入が拡大され、価格が下がればやめるしかないとのことなのです。

TPPでは国内生産を維持されると見込むことは困難であり、食糧自給率は下がることは明らかです。自給率を上げることこそ国防ではないのかと市内のJAの幹部がおっしゃっていました。同感です。

TPPの狙いは関税撤廃だけでなく非関税障壁の撤廃にあると言われています。ISD条項の問題です。ISDは外国投資家が投資先国家の政府を海外の裁判(仲裁)に訴える制度です。グローバル資本が一国の内政に干渉する有力な手段です。それによって犠牲となるのは生命や健康、環境といった人間にとってかけがえのない価値です。

例えば、子宮頸がんのワクチンの主要なメーカーはアメリカの会社です。子宮頸がんのワクチンは2013年4月小学6年生から高校1年までの女子に積極的に接種しようとなりました。しかし、6月から一時的に差し控えられています。それは、深刻な副作用被害が存在したからです。科学的な因果関係は認められてはいません。しかし、予防原則という考えで差し控えられています。そのワクチンは5万円と言われ、対象年齢者300万人と見れば1,500億円もの市場規模のもので、毎年義務となれば、年間50万人、年間250億円もの安定的な市場となります。

もし、TPPが発効されていたら、アメリカの企業から日本は訴えられ科学的根拠を示さねばならなくなり、できないために予防原則は投げ捨てられ、子宮頸がんのワクチンを積極的に

進めねばならなくなってしまう。TPPが発効していたら、深刻な被害をふやすことになりかねなかったのです。

日本国憲法76条1項は国内の紛争は全て国内の裁判所に帰属することを定めています。しかし、ISD条項はこれに反するものとなります。ISD条項は国内の紛争であるにもかかわらず外国投資家に対して海外の仲裁による解決を求める選択権を与えるものです。訴訟大国であるアメリカとのISD条項は大変危険なものとなります。ISD条項をバックにしてアメリカ資本によって国内政策や制度がゆがめられていく可能性は格段に大きくなるのです。

新庄市の基幹産業、市民の命の源である農業を守る立場から、また国民の生命や健康、環境を守るためにもTPP協定の批准はしないほしいという請願に賛成討論といたします。以上です。

**清水清秋議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** ほかに討論なしと認めます。よって討論を終結し直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

請願第1号TPP協定を国会で批准しないことを求めることについての請願書について、委員長報告は不採択であります。請願第1号については原案のとおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**清水清秋議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 投票を締め切ります。

投票の結果賛成7票反対10票、賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時56分 開議

## 日程の追加

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

追加案件が出ておりますので、ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長森 儀一君。

(森 儀一議会運営委員長登壇)

**森 儀一議会運営委員長** それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午前11時35分から、議員協議会室におきまして議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議案3件、補正予算5件及び奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書の提出についてと閉会中の継続調査申し出についての議会案2件、計10件を本日の議事日程に追加していただくことにいたしました。

以上よろしく取り計らいいただきますようお願い申し上げます。議会運営委員会における協

議の経過と結果について報告いたします。よろしくお願ひいたします。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案3件、補正予算5件、議会案1件及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案3件、補正予算5件、議会案1件、閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後0時00分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第25議案第33号新庄市副市長の選任について

**清水清秋議長** それでは、追加日程に入ります。

日程第25議案第33号新庄市副市長の選任についてを議題といたします。

ここで副市長伊藤元昭君の退席を求めます。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第33号新庄市副市長の選任について御説明申し上げます。

本案は、新庄市の副市長として伊藤元昭氏を選任することにつきまして地方自治法第162条の規定による議会の同意を求めるため御提案申し上げます。

御同意をお願い申し上げます伊藤元昭氏は、参考として添付しております経歴でございますように昭和50年に新庄市職員となり、その後最上広域市町村圏事務組合事務局長、政策経営課長、総務課長等の要職を歴任いたしまして現在新庄市副市長の職についていただいております。

このたび、副市長に選任するに当たりまして本市行政に精通しており経験豊富な同氏を最も適任と考えまして御提案申し上げます。御審議いただき、御同意くださいますようよろしくお願いいたします。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第33号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略いたし、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第33号新庄市副市長の選任についてはこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第33号はこれに同意することに決しました。

1時まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいま、伊藤副市長には着席していただいておりますので、副市長に選任されました伊藤元昭君に御挨拶をお願いいた。

**伊藤元昭副市長** 時間をおかりしまして一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは選任に御同意いただきましてありがとうございます。

国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、本市といたしましても他市町村と競い合いながらも新庄市の魅力を大いに発信していかなければならないと思っています。こうした中、2期目となり改めて身の引き締まる思いをしておりますが、市長の命をいただきながら魅力ある新庄市のまちづくりに粉骨砕身副市長の重責を全うしてまいりますので、今後とも今まで同様御指導御鞭撻賜りますようお願い申し上げます御挨拶にさせていただきます。

## 日程第26議案第34号新庄市監査委員の選任について

**清水清秋議長** 日程第26議案第34号新庄市監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 議案第34号新庄市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、識見を有する者のうちから選任した監査委員の任期が本年3月31日で任期満了となりますことから、新たに選任するために地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願い申し上げます。

御同意をお願い申し上げます大場隆司氏は、

参考として添付しております経歴でございますように昭和57年3月に慶應義塾大学卒業後平成2年11月に司法書士の資格を取得され、平成4年4月に司法書士大場隆司事務所を開設されております。

このたび、監査委員を選任するに当たりまして高度の学識と経験を有している同氏を最も適任と考え、御提案申し上げますのであります。

御審議いただき、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第34号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって本件は委員会の付託を省略することに決しました。お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略いたし、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第34号新庄市監査委員の選任についてはこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第34号はこれに同意することに決しました。

## 日程第27議案第35号財産の処分について

**清水清秋議長** 日程第27議案第35号財産の処分に

ついてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 議案第35号財産の処分について御説明申し上げます。

本案は、新庄中核工業団地の土地を売却するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

このたび、新庄市内に本社のあるマルカ林業株式会社より新庄中核工業団地の土地譲り受け申し込みがございました。同社は新庄市近隣で発生する未利用材等を集荷して燃料チップを製造し、隣接して建設を予定している再生可能エネルギー固定価格買取制度認定取得の木質バイオマス発電所に供給する事業を行うこととしたものであります。

売却する土地は、新庄中核工業団地Cの2区画の5万1,180.09平方メートル、売却価格は2億円でございます。

売却の相手先はマルカ林業株式会社代表取締役柿崎和朗氏であります。以上、御審議賜り御決定くださいますようお願いいたします。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第35号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第35号については、委員会への付託を省略したいと思っております。

それでは、ただいま説明のありました議案第35号について質疑に入ります。質疑ありますか。

**14番(新田道尋議員)** 議長、新田道尋。

**清水清秋議長** 新田道尋君。

**14番(新田道尋議員)** 財産処分は私は賛成はするんですが、この事業の中身について若干お伺いしておきたいと思っております。

場所は工業団地の入り口。Cの2ということになっていますが、これを売却することによって中核工業団地の中で入り口とCの出口と申しますか、両方木材関係の事業が始まることになるというわけで、ただ私が一番心配なのは、前にも申し上げたことがあるんですが、騒音とじんかい、ちりが出ないかということが一番心配な事案でありまして、これにつきましては同業をやっている業者に荒川課長に申し上げましたが、よく精査するようにと申し入れをした経緯があるわけで、現状をよく調査されたことは間接的に聞いていますが、果たして大丈夫かどうか。騒音とじんかい。

一般的には製材すれば必ずおがくずという形で、重いものは下に落ちますが、細かい霧にも似たちりが必ず昔から出ます。あとはどういう場所でやるかわからんですから、工場内で建物の中でやるとすればある程度防いで浄化しながら排気するという装置があるわけで、それであればある程度抑制されるということになりますが、また発電ですので、木材を運搬してきてこれをチップ化するわけですね。そうすると、チップの稼働する機械の音というのはすばらしい音をするというのが、私1回経験したことがあるので、規模によって能力によって音の程度というのも比例して起こるわけでその辺はどういう設備でどういう状況になるかということが心配なものですから。

それから、年間どれぐらいの量を消費できるかですね。例えば、話によると協和木材さんは年間20万立方メートルという大変莫大な木材を処理するというのを聞いております。片やこちらのマルカ林業ではどのぐらいの量をやるか。

そうするとこれを運搬する当然輸送原木車と通常言っている平ボディの車が相当走ります。

私が自分で試算したところによりますとこの量をこなすには10分間に1台の割合で1日7時間稼働すると10分間に1台、往復で2倍になりますね。5分間に1台ずつ往復することになります。それが、知っている方、おると思うんですが、この辺で走っている原木輸送車というのは両脇も後ろもあおりがついていない車がほとんどです。そこへ原木を積んでくれば必ず一緒に樹皮もついてくるわけで、山から切り出したそのまま来るとすればそこに必ずほこりがついてきます。木くずがついてくることになります。そうするとそれがあおりがないために風圧で落ちるといった現象が見られます。それが大体運搬中に往復10分間に1回通ったとすると相当の量のごみが持ち込まれるということにもなります。

両方から出るごみの障害が起こらなければいいんですが、私が一番心配するのは団地内に持ち込まれたごみがどういうふうに影響してくるかという心配があるわけです。御存じのとおり、今工業団地の中では精密機械とか部品とかほこりを嫌うような業者が数多く設置、入り込んでおりますので、その辺の前のガスのときには周辺の会社に聞き取りをしたということもあったんですが、今回はその辺の展示協議会の中の話はどうなっているか。その辺もお聞かせをいただきたいと思います。

**荒川正一商工観光課長** 議長、荒川正一。

**清水清秋議長** 商工観光課長荒川正一君。

**荒川正一商工観光課長** さまざまな面での御指摘をいただきました。ありがとうございます。

私どもでも工業団地ある程度埋まってきましたので、その点にも配慮しながら進めてきておったところでございました。

今般のC2区画の5万平方メートルにつきましては、マルカ林業で搬入をした材を貯留しな

がらチップ製造を行う。マルカ林業を含めたグループ会社で今新しい会社を設立する準備をしていますが、その会社で製造したチップを燃料にしてバイオマス発電を行うという経営の方向に行く形となります。

その中で、今御指摘がありました、特に粉じん、騒音ということではありますが、まず最初にチップ製造の分になりますけれども、チップ製造工場につきましては大きく上屋がつきます。したがって、防音防じんということに随分配慮しているんだなと思います。さらに、音がありましたので実際同じ機材、機械チップパーを使っている広島県の業者が向かいまして、測定もしています。法に基づく中核工業団地の中の規制基準の中にありますので、その辺は今までは違った音はするんでしょうが、そこに上屋がつくということもありまして、測定も行ってありますので、先進例もありながらこれから進められる部分では大丈夫なのかなと。

あとはチップを製造したところを新しい発電所にベルトコンベアで持っていきますが、持っていく際も飛散しないように上屋が入ることがあります。発電所にボイラー装置が大きく入りますが、そちらの音もひとつ御懸念されている部分なんだろうと思います。

こちらにつきましては推測推計という形のデータを出して計算しております。それはうちの工業団地の規制基準の中なんですけど、発電所は24時間稼働ということになりますので、夜間がどうなんだという問題が出てこようかと思っておりますので、そちらは先進例ということで県外に行ってください。

議員さまと教えていただいた部分がありますので参考にしながら行ってまいりました。やはり、同じような高さも規模も同じでしたので、随分参考になるなと思いつつ関係の3課とともに行ってまいりましたが、結果は日中はそれなりの音はしますが、規制基準内というこ

とでうちの団地にもそれは当てはまるんだということを確認いたしました。夜もありますので、近隣の集落一番近いところに行ってその集落の中でどんな音するのかということも行った面々で確認してまいりました。音を聞き取るということを中心すれば入ってくるという感じの音でございました。その距離は大体300メートルぐらいということでしたので、私どもの団地から見れば一番近いところの地域になりますとちょうど2倍の600メートルぐらい。さらに、うちの工業団地の場合緑地帯があのおり幾重にも樹木がありますので、その防音も効果的になるんだろうとっております。

搬入室の木材関係ですけれども、1日220トンぐらいということになります。貯留場所を同じ区画の中に設けておりますので、毎日ということにはならないかと思っておりますけれども、これをならしていきますと1日220トンということで、トラック大小さまざま入れ込めば1日平均20台くらいという計算になるかなということをお業者と確認しております。搬入する場合におきましてもなるべくごみが飛ばない工夫ということで、箱ダンプあるいはシートを使ったりということをしておりますが、原木が裸でということもあろうかと思っております。分譲契約の中で環境保全の協定も結んでまいりますので、その辺の公害防止あるいは地域住民へのできるだけ支障にならないような形の中での申し入れもしてまいりますし、状況に応じましては必要に応じた指導指示ということも考えられることではあるなと思っております。

できるだけ、そのような形で最初から大きな問題にならないような形での協議を進めているというところがございますので、よろしく願いしたいと思っております。

14番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

14番(新田道尋議員) 今、説明を聞いて、概

略大体わかりましたですが、建物の中で全部処理されるということで騒音またはじんかい防止の装置も当然つくでしょうからこの辺は問題ない。ただ、焼却するので基準内でやるようになるんでしょうけれども、ただ全部除去するというわけにはまいらないんじゃないかと考えられるわけですね。それで将来にわたっていろんなトラブルが団地内に起こらないように最大限努力していかなければならないんじゃないかと思っております。

今考えられるのは1日の20台の原木車の通行に対するごみのばらまき道路に起きますので、その辺をどのようにこれからやっていくのか。賢明なやり方とすればどこか別の場所で、山から直接来るのじゃなくて、一旦原木置き場に置きましてそこで皮だけをむいて物だけを持ってくるとごみが最小限に抑えられるような方法ができれば一番いいとは思いますが、やはり操業が始まってからあららという状況にならないような、わかるところは相談しながらマルカ林業と話し合いながら詰めていかなければならないんじゃないかと。

現に、今原木運搬している業者がこの郡内でごみをまき散らして歩くということで国交省から厳重に注意されたという最近の話を聞いていますので、やはり歩いていけば必ずごみが飛ぶんですよね。そういうことをある程度想定していかなければならない。または、マルカ林業はいいけれどもさっきも言ったとおり反対側には協和も来るわけでございますので、そちらも同じような問題が発生するんじゃないかと私は思っているんです。ですから、どういう順序でこれから作業していくかわかりませんが、詳細はわかりませんが、やはり極力団地内にはごみというものは持ち込まない方法でやるように市としても監督指導を徹底していただかないと、問題が起きれば必ず市にはね返ってきますので、十分検討していただきたいと思

ます。以上です。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は討論を終結し直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第35号財産の処分については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

## 議案 5 件一括上程

**清水清秋議長** 次に、日程第28議案第36号平成27年度新庄市一般会計補正予算(第6号)から日程第32議案第40号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)までの補正予算5件につきまして会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第36号平成27年度新庄市一般会計補正予算(第6号)から議案第40号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)までの補正予算

5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、最終日に至り、議案第36号から議案第40号までの平成27年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の追加補正予算について御説明申し上げます。

県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴う給与費等の増額補正と国の補正等に伴う繰越主な明許費の内容としております。

補正予算書1ページ、議案第36号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ2,495万7,000円を追加し、補正後の予算額を167億4,063万4,000円とするものであります。

5ページでは繰越明許費を計上しておりますが、合わせて4事業ございまして、このうち国の補正に伴うものが3事業となっております。

9ページからの歳出では、1款から10款まで県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴う給与費等の増額補正を計上しております。その財源として歳入では交付税を増額計上しております。

17ページからの議案第37号から議案第39号までの3つの特別会計及び議案第40号水道事業会計につきましても、一般会計同様職員給与費の補正を計上しております。また、公共下水道事業特別会計では19ページ、第2表繰越明許費において社会資本整備総合交付金を活用した管渠建設事業と処理場建設事業を計上しております。

私からの説明は以上であります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第36号から議案第40号までは、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第40号までの補正予算5件については、委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明がありました平成27年度補正予算5件の審議に入ります。

初めに、日程第28議案第36号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第6号）について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 9ページに議会費がありまして議員報酬等というのがあります。総務費一般管理費で市長、副市長の給与費があります。15ページ、教育費の中で教育長の給与費があります。これらを合わせると金額が幾らになりますか。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**清水清秋議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 給料と給与、報酬だけを見ますと前にもお答えしましたとおり125万7,000円となるはずでございます。ただ、この中には共済その他の経費もかかっているございますので、若干その辺の違いはございますが、給料と報酬につきましては125万7,000円と御説明したとおりと認識しております。以上です。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第36号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第6号）については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第36号について、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

**清水清秋議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は賛成15票、反対2票、賛成多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

**清水清秋議長** 日程第29議案第37号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は討論を終結し直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第37号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり決

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30議案第38号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は討論を終結し直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第38号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第31議案第39号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は討論を終結し直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第39号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32議案第40号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は討論を終結し直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第40号平成27年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 日程第33 議会案第1号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について

清水清秋議長 続いて、日程第33議会案第1号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長高橋富美子君。

(高橋富美子総務文教常任委員長登壇)

高橋富美子総務文教常任委員長 今回提出いたします意見書は先ほど総務文教常任委員長報告におきまして報告いたしました。委員会として意見書を提出することといたしました。それでは、私から説明させていただきます。

議会案第1号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年3月17日。

新庄市議会議長清水清秋殿。

提出者は私新庄市議会総務文教常任委員会委員長高橋富美子でございます。

それでは、次のページをお開きください。

奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書。

大学など高等教育を受けるために奨学金は欠かせないものとなっており、現在大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しその利用者は年々増加しています。

その背景には私立大学初年度納付額の平均が131万2,526円、国立大学では標準で81万7,800円と高騰していることや、家庭収入が減少していることにより奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めていることがあります。

しかしながら、近年大学を卒業しても奨学金の返済ができない若者が増加しております。延

滞金の利率が5%に引き下げられましたが、卒業後に就職できなかったり、非正規雇用者が増加したことなどにより現在滞納者は33万人にも及んでいる状況であります。

そのため、結婚や出産、子育てへの影響も懸念されているところです。よって、国においては若者を社会全体で応援し安心して学ぶ意欲を支える制度としてさらなる奨学金制度の充実について下記の事項を実現するよう強く要望します。

記。

1、速やかに大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに高校における奨学給付金制度のさらなる拡充を図ること。

2、返済額が所得に応じて返済できる奨学金制度を確立すること。

3、大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣宛てでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第1号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書については会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) ただいまの意見書の案は請願者の趣旨、意図をほぼ酌んでくださり趣

旨とほとんど内容が変わらないすばらしい意見書をつくっていただいたなと感謝したい気持ちでおります。

ならば、どうして趣旨採択にならなかったのかと残念なんですけれども、請願者というのは一般市民です。ですから、不採択、細かい部分は確かに少し間違っていたり、細かい部分、こんなところまで要らないのかなという部分もあるのかもしれませんが。でも、市民としてその思いを出している請願を私は趣旨が大体間違っていなければ議会としては採択と本当はすべきだったんでないかなと思うんです。

今後において、このようにほぼ同じような内容で出される立場でおられると思いますので、私は市民の請願権を大事にして細かいところはいろいろ疑義があつたにしても大まかな点で市民全体の利益になると判断した場合は私は趣旨として趣旨採択というのがあるわけですから、請願を採択とすべきだったと思います。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、今の総務文教常任委員長議会案で出したことに関して質問をお願いします。佐藤悦子議員が言っている総務文教常任委員会に付託された請願第2号についてはもう採決しておりますので、そのことについては触れられても議論する余地はありません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 大変立派な意見書を出していただいて感謝申し上げます。今後、請願採択するかどうかについてはこのようなすばらしい立場でおられることを大事になさって今後検討いただきたいということを要望して終わります。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議会案第1号奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

### 日程第34閉会中の継続調査申し出について

**清水清秋議長** 次に、日程第34閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の活動について各常任委員長より閉会中の継続調査申し出がありますので、申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査については各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会

**清水清秋議長** ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、今定例会の慎重審議につきまして御礼を申し上げたいと思います。

3月11日ことは金曜日、5年前と同じ年回りであったと思います。そういう意味では格別な5年目だったという思いで議会に臨ませていただきました。あの東日本大震災におきましてはこの議場も大いに揺れて議会を短縮したなどという思いがよぎったところでもあります。

現地では多くの被災者がまだ復興半ばだということもあります。本当に早い復興にあって安心安全な生活が送れることを心からお祈り申し上げます。

今回平成27年度最終でもあり、平成28年度の貴重な予算審議という今議会でもありますが、27年度においてはふるさと創生、定住自立圏のビジョンに向けた作業を開始したところでもあります。

その中にありまして10月に行われました国勢調査におきましてはこの地域6,000人余りの方がこの地域で5年間で減少しているわけです。新庄市におきましては5%、1,946名が速報値で減少しているという状況。多くの市町村の大きな課題、全国的に人口減少をどうするかという課題が本当に浮き彫りにする国の大きな問題であります。

そんな中、平成28年度施政方針に基づきながら議員の皆さんからいただいた御意見をしっかり受けとめながら、一つ一つ確実に施策を実施していくことによりまして課題を乗り越えてまいりたいと思っております。

また、本年は11月にユネスコの審議が始まる予定であります。これにつきましては新庄市の一番大きな財産である新庄まつりを世にさらに輝かせていく大事な年であると思っております。

予算書には大きく計上しておりませんが、情報収集を進めながら多くの皆さんの意見をいただき補正を対応しながら新庄まつり、ユネスコ登録の際には市民挙げたお祝いにできればいいなと考えているところであります。

最後になりますが、このたびの議会をもちまして退職される、また監査委員の高山委員さんにおいては8年にわたり指導していただいたことに心から感謝申し上げます。

そのほか、退職する課長も大変一番財政の厳しい時期に現場の第一線でいた方々が今回退職するという心も考え方もひとしおなところがございしますが、議員の皆様方の指導を仰ぎながら現職を務め、ことは百六十数億円の、これまでの新庄市の財政の3番目に大きな予算を組むことができたのも議会と職員の両輪のおかげだと感謝しております。今後におきましては十二分に体調に留意されながら本市発展のためにさらに御尽力、御意見、御指導賜ればありがたいなと思っております。

来年度平成28年度に向けて市民の皆さんの負託に応えられるような精いっぱい職員ともども努力してまいりますので、議員の皆様方の厚い御指導、御支援のほどお願いしまして3月議会の御礼の言葉とさせていただきます。今回、まことにありがとうございました。

**清水清秋議長** ここで、この3月31日付をもちまして退任されます監査委員高山孝治君より御挨拶いただきたいと思っております。

**高山孝治監査委員** 思い起こせば8年前、平成20年、東京からUターンしてまいりましてはえある新庄市のために監査委員という大役を仰せつかってまいりました。非常に光栄な思いでございました。

やはり、新庄市の財政を直に拝見いたしました感動したことが幾つもございました。例えを申し上げますと、夏の成人式、あのような予算であのような流れるような成人式を淡々とこな

していくということをやはり目の当たりに拝見いたしまして非常に感動した思いでございました。お金さえかければいいというものではなくて、非常になかなか工夫されてやっていたと思います。

当時、平成20年と申しますと実質公債費率が25.9という数字でございまして、北海道の夕張ですか、その次ではないかということがやゆされていた時代でございました。ことし、平成27年度の決算議会におきましては平成26年度においては10.9と15ポイントも縮小することができました。これも皆さん、市民の皆さん一丸となってやってこられた成果ではないかと思えます。今後もさらなる新庄市の発展のために御尽力いただければ幸いに思います。

長い間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

**清水清秋議長** 以上をもちまして、平成28年3月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時51分 閉会

新庄市議会議長 清水清秋

会議録署名議員 山科正仁

〃 〃 新田道尋